

松阪市こども計画

【令和7年度-令和11年度】



2025年(令和7年)3月

松 阪 市

はじめに

松阪市は、豊かな自然と悠久の歴史・文化に恵まれ、市民が笑顔で健康な暮らしを実現するための環境に恵まれた素晴らしいまちです。とりわけ、こどもたちが夢と希望を持ち、こどもの笑顔が町中にあふれることは、本市の未来を支える希望の光となるものでもあります。



しかし、近年、人口減少やデジタル化の進展などにより、こどもを取り巻く環境が大きく変化しています。それに伴い、児童虐待やいじめ、不登校、こどもの貧困、ヤングケアラーの問題が深刻化し、家庭や学校だけでなく、社会全体でこどもと子育てを支えていかなければならない課題が数多く存在しています。

このような状況を背景に、国では令和5年4月にこども基本法を施行し、同年12月にはこども大綱が策定され「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められています。

松阪市では「第2期松阪市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係部局や機関と協力し総合的な子ども・子育て支援施策として、様々な取組を続けてまいりました。

こども基本法では、こども施策計画を一体化できることから子ども・子育て支援事業計画の改定に合わせて、令和7年度より各計画を包含した新たな「松阪市こども計画」を策定しました。

本計画のめざす姿は「すべてのこどもが夢と希望を持ち こどもの笑顔が輝くまち」です。このビジョンを実現するために、こどもが自分らしく成長し、夢を持てるように、社会全体でこどもを尊重して支えることが重要です。一人ひとりのこどもが安心して成長できる環境を整えるため、こどもの最善の利益を考え、総合的かつ持続的な支援に努めていく所存です。

松阪市の未来を担うこどもたちが、夢と希望を持ち、明るい笑顔で成長することを心より願っております。

最後に、本計画の策定にあたり真摯に審議を重ねていただいた「松阪市子ども・子育て会議」の委員の皆さまや、アンケート調査で貴重なご意見をお寄せいただきましたこども・若者をはじめ、市民の皆さまなど関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

2025 年(令和 7 年)3 月

松阪市長 竹 上 真 人

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	5
第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題	7
1 人口・世帯等の動向	7
2 婚姻の動向	10
3 働く女性の状況	13
4 共働き世帯の状況	14
5 アンケート調査結果等の概要	15
6 子ども・子育て支援に関する課題	31
第3章 こども計画の基本的な考え方	36
1 めざす姿	36
2 計画推進の原則	37
3 施策の体系	38
4 目標指標【計画全体の成果指標】	39
5 施策	40
5-1 ライフステージを通じた取組	40
5-2 ライフステージ別の取組	51
5-3 子育て当事者への支援に関する取組	61
第4章 子ども・子育て支援サービス	66
1 子ども・子育て支援サービスの全体像	66
2 子ども・子育て支援の意義	67
3 保育園・幼稚園における現状	68
4 放課後児童クラブにおける現状	70
5 子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果と分析	72
6 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価	88
7 将来人口の推計	91
8 教育・保育提供区域の設定	93
9 保育の必要性の認定について	93
第5章 教育・保育の量の見込みと確保の内容	94
1 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策	94
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	113



第6章 計画の推進	124
1 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供	124
2 教育・保育の推進に関する体制の確保	124
3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	124
4 計画の推進体制	124
5 計画の進行管理	125
資料編	126
1 松阪市子ども・子育て会議委員名簿	126
2 策定経過	128
3 松阪市子ども・子育て会議条例	129
4 用語解説(50音順)	131

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

社会環境が変わっても、未来を担うこどもたちには無限の可能性があります。一人ひとりのこどもが自分らしさを大切に健やかに成長し、夢を持って輝けるよう、社会全体でこどもを一人の人間として尊重し、支え育むことが大切です。こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を優先して考慮し、こどもの育ちを保障する環境を整えることは、地域の使命です。

国は、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律として「こども基本法」を施行し、同年12月にはこども政策の基本的な方針や重要事項等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

この「こども大綱」では、すべてのこども・若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

また、こども基本法第5条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、第10条第2項では、都道府県は、国の「こども大綱」を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の「こども大綱」と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

同条第5項において「市町村こども計画」は、「法令の規定により市町村が作成する計画であって、こども施策に関する事項を定めるもの」と一体として作成することができるとされました。

松阪市では、このたび子ども・子育て支援法第61条に基づく「第2期松阪市子ども・子育て支援事業計画」の改定時期を迎えることから、上記のことも踏まえ、令和7年度より、「第3期松阪市子ども・子育て支援事業計画」などを包含する「松阪市こども計画」を策定します。

■こどもまんなか社会■

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング^{※1}）で生活を送ることができる社会

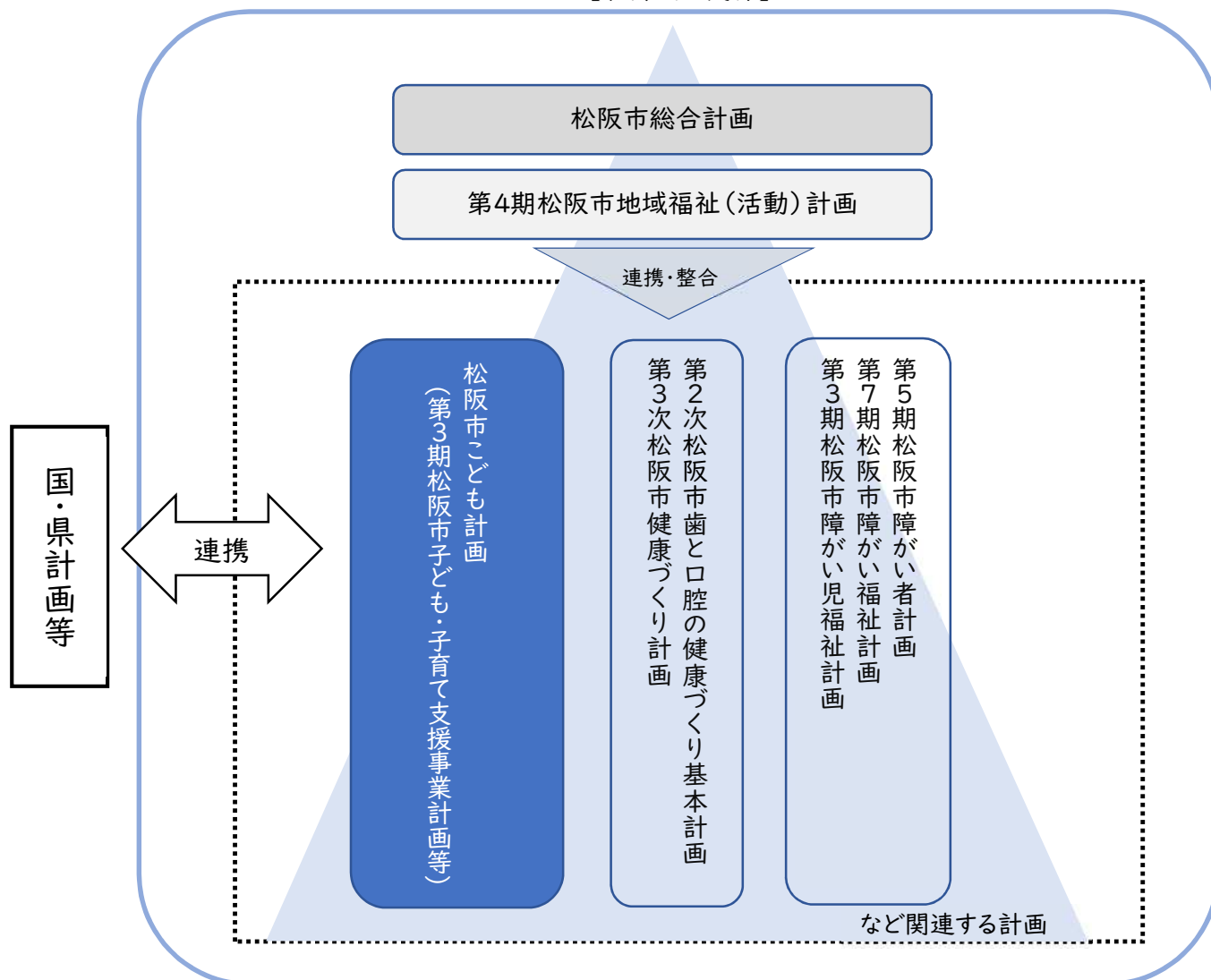
*本計画では、基本的に「こども」を使用します。ただし、法律上の定義や名称に関連する部分は「子ども」を用いています。なお、「こども」は「子ども」の同義語であり、意味に特段の差異はありません。

※1 ウェルビーイング：身体的、精神的、社会的に満たされている状態を指す言葉。心身が健康であるだけでなく、社会的にも良好であることを意味し、「幸福」と訳されることもある。世界保健機関（WHO）憲章でこの言葉が使われたことから、注目されている。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「松阪市総合計画」をこども・若者育成の視点で具体化する分野別計画であり、その他「第4期松阪市地域福祉計画・松阪市地域福祉活動計画」「第5期松阪市障がい者計画」「第7期松阪市障がい者福祉計画」「第3期松阪市障がい児福祉計画」「第3次松阪市健康づくり計画」「第2次松阪市歯と口腔の健康づくり基本計画」など関連する他の分野別計画との調和と整合性を図り策定するものです。
- さらに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」「母子保健に関する計画」としての位置付けも含む計画として策定するものです。
- こどもの育ちや子育て家庭に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、就学前のこどもの教育・保育事業や地域子育て支援事業の具体的な取組を示すものであり、市民をはじめ、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、こどもの育ちや子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

【各計画の関係】



○持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGs（エス・ディ・ジーズ）とは、平成27（2015）年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」に記載された、国際的な取組目標である「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略です。持続可能な世界を創出するために、2030年までにすべての国や地域で取り組むべき17の目標とそれを達成するための169の具体的な取組内容、取組の成果を計るための232の指標で構成されています。

本市では、地域からこの目標を実現できるよう施策等の推進に努めます。

本計画と関連の強いゴールは、点線の枠で囲った目標となります。

■SDGs17の目標





3 計画の対象

基本的に、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、こども・青少年とその家庭に加え、子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体等も対象になります。

また、施策の内容によっては、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応ができるよう努めます。

■□今回一体的に策定する計画の根拠と概要□■

計画	根拠法令	計画の概要
こども計画	こども基本法 第10条	全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことをめざして、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を一元的に定める計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域子ども・子育て支援事業の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ることを目的とする計画
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される社会を形成することをめざして、次世代育成支援対策の目標、実施する支援対策の内容及びその実施時期等を定める計画
こども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項	全てのこども・若者の健やかな成長と自立をめざして、総合的・体系的に推進することも・若者育成支援施策を定める計画
こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、その他の権利利害を害されたり、社会から孤立したりすることがないように、こどもの貧困の解消に向けた対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等）の基本となる事項を定める計画
その他 母子保健計画等		

※参考：子ども・若者育成支援推進法の規定に基づき策定された「子ども・若者ビジョン」においては、それぞれ対象となる者を以下のように定義している。

- ・こども：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで 0歳から5歳）、学童期（小学生 6歳から 12 歳まで）及び思春期（中学生、高校生世代 13 歳からおおむね 18 歳未満まで）の者。
- ・若者：思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね 30 歳未満まで）の者。施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者も対象。

【こども・若者の範囲】



4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とします。

ただし、こどもの人口の推移や事業の進捗状況、法改正等により、計画期間内に一部事業を見直すこともあります。



5 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳の就学前児童の保護者、小学1～6年生の保護者を対象として、「子ども・子育て支援事業計画策定にかかる子育て支援に関するアンケート調査」、「関係団体アンケート」を実施しました。

(2) こどもの意識実態調査

本計画にこどもの意見を反映するため「小学生・中学生・こども・若者アンケート調査」を実施しました。

(3) 松阪市子ども・子育て会議の設置・開催

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策をこどもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「松阪市子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

(4) パブリックコメントの募集

広く市民の皆様から意見を募り、反映させるために、計画案について令和7年2月14日から3月7日までパブリックコメントを実施し、意見の概要と、これに対する本市の考え方をホームページで公表しました。

(5) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や三重県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。



(6) こども計画に基づき実施する施設整備事業

幼稚園、保育園、認定こども園、児童センター等の子育て関連施設について、その整備にあたっては「松阪市公共施設等総合管理計画」に基づき、安全安心で快適に過ごすために必要な新築、改築、改修、修繕等により、保育環境の確保に必要な整備を行います。

なお、個々の事業等については、「松阪市立幼稚園・保育園あり方基本方針」「保育提供体制の確保のための実施計画」等において示していく方針です。



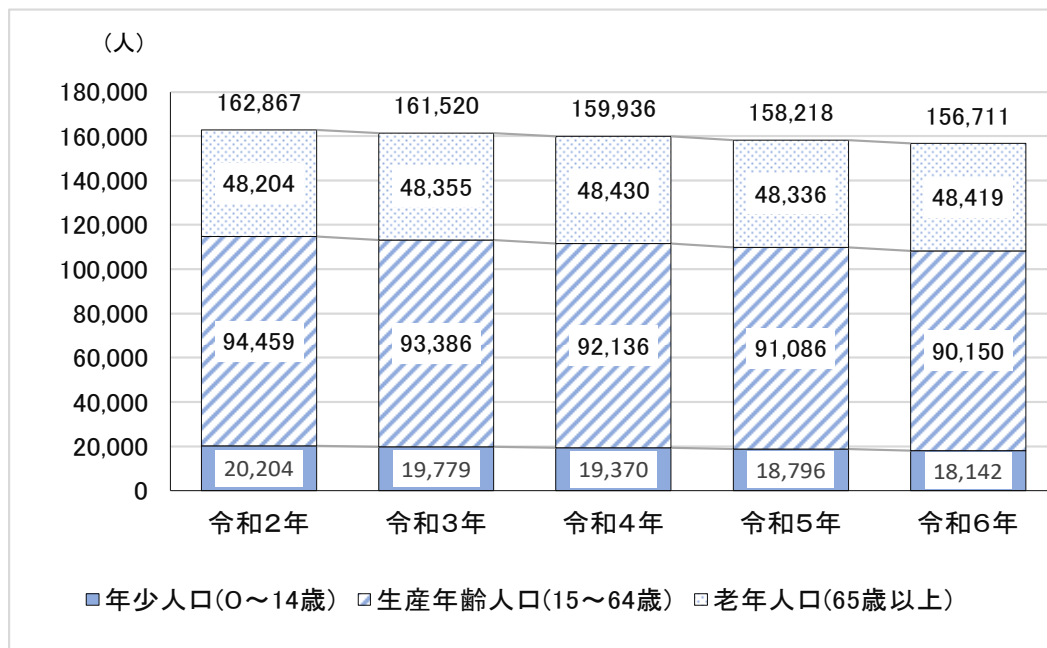
第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題

Ⅰ 人口・世帯等の動向

①人口の推移

本市の人口推移と推計をみると減少傾向となっており令和6年には156,711人となっています。年齢を年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)の3区分に分けてみると、年少人口(0～14歳)は減少傾向が続いており、令和6年には18,142人となっています。それに対し、老年人口(65歳以上)は増加傾向となっており、令和6年には48,419人となっています。令和6年の高齢化率は30.9%となっています。

【人口の推移】



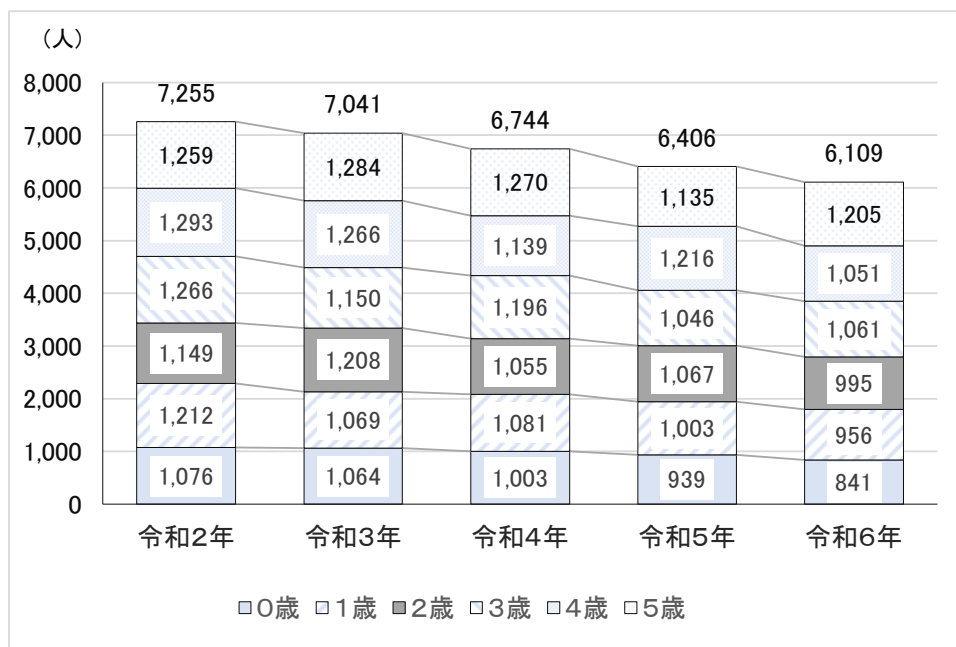
資料:住民基本台帳(各年4月1日)



②就学前児童数の推移

就学前児童数の推移と推計をみると、減少傾向で推移しており、令和6年では6,109人と、令和2年から1,146人減少しています。

【就学前児童数の推移】

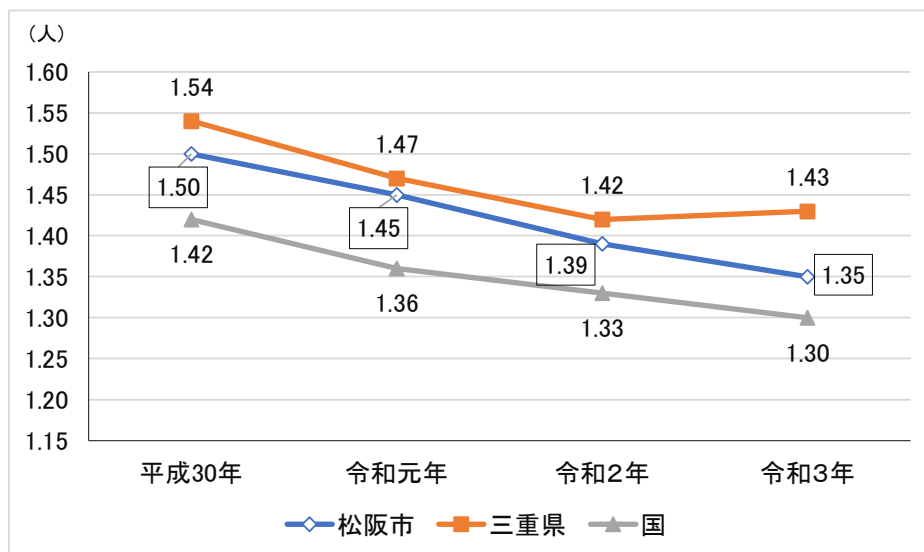


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

③合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率の推移をみると、国のポイントを上回って推移していますが、県のポイントを下回っています。

【合計特殊出生率の推移】

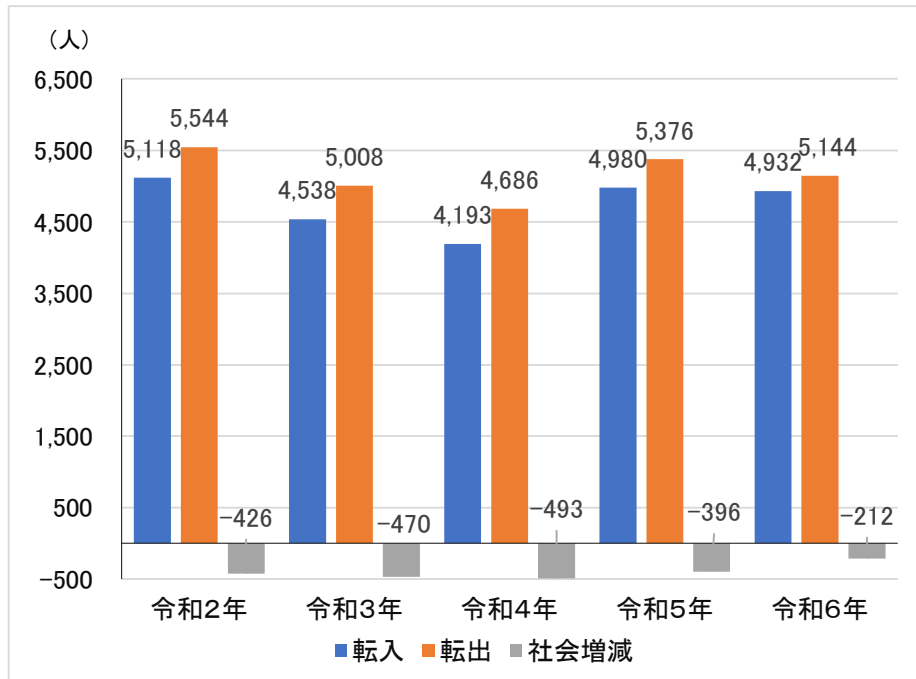


資料：人口動態統計、松阪市保健統計報告書

④社会動態の推移

本市の社会動態の推移をみると、転入より転出の多い、社会減が続いており、令和6年では212人の転出超過となっています。

【社会動態の推移】

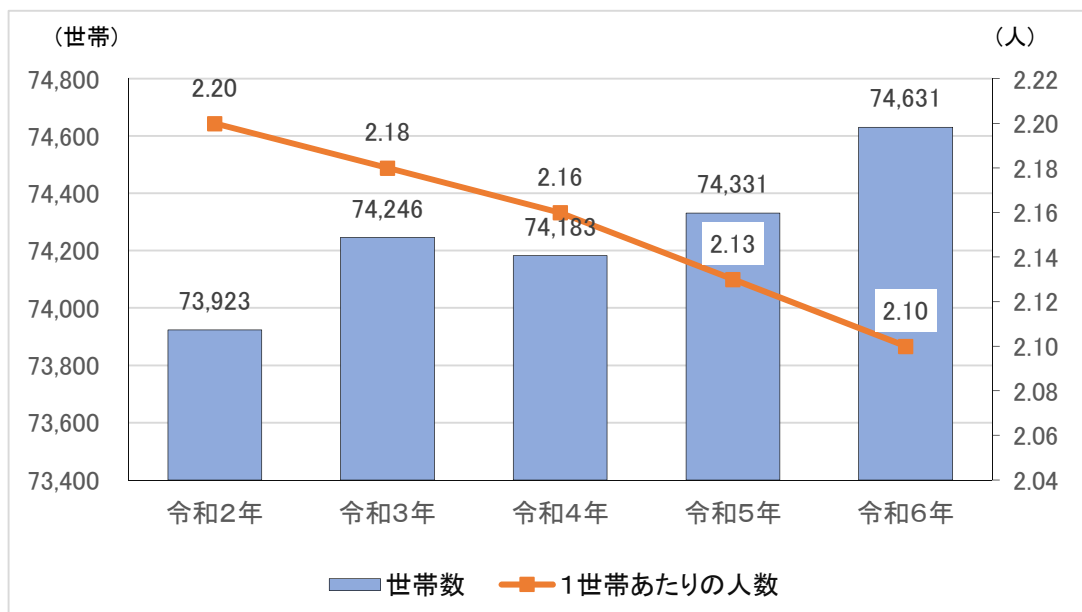


資料：松阪市の人口・世帯数及び人口動態（住民基本台帳）

⑤世帯の推移

本市の世帯数は、人口が減少傾向で推移する一方で増加しており、令和6年には74,631世帯と、令和2年に比べ708世帯増加しています。これに伴い、1世帯あたりの人数は年々減少しており、令和6年には2.10人となっています。

【社会動態の推移】

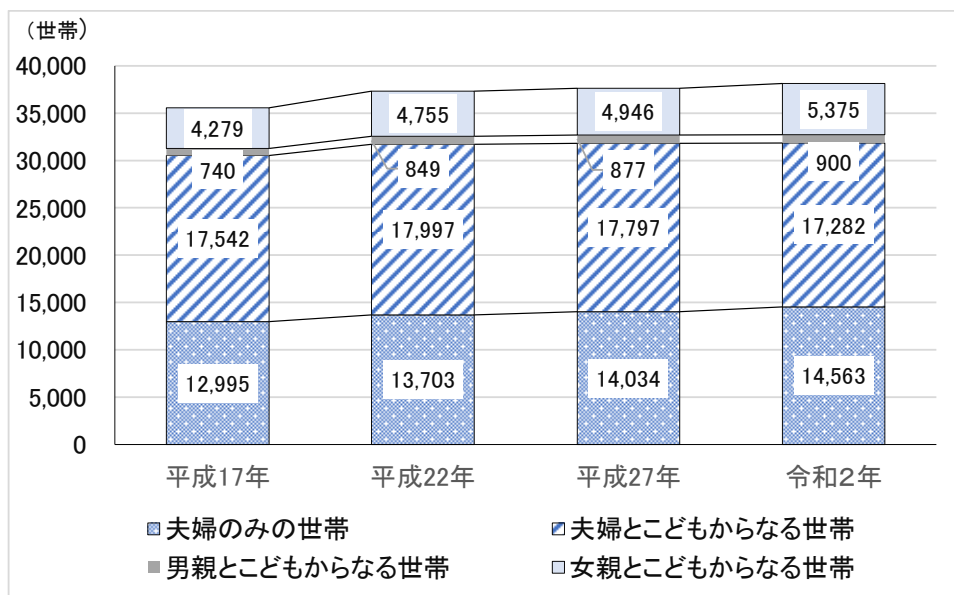


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

⑥核家族世帯の内訳

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもからなる世帯の割合はやや減少しており、夫婦のみの世帯が増加しています。男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯は増加傾向となっており、ひとり親世帯が増加していることがうかがえます。

【核家族世帯の内訳】

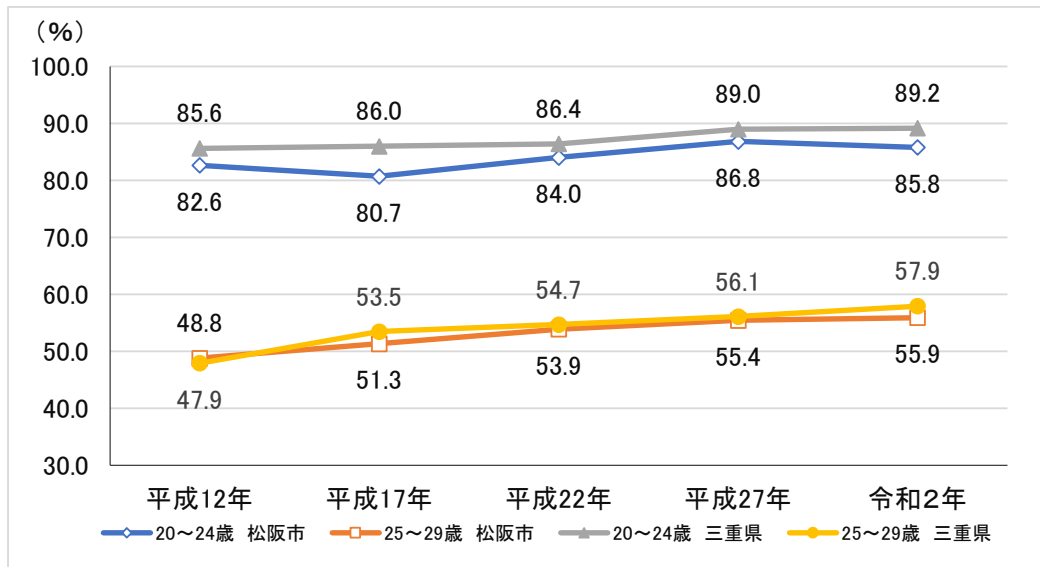


資料：国勢調査

2 婚姻の動向

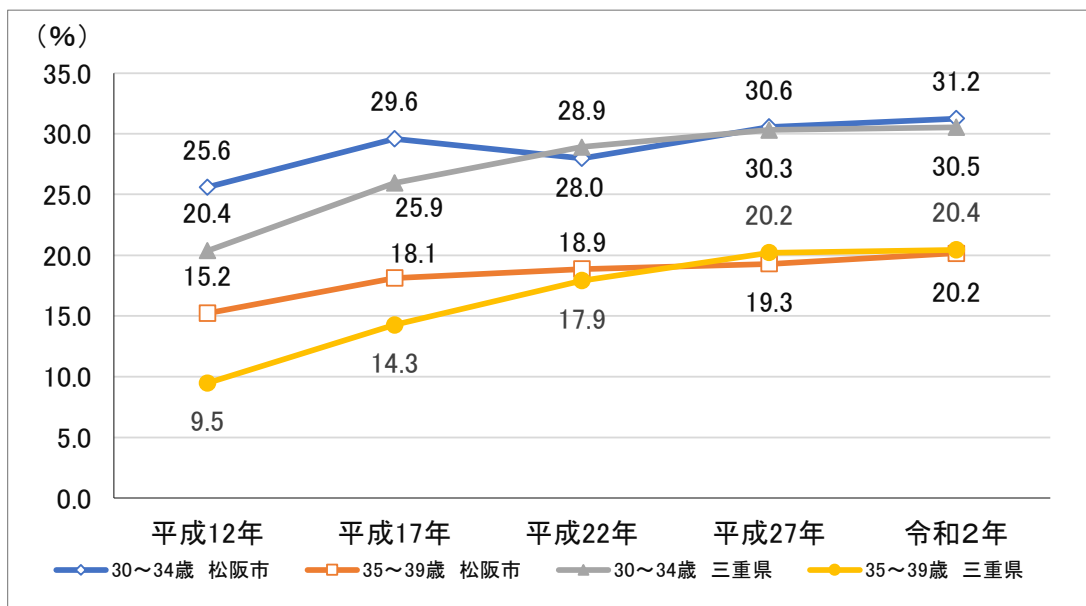
本市における20～39歳の未婚率は男女とも増加傾向が続いています。令和2年ではおおむね男女とも三重県平均を下回っていますが、30～34歳の女性の未婚率が三重県平均を上回りました。結婚しない人たちの割合の増加は、こどもの出生数に影響を与えられ、一部の年齢層に改善が見られるものの将来の少子化が懸念されます。

【未婚率 女性 20～29 歳】



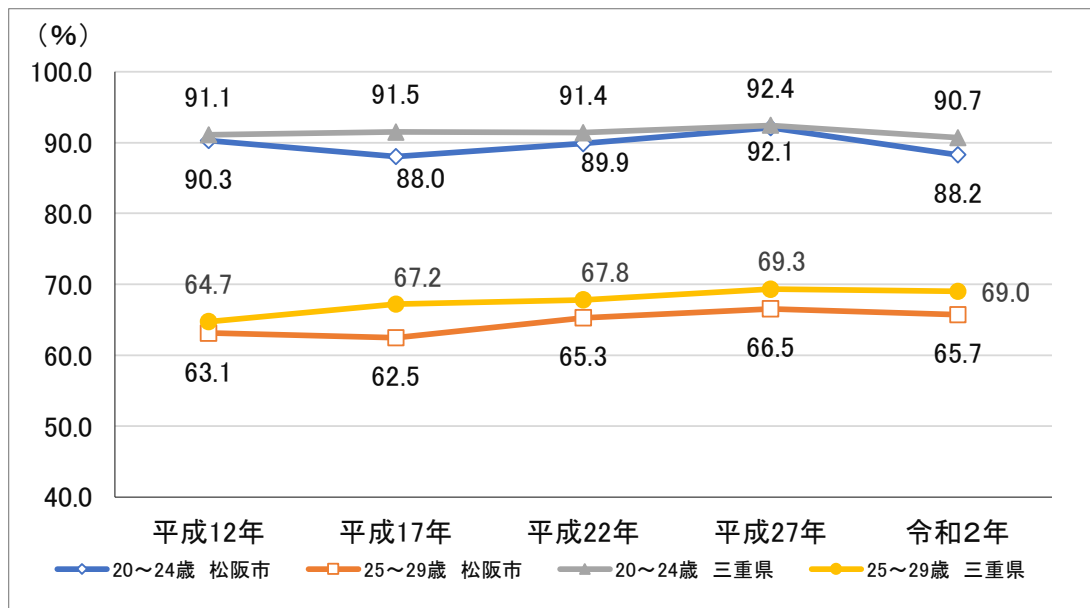
資料：国勢調査

【未婚率 女性 30～39 歳】



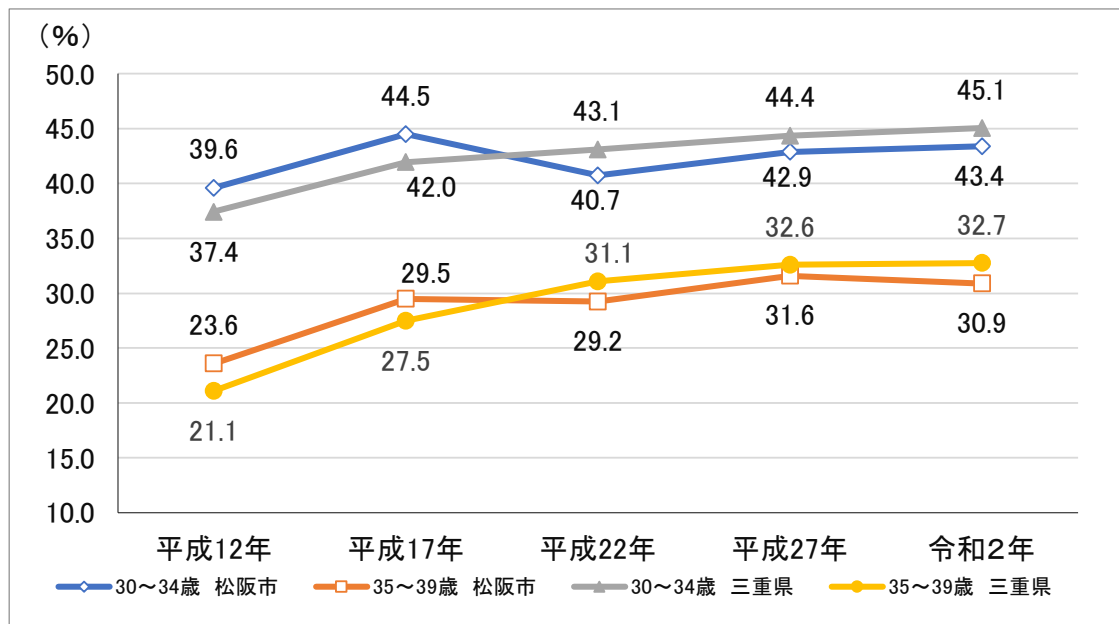
資料：国勢調査

【未婚率 男性 20～29 歳】



資料:国勢調査

【未婚率 男性 30～39 歳】



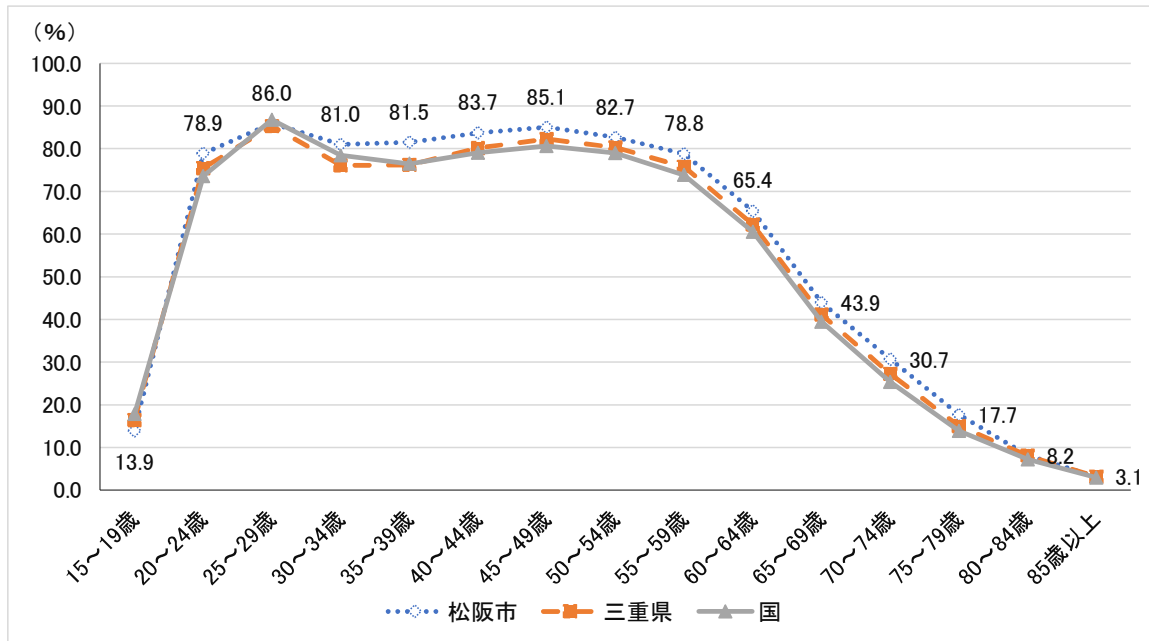
資料:国勢調査

※総数は配偶関係「不詳」を含む

3 働く女性の状況

本市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に一時落ち込み、再び増加するM字カーブを描いていますが、20～79歳までの労働力率は全国・県平均を上回っています。

【年齢別労働力率】



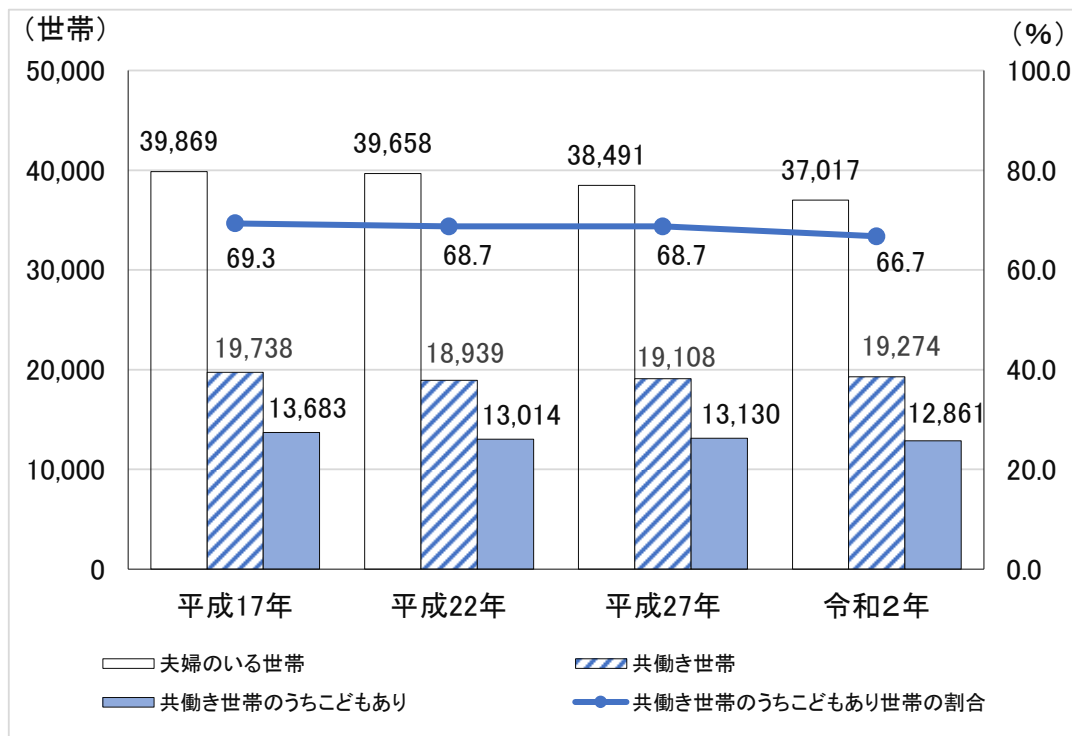
資料：国勢調査

4 共働き世帯の状況

本市の共働き世帯の状況をみると、共働き世帯の数は平成22年まで減少した後、平成27年から増加に転じています。

共働き世帯のうち、こどもありの世帯は、平成22年まで減少傾向で推移していましたが、平成27年はやや増加し、令和2年はおおよそ横ばいで12,861世帯となっています。

【共働き世帯の状況】



資料：国勢調査

5 アンケート調査結果等の概要

(1) 調査目的

松阪市では、こどもや若者のみなさんが自分らしくすこやかに成長し、幸せな人生を送ることができ、社会の実現をめざしています。

その指針となる「松阪市こども計画」を策定するため、小学生・中学生とこども・若者当事者の意見を聴く必要があることから、市内に居住する小学生・中学生アンケート及び小学生～39歳のこども・若者アンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象と期間

・小学6年生・中学3年生

調査期間：令和6年10月11日～11月8日

・こども・若者（市内特別支援学校、高校に通う生徒、大学生他）

調査期間：令和6年10月25日～11月20日

(3) 調査方法

小学生・中学生は、学校を通じて配布、Web回答

こども・若者は、学校・Webを通じて配布・周知、Webで回答

(4) 回収結果

	配布数	有効回答数	回収率
小学生	1,363	795	58.3%
中学生	1,356	546	40.3%
	配布数	有効回答数	回収率
こども・若者	3,616人+Web周知	1,044 (市内在住者は、562)	28.9%

(5) 数値等の基本的な取扱いについて

回答は各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

複数回答が可能な設問では、1人の回答者から2つ以上の回答がある場合があります。したがって、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。

文中、グラフ中の選択肢の文言は作図等の都合により一部簡略化している場合があります。

単純集計及びクロス集計等を分析する際、有効回答数が10未満の選択肢については、分析から除外しています。

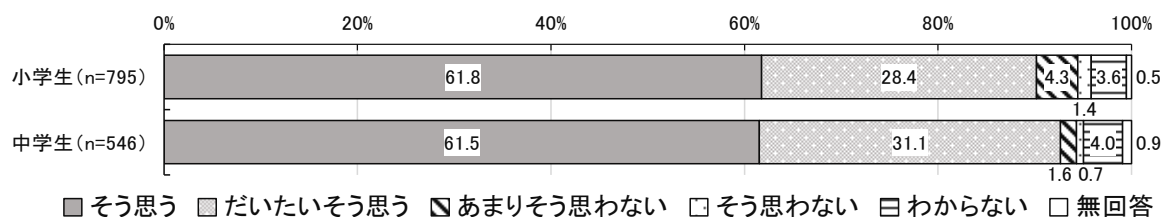
(6) 小学生・中学生アンケート

①あなたは周りの人から大切にされていると思いますか

周りの人から大切にされているかについては、小学生では「そう思う」が 61.8%と最も高く、次いで「だいたいそう思う」(28.4%)、「あまりそう思わない」(4.3%)、「そう思わない」(1.4%)となり、中学生では「そう思う」が 61.5%と最も高く、次いで「だいたいそう思う」(31.1%)、「あまりそう思わない」(1.6%)、「そう思わない」(0.7%)等の順となっています。

「そう思う」と「だいたいそう思う」を合わせた『そう思う』が小学生と中学生の共に9割を超えています。

【周りの人から大切にされているか】

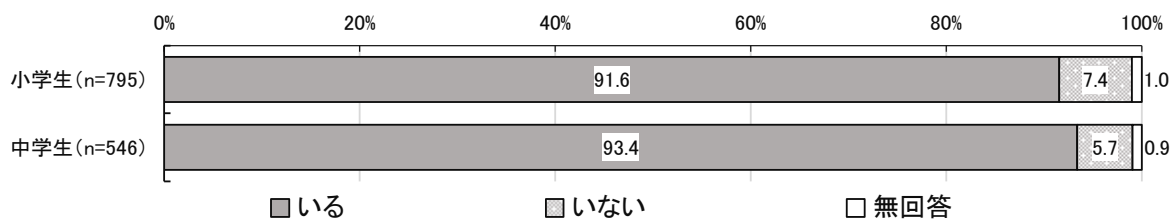


②相談できると思う人

相談できると思う人については、小学生では「いる」が 91.6%、「いない」が 7.4%、となり、中学生では「いる」が 93.4%、「いない」が 5.7%となっています。

「いる」が小学生と中学生の共に9割を超えています。

【相談できると思う人の有無】

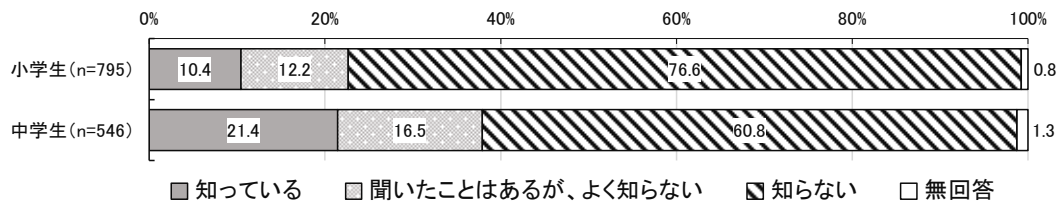


③「ヤングケアラー※²」の認知度

「ヤングケアラー」という言葉の認知については、小学生では「知らない」が 76.6%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」(12.2%)、「知っている」(10.4%)となり、中学生では「知らない」が 60.8%と最も高く、次いで「知っている」(21.4%)、「聞いたことはあるが、よく知らない」(16.5%)となっています。

中学生のほうが、「ヤングケアラー」について認知している方の割合が高くなっています。

【「ヤングケアラー」の認知】



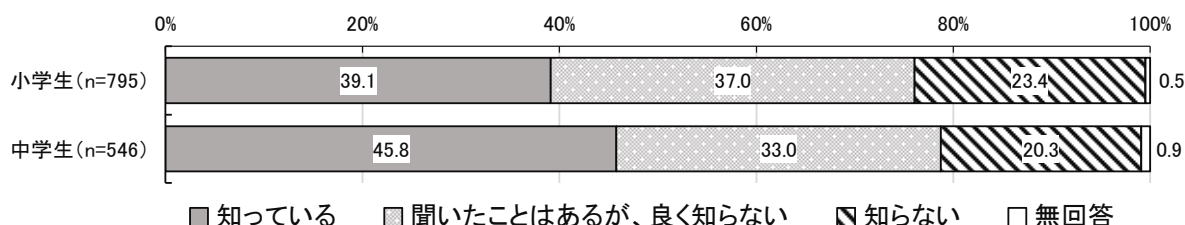
※² ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることのこと。

④「こどもの権利」の認知度

「こどもの権利」の認知については、小学生では「知っている」が 39.1%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、良く知らない」(37.0%)、「知らない」(23.4%)となり、中学生では「知っている」が 45.8%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、良く知らない」(33.0%)、「知らない」(20.3%)となっています。

中学生のほうが、「こどもの権利」について認知している方の割合が高くなっています。

【「こどもの権利」の認知】

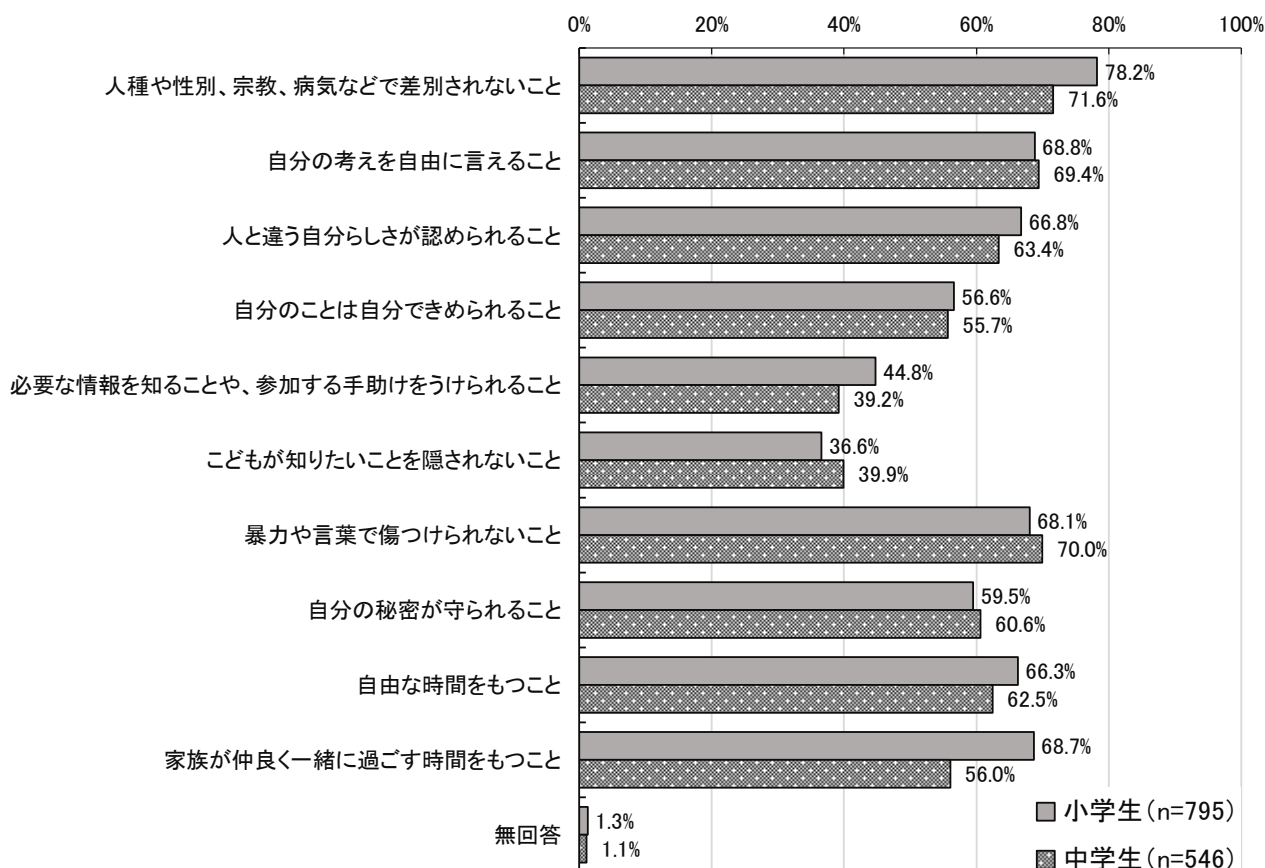


⑤「こどもの権利」で特に大切なこと

「こどもの権利」で特に大切なことについては、小学生では「人種や性別、宗教、病気などで差別されないこと」が 78.2%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」(68.8%)、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」(68.7%)となり、中学生では「人種や性別、宗教、病気などで差別されないこと」が 71.6%と最も高く、次いで「暴力や言葉で傷つけられないこと」(70.0%)、「自分の考えを自由に言えること」(69.4%)等の順となっています。

「人種や性別、宗教、病気などで差別されないこと」が小学生と中学生の共に最も高くなり、7割を超えています。

【「こどもの権利」で特に大切なこと】

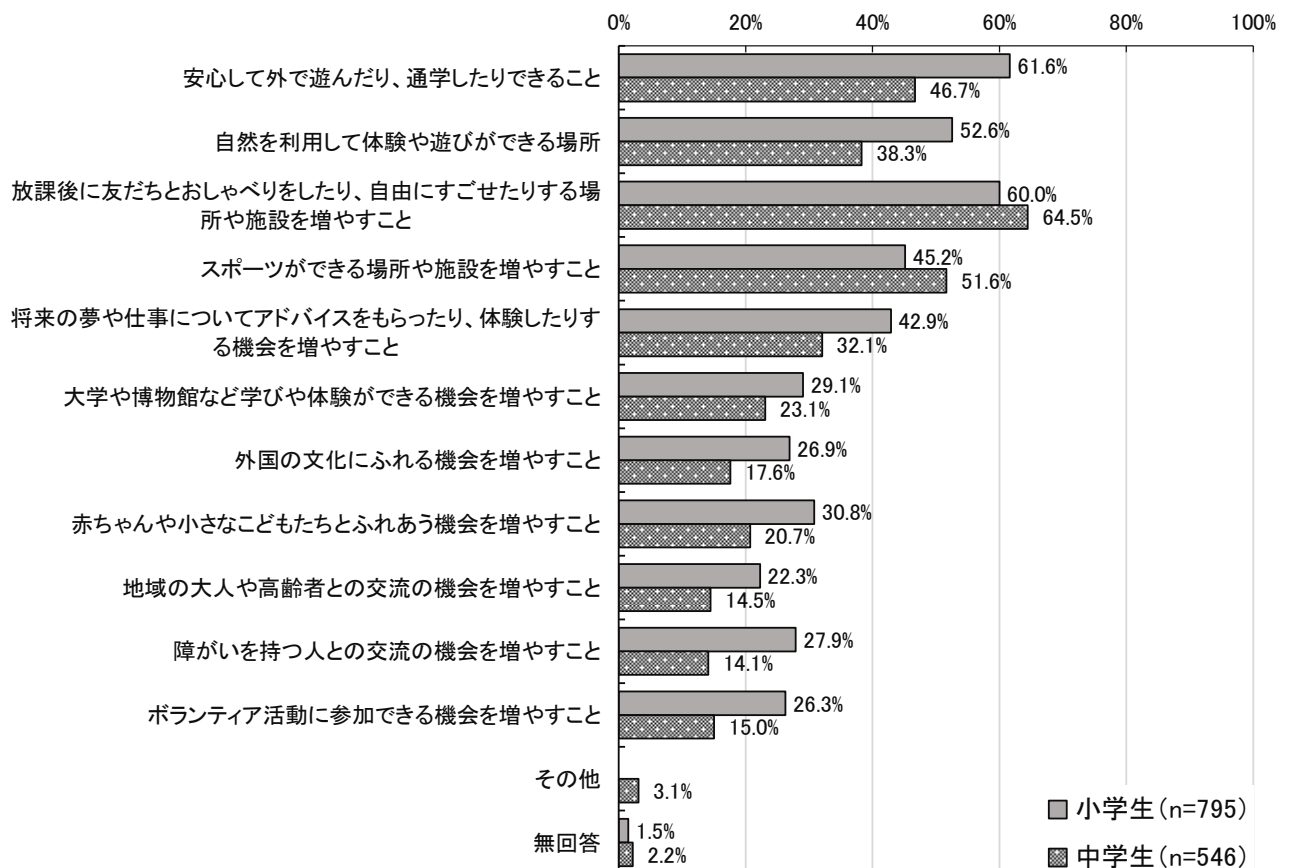


⑥松阪市にあったらいいと思うこと

松阪市にあったらいいと思うことについては、小学生では「安心して外で遊んだり、通学したりできること」が61.6%と最も高く、次いで「放課後に友だちとおしゃべりをしたり、自由にすごせたりする場所や施設を増やすこと」(60.0%)、「自然を利用して体験や遊びができる場所」(52.6%)となり、中学生では「放課後に友だちとおしゃべりをしたり、自由にすごせたりする場所や施設を増やすこと」が64.5%と最も高く、次いで「スポーツができる場所や施設を増やすこと」(51.6%)、「安心して外で遊んだり、通学したりできること」(46.7%)等の順となっています。

小学生と中学生の上位5位内の項目は、順番こそ異なりますが、同じ項目が選ばれています。

【ほしいものや力を入れてもらいたいこと】



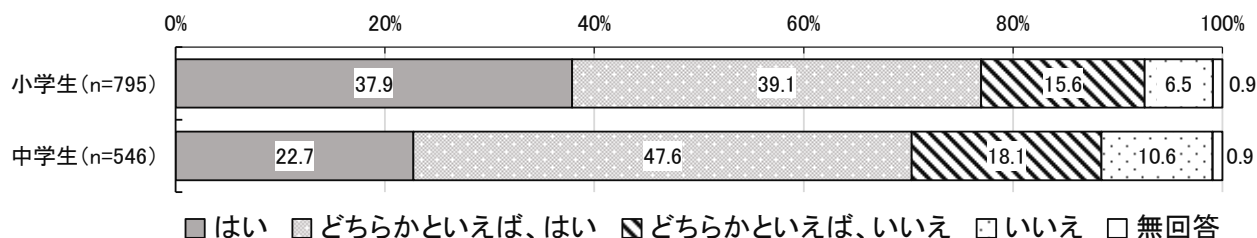


⑦将来、松阪市に住みたいか

将来、松阪市に住みたいかについては、小学生では「どちらかといえば、はい」が 39.1%と最も高く、次いで「はい」(37.9%)、「どちらかといえば、いいえ」(15.6%)、「いいえ」(6.5%)となり、中学生では「どちらかといえば、はい」が 47.6%と最も高く、次いで「はい」(22.7%)、「どちらかといえば、いいえ」(18.1%)、「いいえ」(10.6%)となっています。

「はい」と「どちらかといえば、はい」を合わせた『はい』が小学生と中学生の共に7割を超えています。

【松阪市への定住意向】



⑧あなたが思う松阪市の良いところは何か（自由意見抜粋）

小学生（抜粋）
自然が豊か。
緑がたくさんあり、とても住みやすい。
人の絆が強い、近所の人同士、仲が良い、景色が綺麗。
松坂城趾、旧長谷川治郎兵衛家、宝塚古墳公園、道の駅飯高駅など、観光スポットが豊富にある。また、近鉄名古屋、大阪、山田線を結んでいる伊勢中川駅があり、インターチェンジが二つもあるので、交通の便が良い。そして何より松阪牛！
毎朝登校する時にいつも見守ってくれる人がいること。
松阪市に住んでいる人たちは、誰かのためにと行動してくれたりするので「おもいやり」が松阪市の良いところかなって思います。
伝統の祭りやしょんがい音頭、まつさかもめんや松阪牛など、行事や特産物がある。
松阪牛が有名なこと、松浦武四郎、本居宣長と蒲生氏郷の偉人がいること。
たけちゃんバスがあり移動が楽なこと。給食で松阪牛が出ることなど。
ポイ捨てがなく綺麗な街。
「ちゃちゃも」が可愛い。近所の人優しい。帰り道で通る周りに住んでいるおばあちゃんや、おじいちゃんが「おかえり」と言ってくれる。西野カナさんの出身地。
「みえまつさかマラソン」とか「祇園祭り」とか伝統行事が賑やかで良いというところです。
色々な特産品があって違う県の友達などに地名を言ったらわかっているところ。
小学校にエアコンがついている 美味しい物がたくさんある。

■中学生(抜粋)
自然豊かで過ごしやすいところ。お肉が美味しい。
子どもがみんな元気で、地域の祭りに積極的に参加しているところ。
三重県の中では大きい方の市であるところ。津に近いところ。
田舎すぎず都会すぎないところ。
自然が豊かで明るく優しい人が多い。
大阪や名古屋など都会へ電車ひとつで行ける。
近所の方でも気軽に「おはよう」と言ってくれるから、自分たちも「おはようございます」と言やすい。気軽に声をかけてくれること。いつでも治安が悪い事がなく、いつでも平和な所。
防災活動を積極的にしている。
松阪牛などの食べ物がおいしく、祇園祭などの祭りが楽しいこと。
松浦武四郎などといった人物の生地があるところ。
日本の発展に貢献した人がたくさんいるところ、本居宣長さんや蒲生氏郷さんなど。
周りに何もなく、自然が豊かで静かなので、勉強に集中できるところ。
ユニバーサルデザインを進めていることと、地域の人達と交流、連携がとられていること。
朝、挨拶をしたらみんな返してくれるところ。地域のゴミ拾いに参加している人が多いところ。
学校の学習にタブレットを使うことができるところ。
身近に便利な施設が結構揃っている。
お茶が美味しい。

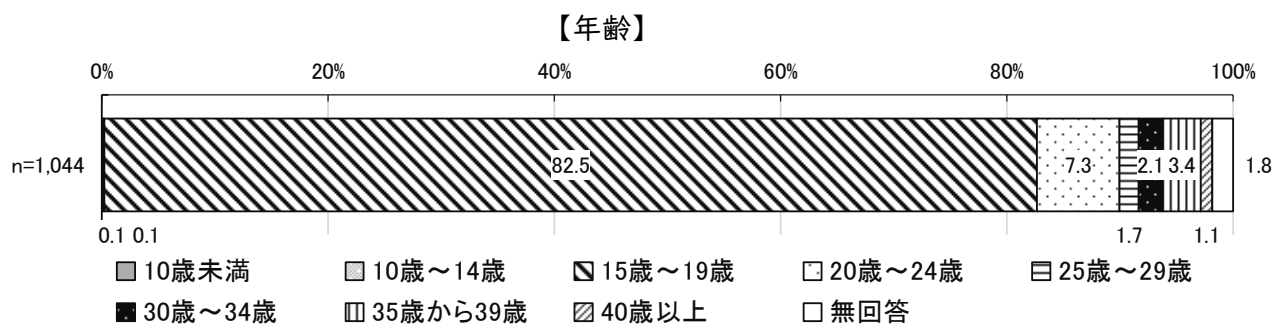




(7) こども・若者アンケート

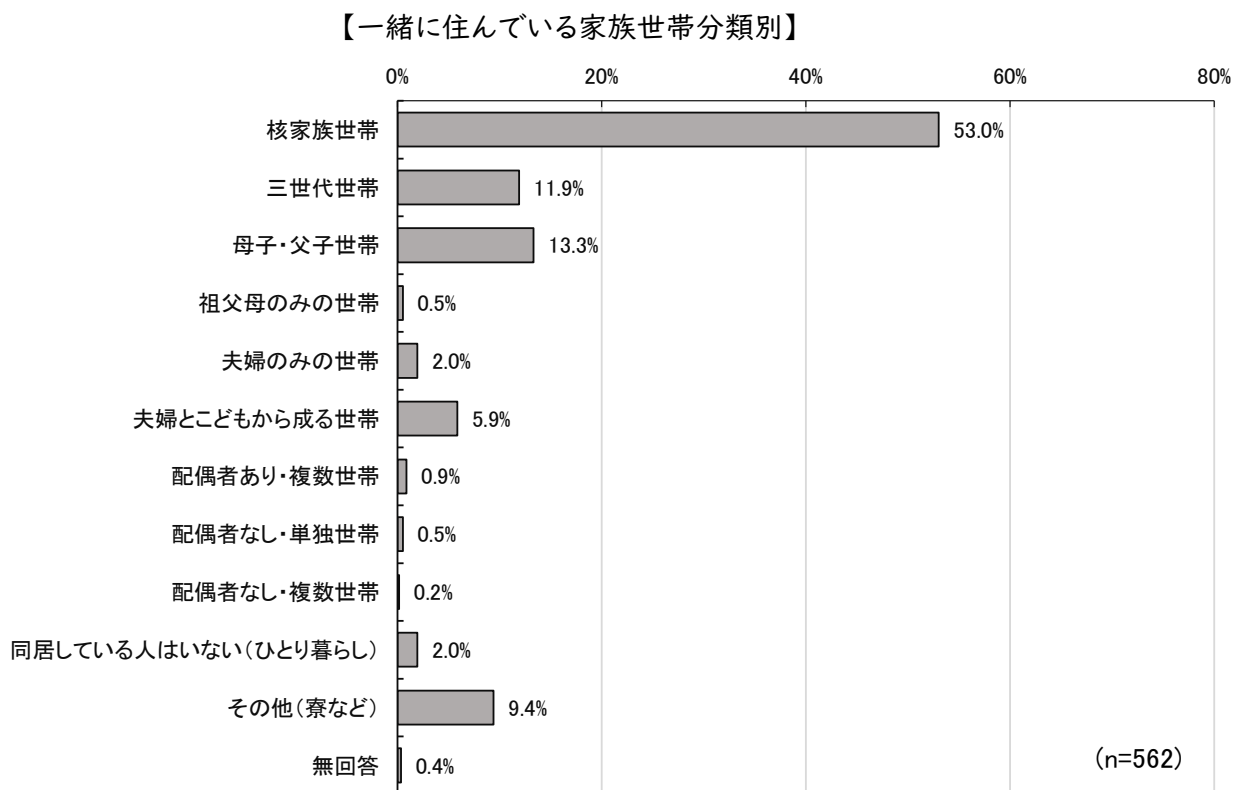
①年齢

年齢については、「15 歳～19 歳」が 82.5%と最も高く、次いで「20 歳～24 歳」(7.3%)、「35 歳から 39 歳」(3.4%)等の順となっています。

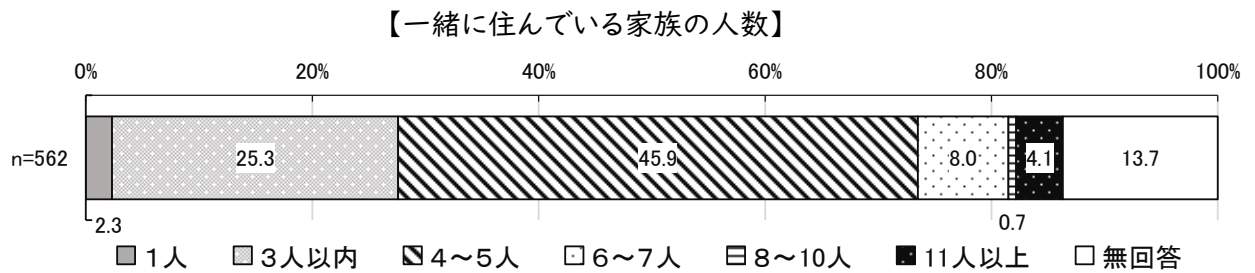


②家族(市内在住者のみ)

一緒に住んでいる世帯種別については、「核家族世帯」が 53.0%と最も高く、次いで「母子・父子世帯」(13.3%)、「三世帯世帯」(11.9%)、「夫婦とこどもから成る世帯」(5.9%)等の順となっています。

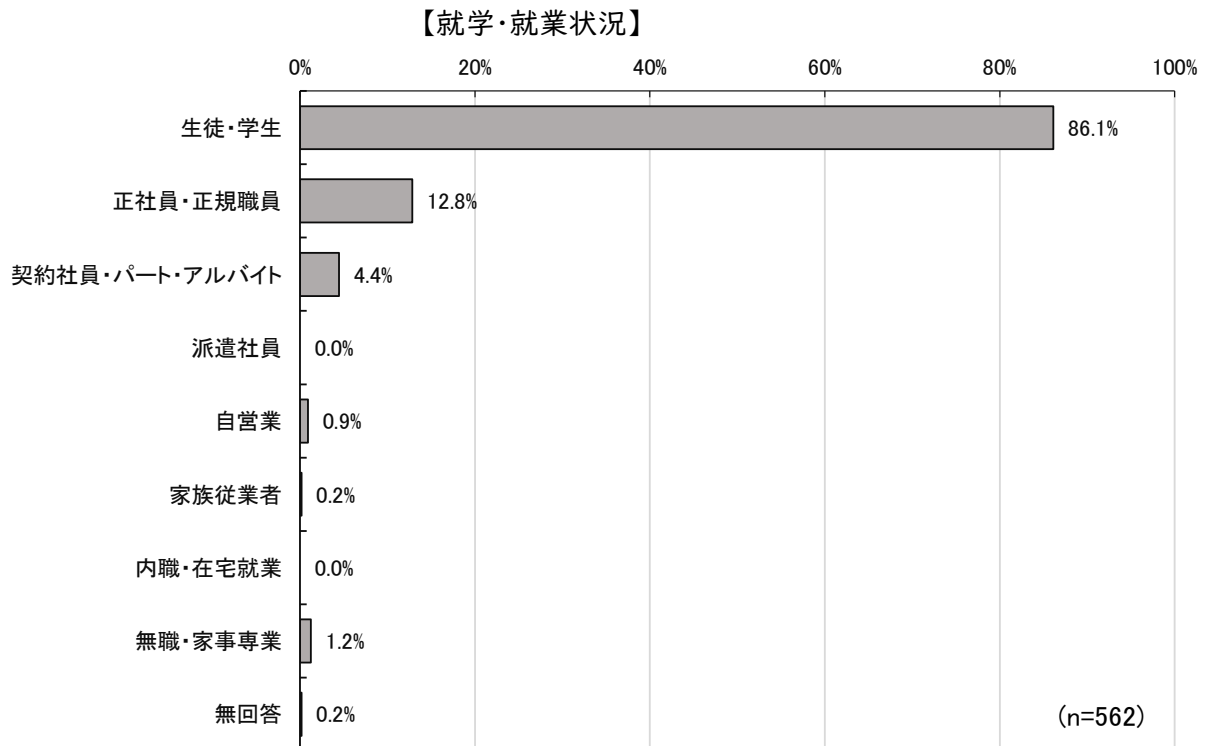


また、一緒に住んでいる家族の人数については、「4～5人」が 45.9%と最も高く、次いで「3人以内」(25.3%)、「6～7人」(8.0%)等の順となっています。



③就学・就業の状況(市内在住者のみ)

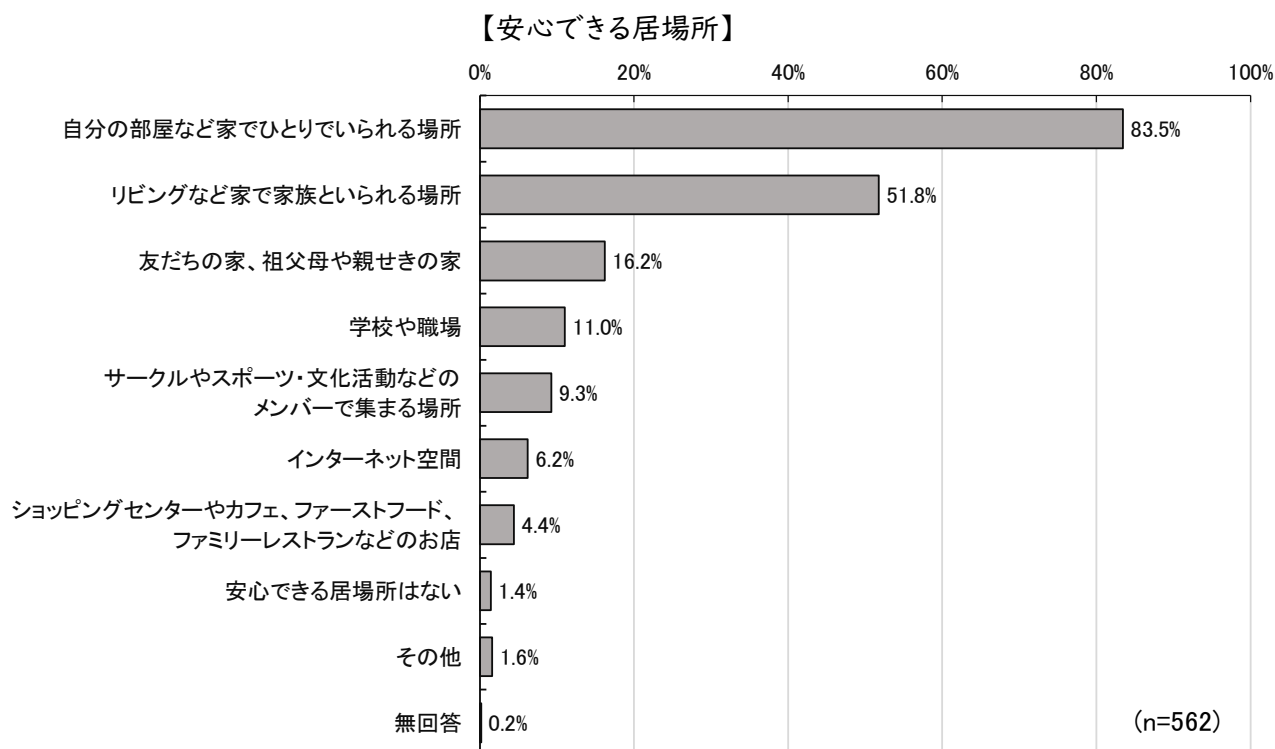
就学・就業状況については、「生徒・学生」が 86.1%と最も高く、次いで「正社員・正規職員」(12.8%)、「契約社員・パート・アルバイト」(4.4%)等の順となっています。





④安心してできる居場所（市内在住者のみ）

安心してできる居場所については、「自分の部屋など家でひとりでいられる場所」が 83.5%と最も高く、次いで「リビングなど家で家族といられる場所」（51.8%）、「友だちの家、祖父母や親せきの家」（16.2%）、「学校や職場」（11.0%）、「サークルやスポーツ・文化活動などのメンバーで集まる場所」（9.3%）等の順となっています。

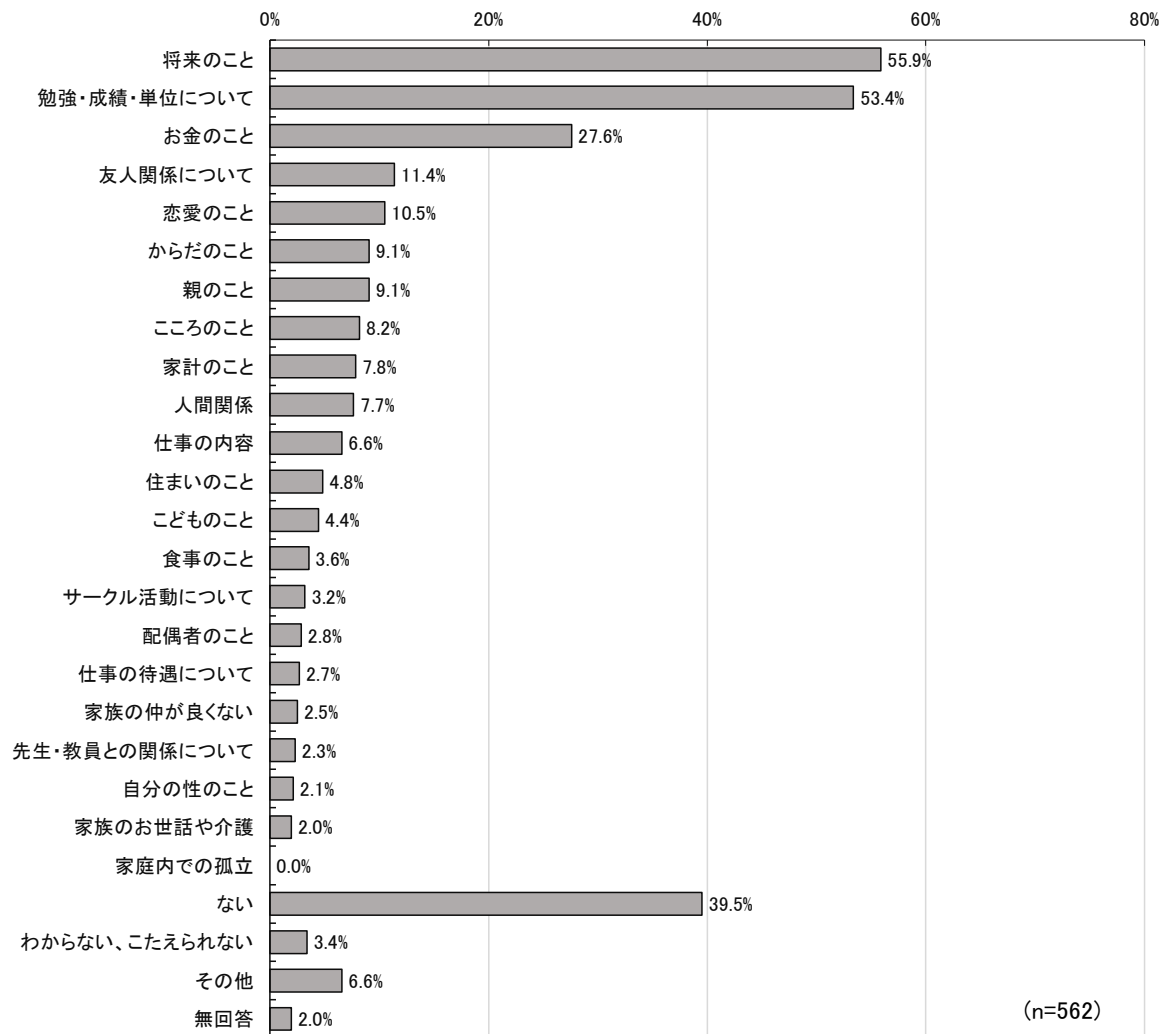




⑤悩んでいることや不安に感じていること（市内在住者のみ）

現在、悩んでいることや不安に感じていることについては、「将来のこと」が 55.9%と最も高く、次いで「勉強・成績・単位について」（53.4%）、「お金のこと」（27.6%）、「友人関係について」（11.4%）、「恋愛のこと」（10.5%）等の順となっています。

【悩みや不安に感じていること】



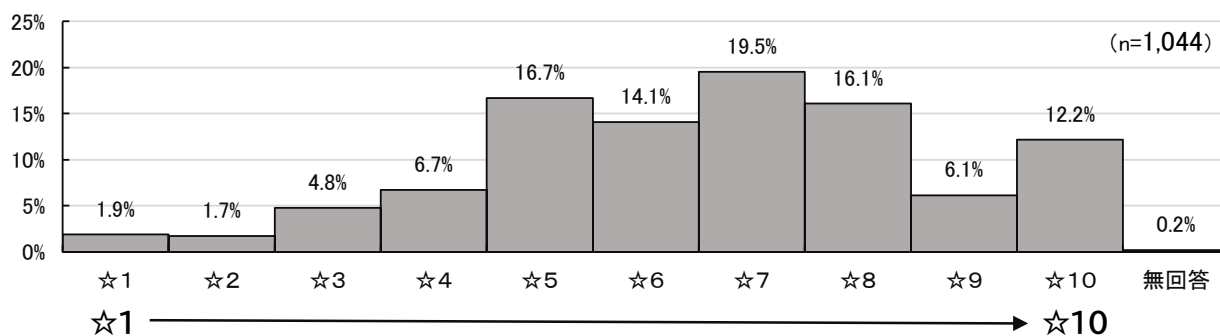


⑥生活全般の満足度（☆の数が多いほど、満足度が高い）

生活全般の満足度については、「☆7」が19.5%と最も高く、次いで「☆5」（16.7%）、「☆8」（16.1%）、「☆6」（14.1%）、「☆10」（12.2%）等の順となっています。

生活全般の満足度の「☆5」以上をみると8割を超えています。

【生活全般の満足度】

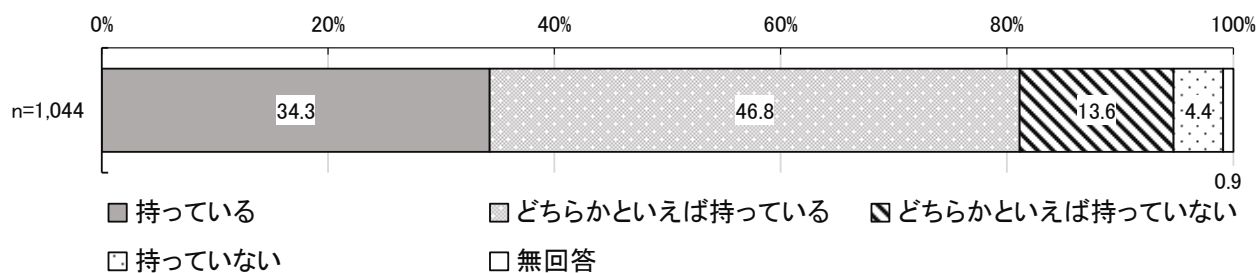


⑦将来について希望

自分の将来について希望の有無については、「どちらかといえば持っている」が46.8%と最も高く、次いで「持っている」（34.3%）、「どちらかといえば持っていない」（13.6%）、「持っていない」（4.4%）の順となっています。

「持っている」と「どちらかといえば持っている」を合わせた『持っている』が8割を超えています。

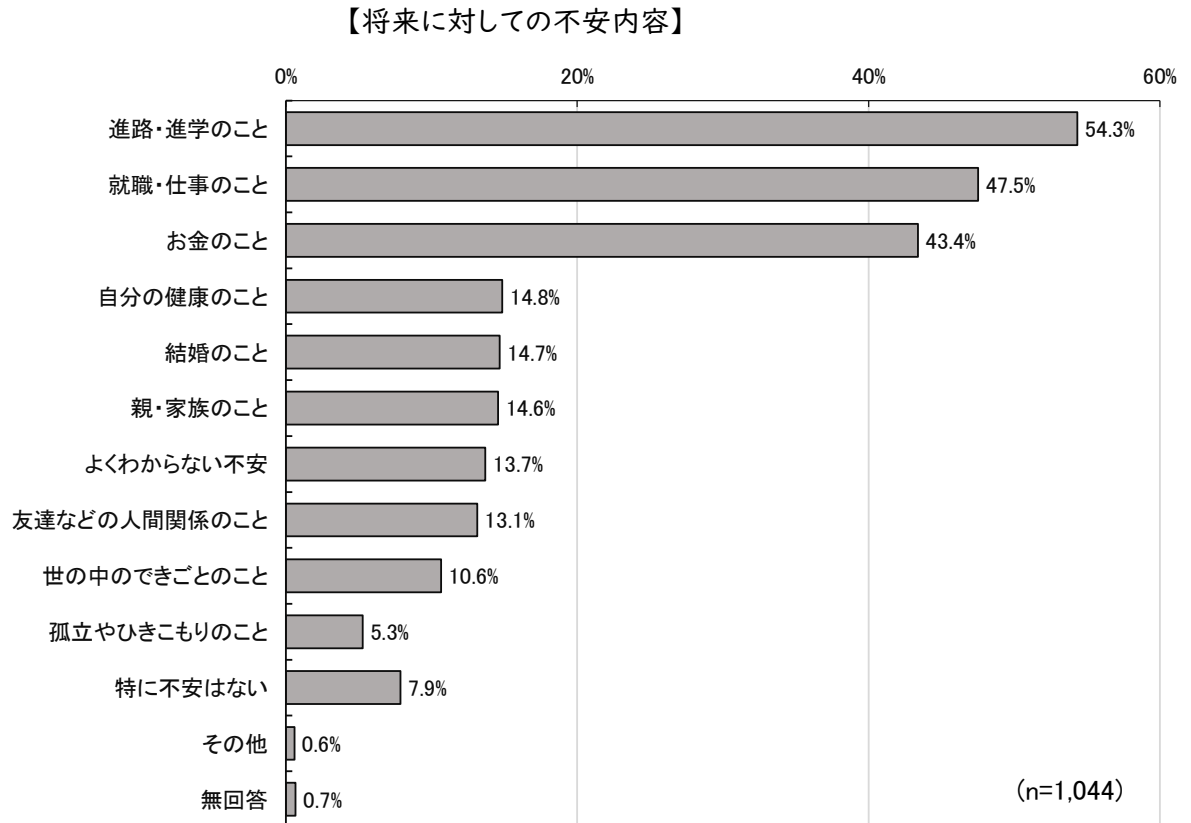
【自分の将来について希望の有無】



⑧将来に対しての不安

将来に対しての不安内容については、「進路・進学のこと」が 54.3%と最も高く、次いで「就職・仕事のこと」(47.5%)、「お金のこと」(43.4%)、「自分の健康のこと」(14.8%)、「結婚のこと」(14.7%)、「親・家族のこと」(14.6%)等の順となっています。

また、「特に不安はない」が 7.9%となっています。

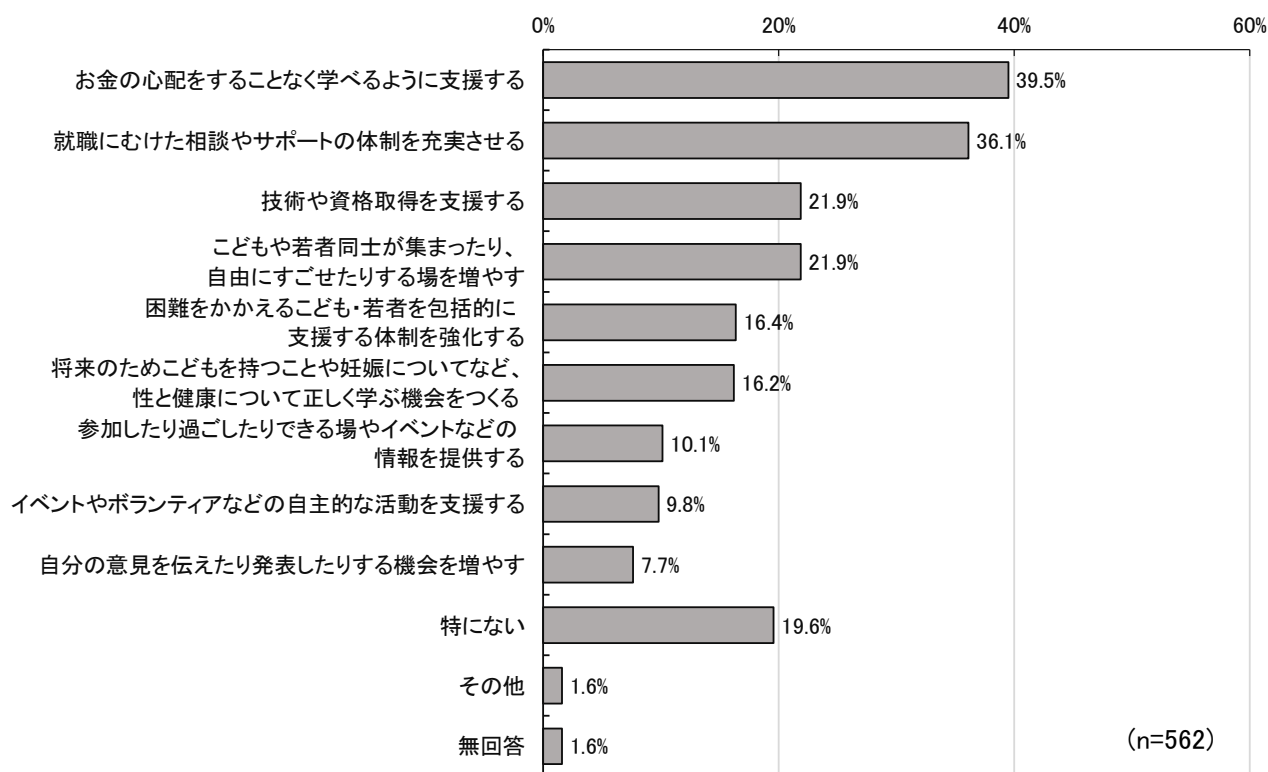




⑨こども・若者のために松阪市に必要な取組（市内在住者のみ）

こども・若者のために松阪市に必要な取組については、「お金の心配をすることなく学べるように支援する」が 39.5%と最も高く、次いで「就職にむけた相談やサポートの体制を充実させる」（36.1%）、「技術や資格取得を支援する」（21.9%）、「こどもや若者同士が集まったり、自由にすごせたりする場を増やす」（21.9%）等の順となっています。

【こども・若者のために松阪市に必要な取組】

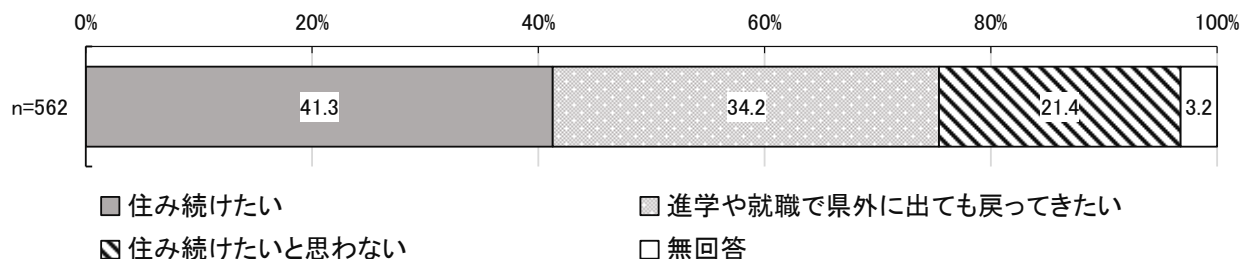


⑩松阪市に住み続けたいか（市内在住者のみ）

将来、松阪市に住み続けたいかについては、「住み続けたい」が 41.3%と最も高く、次いで「進学や就職で県外に出ても戻ってきたい」（34.2%）、「住み続けたいと思わない」（21.4%）の順となっています。

「住み続けたい」と「進学や就職で県外に出ても戻ってきたい」を合わせた『住みたい』が 75.5%となっています。

【松阪市への定住意向】



⑪松阪市の良いところは(自由意見抜粋)

■こども・若者(抜粋)
豊かな自然に恵まれているところ。
子育て支援が充実している。ほどよく住みやすい街(大規模なショッピングセンターなどはないけれど、スーパーや飲食店、薬局など生活するために必要な店は揃っている)。大都市(名古屋、京都、大阪など)へのアクセスが良い。人が優しい。
食べ物がおいしく、鈴の森公園やベルファームなどこどもと遊べる公園が充実していること。
スーパーや病院や銀行などが多く通いやすいこともあり良いところだなと思いました。
スケボーパークがある。
そんなに都会でも田舎でもなくて生活しやすい環境。
挨拶してくれる地域の人がいる。温かい空間がある。
伊勢や名古屋、京都に行きやすいところ。
育児休業を取り、子育てをするようになって、公共サービスなしでは生きていけないと感じています。毎日のように子育て教室、子育て支援センター、各種イベントに参加させていただいています。そこで出来た友達と過ごす時間はこどもにとっても私自身にとっても、社会からの孤立を感じないために必要な時間です。また、第二子妊娠中の身体のトラブル等で第一子を一時保育に預けることも増えましたが、チケットや誰でも通園制度を利用でき大変ありがたいです。 就職3年目での妊娠、出産でしたが、お金の心配をしすぎず、楽しく育児が出来ているのは松阪市に住んでいたからだなと実感しています。
一時預かりの無料券がある。大きな公園がある。無料で自由に遊べるスペースがある。無料で参加できるイベントがある。人が優しい。
産前産後等による保育園の途中入園の際、入園時期によっては翌年4月以降も入園継続が可能で途中退園にならない所。
こどもたちと地域の方々との距離が近いところ。自分が保育園にこどもを預けに行く際や職場に通勤する際、こどもたちと交通指導員の方々との交流の様子を見ていて思う。自分が地方→都市部→地方松阪に移り住んでいることから余計にそう思う。幼児教育という点においての松阪が持つメリットを常日頃実感する。
子育て支援が充実しているので助かっています。
市外出身です。お祭りなど地域のイベントに、地元の方々が年齢問わずたくさん参加して楽しまれていて、おおらかで過ごしやすいまちなんだなと、感動したことがあります。
松阪市全体はよくわかりませんが、飯高地域の公民館行事が盛んで、こどもからお年寄りまで参加でき、地域交流が盛んにできている点がとてもいいと思います。地元の役を担ってくださっている方々がとても頑張ってくれています。
地域のつながりがあるところ。朝、登校する際も、地域の人が見守ってくれていて、挨拶もできて楽しく登校しています。
歴史ある建物などが多くあるところ。



⑫松阪市がもっと住みやすくなると思うアイデアは(自由意見抜粋)

■こども・若者(抜粋)
手当や制度、公共交通機関の充実。非日常が味わえる空間や施設(カフェ、複合施設、宿泊施設)などがあれば、心の安らぎに、つながるのではないかと思います。
道路整備などの事故を防ぐための対策。
公共交通機関にアクセスしやすいよう、バス停や鉄道駅の無い地区を回る交通機関を設ける。
松阪市の魅力発信。
こどもたちがのびのびとボール遊びができ、遊具のあるような規模の公園が少ないと思う。開かれた公園や広場が増えれば、こどもたちや大人も集まり自由に過ごせ、地域が活発になるのでは。
学童でも給食またはお弁当の提供があると嬉しいです。
第一子が1歳でそれぞれのサービスの対象年齢に当てはまっているので、私はとても助けられています。3歳になった2歳児へのサービスは途端に減るという話をよく聞きます。 保育園の途中入園の予約等の制度もありますが、職場の環境に合わせて、育児休業は4月まで取るという方の方が肌感覚ではまだ多いです。満3歳までではなく、2歳児までといったサービスが増えるとありがたいと感じます。また妊娠中(特に第二子妊娠中)のサービスがもう少し充実すると大変ありがたいです。問題なく妊娠が進めば家族間の協力だけで、第一子の世話もなんとか出来ますが、妊娠中のトラブルがあり安静や入院等の指示を医師から受けた場合、こどもの預け先等々の問題は山積みになります。公共サービスでこれも助けていただければ、より育児がしやすい環境になるかと思います。
公共交通機関をもっと充実させた方が良い。都会すぎず、田舎すぎずと良い面ではいいましたが、反面、車がないと生活が難しい状況。
就職先の候補が少ないので企業を誘致できるような特区を作してほしい。学生が松阪に戻りたくても望むような就職先が少ないと話していた。交通網が脆弱なのに松阪市は広すぎる。現実的には難しいと思うが機能の集約などコンパクトシティをめざしてほしい。
クラウドファンディングでこどもの遊び場を増やして欲しい。(公園や大型室内児童館、博物館、美術館)入場料が安価だと低収入でも行きやすい。親の収入などでこどもの体験格差を減らしたい。 また小学校から高校生が学校帰りや地域の人が寄れる場所として、勉強したり、くつろげたり、悩みを相談できたり、こども食堂(地域食堂)があると良い。
赤ちゃんやこどもが遊べる場所が増えるといいなと思います。屋外公園は多くありますが、屋内で遊べる施設が少ないように感じます。
誰でも気軽に行ける休憩場や遊びスペースなどの施設を増やしたらいいと思う。
バスでの移動範囲を拡大。松阪駅前の活気をもっと出して、イベントなど増えると嬉しい。(駅前という好立地をもっと活用してほしい)

6 子ども・子育て支援に関する課題

(1) 小学生・中学生、こども・若者アンケート結果のまとめ

①小学生・中学生

- 周りの人から大切にされているかについては、「そう思う」と「だいたいそう思う」を合わせた『そう思う』が小学生と中学生の共に9割を超えています。
- 「ヤングケアラー」という言葉の認知については、小学生では「知らない」が76.6%と最も高く、中学生では「知らない」が60.8%と最も高くなっています。
中学生のほうが、「ヤングケアラー」について認知している方の割合が高くなっていますが、認知度は高いとは言えない状況です。
- 「こどもの権利」の認知については、小学生では「知っている」が39.1%と最も高く、中学生では「知っている」が45.8%と最も高くなっています。
中学生のほうが、「こどもの権利」について認知している方の割合が高くなっていますが、認知度は高いとは言えない状況です。
- 「こどもの権利」で特に大切だと思うことについては、小学生では「人種や性別、宗教、病気などで差別されないこと」が最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」となり、中学生では「人種や性別、宗教、病気などで差別されないこと」が最も高く、次いで「暴力や言葉で傷つけられないこと」「自分の考えを自由に言えること」等の順となっています。
「人種や性別、宗教、病気などで差別されないこと」が小学生と中学生の共に最も高くなり、7割を超えています。
- 「市に対してしてほしいこと」や「力を入れてもらいたいこと」については、小学生では「安心して外で遊んだり、通学したりできること」が最も高く、次いで「放課後に友だちとおしゃべりをしたり、自由にすごせたりする場所や施設を増やすこと」「自然を利用して体験や遊びができる場所」となり、中学生では「放課後に友だちとおしゃべりをしたり、自由にすごせたりする場所や施設を増やすこと」が最も高く、次いで「スポーツができる場所や施設を増やすこと」「安心して外で遊んだり、通学したりできること」等の順となっています。
小学生と中学生の上位5位内の項目は、順番は違うものの同じ項目が選ばれています。

②こども・若者

- 年齢については、「15歳～19歳」が82.5%と最も高く、次いで「20歳～24歳」(7.3%)、「35歳から39歳」(3.4%)等の順となっています。
- 安心できる居場所については、「自分の部屋など家でひとりでいられる場所」が最も高く、次いで「リビングなど家で家族といられる場所」「友だちの家、祖父母や親せきの家」「学校や職場」「サークルやスポーツ・文化活動などのメンバーで集まる場所」等の順となっています。
- 現在、悩んでいることや不安に感じていることについては、「将来のこと」が最も高く、次いで「勉強・成績・単位について」「お金のこと」「友人関係について」「恋愛のこと」等の順となっています。
- 生活全般の満足度については、「☆7」が19.5%と最も高くなっており、生活全般の満足度の「☆5」以上をみると8割を超えています。



- 自分の将来について希望の有無については、「持っている」と「どちらかといえば持っている」を合わせた『持っている』が8割を超えています。
- 将来に対しての不安内容については、「進路・進学のこと」が最も高く、次いで「就職・仕事のこと」「お金のこと」「自分の健康のこと」「結婚のこと」「親・家族のこと」等の順となっています。
- こども・若者のために松阪市に必要な取組については、「お金の心配をすることなく学べるように支援する」が最も高く、次いで「就職にむけた相談やサポートの体制を充実させる」「技術や資格取得を支援する」「こどもや若者同士が集まったり、自由にすごせたりする場を増やす」等の順となっています。
- 将来、松阪市に住み続けたいかについては、「住み続けたい」が41.3%と最も高く、次いで「進学や就職で県外に出ても戻ってきたい」(34.2%)となっています。
「住み続けたい」と「進学や就職で県外に出ても戻ってきたい」を合わせた『住みたい』がおよそ75.5%と定住意向は高くなっています。

(2) アンケートから見える課題

①小学生・中学生

- 大切にされていると思う方の割合は高く、“自己肯定感^{※3}”については、肯定的な回答の傾向があります。継続して大切にされていると感じられるよう、教育や家庭はもとより、地域社会全体でこどもへの関わり方など、支援体制の強化をめざす必要があります。
- 「ヤングケアラー」という言葉の認知度は高いとは言えない状況であり、さらなる啓発・理解の推進に取り組む必要があります。
- 中学生のほうが、「こどもの権利」について認知している方の割合が高くなっていますが、認知度は高いとは言えない状況であり、啓発・理解の推進に取り組む必要があります。
- 小学生と中学生の上位5位内の項目は、順番は違うものの同じ項目が選ばれており、“安心してすごせる場所”が求められていることから、こども・若者の居場所づくりに対する取り組みが必要となっています。

②こども・若者

- アンケート結果より多様な安心できる居場所の確保や新しい居場所づくりへの支援が求められています。
- 将来への不安を軽減するためには、進路・就職サポート、経済・健康管理、結婚・育児支援、そして介護支援の強化が重要です。包括的な支援体制が必要と思われます。
- こども・若者に対する必要な取組については、「お金の心配をすることなく学べるように支援する」が最も高く、次いで「就職にむけた相談やサポートの体制を充実させる」等の順となっており、「お金の心配をすることなく学べるように支援する」が高いことからお金の心配をせずに教育を受けられる環境作りが求められています。
- 「住み続けたい」と「進学や就職で県外に出ても戻ってきたい」を合わせた『住みたい』がおよそ75.5%と定住意向は高いものの、引き続き若者に対する定住対策が必要と思われます。

※3 自己肯定感:「ありのままの自分を肯定する、好意的に受け止めることができる感覚」のこと。

(3) 施策・事業の点検による主な課題と今後必要な取組

以下の課題と今後必要な取組は、これまで進めてきた、子ども・子育て支援施策・事業の点検・評価結果から抽出しています。

◇家庭における子育てや親育ちへの支援の分野
【多様で弾力的な保育サービス】では、 ●延長保育事業のニーズを調査し、そのニーズに応えられるよう延長保育での対応を確保。 ●施設等利用給付認定（預かり保育料の一部無償化）等の必要手続きについて、的確な周知を図りながら実施する。 ●児童養護施設や乳児院の利用が増加する中、複数の施設の契約を行い、緊急一時的に養育・保護できる施設の確保。などがあります。
【子育てに関する相談・支援体制】では、 ●地区担当保健師を配置し、専門知識を活かしながら利用者の視点に立ち、妊娠・出産・子育てに関する支援のマネジメントを行う母子保健コーディネーターを中心に、細やかな伴走型相談支援を実施できるように努める。 ●生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立を防ぎ、不安なく安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行う。 ●すべての妊産婦、子育て世代、こどもへの支援を充実する。 ●児童虐待の防止、早期発見・早期対応を行うための関係機関の連携を図る。 ●養育支援訪問事業で、保健師等の訪問員が育児に関する技術的支援を行う。 ●子育て支援センター事業において利用対象や実施日時等について、利用希望者のニーズを調査する。などがあります。
【子育てしやすい就労環境づくり】では、 ●保育ICTを導入していない私立保育園4園について、ICTを導入する。 ●ファミリーサポートセンター事業では、引き続き会員増加に向けた周知活動をおこなっていくとともに、利用者の利便性向上に努める。などがあります。
【特に支援を必要とする児童等への対策】では、 ●松阪市で安心して妊娠、出産、子育てができるように産前産後サポート事業に努める。 ●引き続き、障がいのある児童及びその家族に対し、適切な障害福祉サービスを提供できるよう取り組んでいく。などがあります。



◇こどもの成長支援の分野

【母と子の健康づくり】では、

- 松阪市で安心して子育てがしたいと思えるような伴走型の相談支援の実施。
- 医療機関や他市町、関係機関との連携を行いながら、支援が必要な妊産婦、子育て世帯、こどもに対し問題の早期発見・早期アプローチなど切れ目のない支援の継続。
- 必要な方に、妊娠期から切れ目のない支援を継続。
- 保護者の子育て支援の視点も大切にしながら、不安や悩みも話せる場として訪問、相談、教室等を実施。
- 松阪市公式アプリ「松阪ナビ」の普及啓発をし、「松阪ナビ」を通じて子育て情報のタイムリーな発信。などがあります。

【こどもの医療対策】では、

- 関係機関と連携し、松阪地区における小児救急医療体制の維持・継続。
- 引き続き、こどもの医療費を助成することにより、保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。などがあります。

【子育て家庭への経済的支援】では、

- ひとり親家庭の親などを対象に各種講座等を開設するなど、事業の周知に努め、ひとり親家庭の親の能力開発の支援。
- 経済的な理由により入院助産できない妊産婦に対し入院助産に要する費用を一部援助。
- 医療費助成の所得制限を撤廃し高校生世代に対しても全額助成。などがあります。

◇こどもの生きる力の育成分野

【こどもの豊かな個性を育む教育】では、

- 放課後児童クラブと連携して、より多くの児童の参加を促し、実施団体を増やしていくように働きかける。
- 地域や学校等の関係機関と連携を図りながら家庭教育・育児に関する学習機会や情報の提供。
- こどもたちの「未来を切り拓く力」の育成に向け、学校・家庭・地域と連携した取組の充実。
- スポーツ少年団の活動の情報発信や自主・自律的な組織運営、組織管理の実現に向け継続的に組織の改善を図ることができるよう活動への支援。などがあります。

【相談・支援体制の整備】では、

- スクールカウンセラー※⁴を1校区1人以上配置要請することで、相談までの待ち期間が生じないようにする。
- スクールソーシャルワーカー※⁵（SSW）の活用について、さらに各校に周知。

※⁴ スクールカウンセラー：臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童や生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う。不登校やいじめ、親子関係、学習関連などさまざまな問題や心の悩みを抱えた児童・生徒に寄り添い、専門的な知識やスキルを駆使して心のケアや早期の立ち直りを促す仕事。

※⁵ スクールソーシャルワーカー：児童・生徒が生活のなかで抱えているさまざまな問題の解決を図る専門職。児童・生徒が抱える問題には、不登校、いじめ、暴力行為、虐待などがある。

- 不登校に係る児童生徒だけでなく、問題行動等寄り添いや支援を要する児童生徒を対象に、一人ひとりのアセスメントに基づいた支援。などがあります。

【次代の親の育成】では、

- コミュニティ・スクール^{※6}の周知を継続し、地域学校協働活動と一体的に行う。などがあります。

◇こどもが育つ地域づくり分野

【地域における子育て支援体制】では、

- 生活困窮世帯学習支援事業「学習室」の目的を整理し、必要な支援方法を整備する。
- 小学校長期休業中のこどもの居場所づくりを市内全域に拡大して、実施する。などがあります。

【生活環境】では、

- 今後も開発により新設される公園について、ユニバーサルデザイン^{※7}に対応した公園を建設。
- 公園をいつでも誰でも安心して快適に利用していただけるよう、植栽管理・清掃業務・遊具の定期点検・各施設の修繕等、維持管理を進める。などがあります。

【こどもの安全の確保】では、

- 校舎・屋内運動場の非構造部材（外壁や照明器具等）の耐震化。
- タウンウォッチングや自主防犯パトロールを実施。
- 引き続き地域や学校からの交通安全要望に基づく通学路整備。などがあります。

^{※6} コミュニティ・スクール：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

^{※7} ユニバーサルデザイン：ユニバーサルとは「すべてに共通の」、「普遍的な」という意味で、「ユニバーサルデザイン」を日本語に言いかえると、「すべての人のためのデザイン」「みんなにやさしいデザイン」という意味になる。

第3章 こども計画の基本的な考え方

Ⅰ めざす姿

すべてのこどもが夢と希望を持ち
こどもの笑顔が輝くまち 松阪

本計画では、こども基本法の趣旨を踏まえ、こども・若者の権利を尊重し、全てのこども・若者の幸せや健やかな成長を応援するとともに、これから子育てをする人や子育て家庭が、安心してこどもを産み育てることができるまちづくりを推進するため、「すべてのこどもが夢と希望を持ち こどもの笑顔が輝くまち 松阪」を、めざす姿として設定します。



2 計画推進の原則

めざす姿の実現に向けて、さまざまな分野において施策を展開するにあたり、その取組の基礎となる考え方や約束事を「計画推進の原則」として掲げます。

(1) こどもの最善の利益を考慮する

こどもを権利の主体としてとらえ、その権利を保障し、最善の利益を考慮します。

(2) こどもの意見を聴き、対話しながらともに進める

こどもには、自分に直接関係のあることに自由に意見を表明する権利があります。こどもが、安全に安心して意見を述べるができる場や機会をつくり、対話しながら意見形成を支援し、その意見を尊重して施策を進めていきます。

(3) ライフステージ※⁸に応じて切れ目なく支援し、すべてのこどもの健やかな成長を支える

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期におけるさまざまな学びや体験を通じて育ち、若者として社会生活を送るようになり、自立した社会生活を送るおとなへと成長します。こうした成長の過程は、その置かれた環境に依存して人によりさまざまであり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。

それぞれのこども・若者の状況に応じた必要な支援を切れ目なく行い、健やかな成長を支えます。

(4) こどもと子育て家庭をともに社会全体で支援する

・こどもの権利を守り、こどもの豊かな育ちを支えるうえで、保護者は重要な役割を果たしています。仕事との両立や経済的な負担などにより、保護者が過度な不安や負担を感じることなく、こどもと向き合うゆとりを持ちながら子育てできるよう支援します。

・保護者、学校関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び市民等は、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとし、市は、これらと連携し、及び協働して行われる取組を支援します。

(5) 多様な価値観、考え方を尊重することを大前提として取り組む

結婚や妊娠、出産を含めた生き方については、個人の自由な意思決定に基づくものであり、家族のあり方も多様化しています。さまざまな考え方や価値観を尊重することを大前提として、取組を進めます。

※⁸ ライフステージ：人生の変化を節目で区切った、それぞれの段階（ステージ）のこと。

3 施策の体系

めざす姿に基づき、松阪市こども計画の施策の体系を示します。

めざす姿	施策分野	施策
すべてのこどもが夢と希望を持ち こどもの笑顔が輝くまち 松阪	1 ライフステージを通じた取組	(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等  (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (3) こどもへの必要な保健・医療の提供 (4) こどもの貧困対策  (5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援  (7) こどもの自死対策、犯罪などからこどもを守る取組
	2 ライフステージ別の取組	(1) こどもの誕生前から幼児期まで  (2) 学童期・思春期  (3) 青年期 
	3 子育て当事者への支援に関する取組	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減  (2) 地域子育て支援、家庭教育支援 (3) 共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 (4) ひとり親家庭への支援

4 目標指標【計画全体の成果指標】

	単位	目標の 方向	現状	目標 (令和 11 年度)
小学生 相談できると思う人がいる割合	%	↗	91.6 (注 1)	95.0
中学生 相談できると思う人がいる割合	%	↗	93.4 (注 2)	95.0
こども・若者 「生活に満足している」と思うこども・若者の割合	%	↗	84.7 (注 3)	90.0
小中学生 「将来の夢や目標を持っている」とした児童生徒の割合	%	↗	74.2 (注 4)	80.0
松阪市で今後も子育てしていきたいと思う保護者の割合	%	↗	97.4 (注 5)	100.0

※注 1、2 小中学生アンケート結果

※注 3 こども・若者アンケート結果、生活全般の満足度「☆5」以上の割合

※注 4、5 松阪市総合計画(令和 6 年度 - 令和 9 年度)指標



5 施策

5-1 ライフステージを通じた取組

(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等

こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容を、こども・若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者をはじめとするおとなに対して、広く周知し、社会全体で共有を図るように努めます。

(こども基本法や子どもの権利条約の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等)

事業名	事業内容	担当課
人権教育ネットワーク推進事業	中学校単位の組織間ネットワークを生かした人権フォーラムなどを実施し、こども自ら考え行動ができる人権教育の充実を図ります。	学校支援課
人権啓発事業	市の人権啓発強調月間(6月)や人権週間(12月)に合わせ、街頭啓発や講演会を実施します。 気軽に相談できるように弁護士人権相談の開催や、法務局と連携した人権擁護委員による人権相談を実施します。	人権・多様性 社会課

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

地域、学校・園、家庭等が連携・協働して、こどものすべてのライフステージにおいて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出します。

また、こどもの基本的な生活習慣の形成のため、家庭、学校・園、地域、企業、民間団体等の協力を得ながら、普及啓発を推進します。

(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかのまちづくり等)

事業名	事業内容	担当課
こどもの体験活動の推進	環境や環境問題、環境保護に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得するため環境教育、自然体験教育を進めます。 ワークセンター松阪キッズ教室を実施します。	商工政策課
児童センター事業	児童が自由に遊び、多くの仲間とふれあい、自己を伸ばし楽しく過ごせる場所を提供します。	こども未来課
こどもたちの文化体験機会の充実	市内で活動する文化芸術団体等が行っている出前公演や出前講座、また、市が主催する合唱フェスティバルや吹奏楽フェスティバルなど、こどもたちが鑑賞するだけでなく参加・体験できる文化事業を開催し、こどもたちが文化芸術に触れる機会を充実します。	文化課
生涯学習振興事業	公民館講座の中で、家庭教育・育児に関する学習機会や情報の提供など、保育園・幼稚園等の関係機関と連携して子育て支援の取組を推進します。住民自治協議会や学校などとも連携等を深め、地域が求める講座を開設しながら、家庭や地域の教育力向上を図ります。	生涯学習課
教育ビジョン推進事業	松阪市教育ビジョンの基本理念に基づき、学校・家庭・地域が連携協力しながら、松阪市教育ビジョンの実現に向け、学習指導要領に基づいた特色ある教育活動を小中学校で展開し、「持続可能な社会の創り手」の育成を図ります。	学校支援課
学力向上推進事業	学習指導要領に基づき、未来を切り拓く力(主体的に判断できる力、多様な人々と協働していくことができる力、新たな価値を創造する力、新たな問題を発見し解決できる力)の育成に努めます。	学校支援課
ブックスタート事業	1歳6か月児健康診査時に、絵本が入ったバッグを手渡し、幼児と一緒に絵本を開く喜びや大切さを育てるとともに、子ども読書活動の活性化を図ります。	生涯学習課
「食育」推進事業	給食内容の充実を図り、食に関するイベントの実施や給食だより等の配布を通じて、保護者や地域と連携した食育の推進に努めます。	こども未来課 学校教育課 給食管理課 健康づくり課



事業名	事業内容	担当課
公共施設のバリアフリー化推進事業	安全・安心に公共施設を利用できるようバリアフリー化を推進します。 こどもたちが安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりに取り組むとともに、危機回避能力を育成し、適切に対応できる安全教育を進めます。	各公共施設担当課
都市公園維持管理事業	公園遊具の安全点検、遊具の修繕、樹木の剪定等を行い安全・安心な公園の維持管理に努めます 公園・緑地の適正配置の促進に努めユニバーサルデザインの考え方に基づいた公園設計の指導を行います。	土木課
上川町遊歩道公園管理事業	公園遊具の点検、遊具の修繕、樹木の剪定等を行い安全・安心な公園の維持管理に努めます。	清掃施設課
通学路対策事業	安全な通学路を確保するため、地域、学校、教育委員会等と連携し、地域の実情に応じた通学路対策を実施します。	地域安全対策課 学校教育課 建設保全課
通学路歩行空間整備事業	松阪市通学路交通安全プログラムに基づき、通学児童の歩行空間が未整備の路線について、歩道やあんしん路肩の整備を行い安全・安心な歩行空間を確保します。	土木課
道路整備単独事業	歩道や交差点の改良を行い、児童や高齢者をはじめすべての歩行者が安全に通行できる環境づくりを進めます。	土木課
英語コミュニケーション力向上推進事業	さまざまな分野においてグローバル化が急速に進展する中、こどもたちに、グローバルに活躍し世界とつながるコミュニケーション能力や、生涯にわたって自律的に学習を進められる力を育成するグローバル教育を進めます。	学校支援課
国際交流事業団体補助金	市内の学校及び市内に活動拠点を置く団体が実施する国際交流事業に要する費用の一部を補助することにより、市民主体の国際交流の推進、市民の多文化共生意識の向上及び国際社会で活躍することができる人材の育成並びに地域の活性化を支援します。	人権・多様性 社会課
外国人児童生徒教育受入促進事業	日本語指導を必要とする外国人児童生徒の日本語習得や学校生活への適応を支援するとともに、全てのこどもたちが互いの違いを認め合い、共に生きる多文化共生教育を進めます。 初期適応支援教室「いっば」、就学前支援教室「ふたば」を開設し、初期日本語指導や学校生活への適応支援を図るとともに、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に母語が分かる支援員（母語スタッフ）を派遣することで、受入体制の充実を図ります。また、進学や就職のための外国人児童生徒及び保護者対象の進路ガイダンスを開催します。	子ども支援研究センター

事業名	事業内容	担当課
ジェンダーギャップ※ ⁹ の解消	男女共同参画を進めるための講座・セミナー等を実施、また事業所訪問等意識向上に努めます。 固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する情報収集や情報発信に努めます。 性的マイノリティ※ ¹⁰ のこどもに関する基本的な把握と理解増進やきめ細かな対応について検討を進めます。	人権・多様性 社会課

(3) こどもへの必要な保健・医療の提供

こどもたちは成長の過程で様々な病気やケガに直面することがあります。このような状況において、こどもたちが十分に健康を回復し、健やかに成長していくためには、適切な保健・医療の提供が欠かせません。こどもたちが健康で幸せに成長できるよう効果的な支援を提供します。

慢性疾病や難病を抱えるこどもについて、経済的な理由で適切な医療を受けられないことがないよう、市民の健康と福祉の向上をめざし各法律に基づき医療費の助成を行います。

(成育医療等に関する相談支援、病気やケガを抱えるこどもへの支援)

事業名	事業内容	担当課
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児童が日常生活を営むうえで、自立した生活を容易にするために用具を給付します。	障がい福祉課
未熟児養育医療給付事業	満1歳未満の未熟児(体重2,000g以下や身体の発達が未熟なために現れる症状で生活力が特に希薄である場合)で、入院が必要な場合にその治療費に対し給付します。	こども家庭センター
休日夜間応急診療所管理運営事業	小児救急医療体制の推進を図ることを目的とし、こどもの病気やケガに対しての一次救急医療施設として毎日夜間及び日曜日・祝日等に応急診療を行い、安心して健やかに暮らせるまちづくりを推進します。	健康づくり課
小児救急輪番制運営事業補助金	小児救急の二次救急医療の実施に対し補助を行い、こどもの急な病気に対して安心して健やかに暮らせるまちづくりを推進します。	健康づくり課

※⁹ ジェンダーギャップ:男女の違いにより生じるさまざまな格差のこと。

※¹⁰ 性的マイノリティ:レズビアンやゲイといった性的少数者を表す言葉。代表的な性的マイノリティの頭文字をとって「LGBTQ」と表現することもある。

(4) こどもの貧困対策

こどもの貧困を解消し、貧困による学習の機会を得られないこども、進学を諦めざるを得ないなどの困難を、こどもたちが強いられることがないような社会づくりを進めます。

また、貧困及び貧困の連鎖^{※11}によってこどもたちの将来が閉ざされることがないようにすべてのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにしていきます。

(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)

事業名	事業内容	担当課
生活困窮世帯学習支援事業「学習室」	生活保護または就学援助受給世帯の希望する小学校6年生から中学校3年生までの児童生徒に対し、教員OBや教員をめざす学生等が「基礎的な学力の定着」、「生活習慣の確立」、「心いやされる居場所」の3つの視点で学習支援を行います。	保護自立支援課
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親が対象となる教育訓練講座を受講し修了した際、経費の一部を助成し、能力開発の支援を行います。	こども未来課
就学援助費	学校教育法に基づき、経済的理由によって市立の小学校及び中学校に就学させることが困難な児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な費用の一部を援助します。	学校教育課
松阪市原田二郎奨学金制度	勉学に熱意のある生徒で、学資等の支援が必要と認められるものに対し、奨学金を給付し、将来社会に貢献する有為な人材育成の支援を行います。	教育総務課

^{※11} 貧困の連鎖：単に現在の生活が苦しいというだけでなく、貧困が世代を超えて受け継がれていく(連鎖する)こと。

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

特別支援教育については、障がいのあるなしに関わらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システム※¹²の実現に向けた取組を一層進めます。

（地域における支援体制の強化、インクルージョン※¹³の推進、特別支援教育等）

事業名	事業内容	担当課
障害福祉サービス	障がいのある児童の家庭にヘルパーを派遣して、入浴、排せつ、食事等の介護などの支援を行う「居宅介護」、視覚障がいのある児童の外出を支援する「同行援護」、知的障がいのある児童の外出などの際に必要な支援や移動中の介護を行う「行動援護」、家族が病気などで障がいのある児童を介護できない場合に、短期間、施設に入所し、入浴、食事などの必要な支援を行う「短期入所」など、必要な支援を行います。	障がい福祉課
医療的ケア児通院等交通費助成制度	医療的ケア児が利用する市外の病院、特別支援学校等に保護者が送迎している場合の交通費相当分を助成します。	障がい福祉課
障がい者医療費助成	障がいのある児童などを対象に、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に、医療費の内、健康保険適用分の自己負担額全額を助成します。また、未就学児を対象に医療機関窓口での自己負担を軽減（保護者の所得に応じて無料もしくは1受診1,000円までの支払い）します。	保険年金課
自立支援医療（育成医療）	身体障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のある児童の障がいを除去または改善するために必要な医療費について公費負担する制度です。	障がい福祉課
地域生活支援事業	屋外で単独での移動が困難な障がいのある児童に対する「移動支援」、日常的に介護している家族の一時的な休息の確保のため、施設等で障がいのある児童を預かる「日中一時支援」、自宅で入浴ができない障がいのある児童に「訪問入浴サービス」を提供します。	障がい福祉課

※¹² インクルーシブ教育システム：一人ひとりに応じた指導や支援（特別支援教育）に加え、障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み。

※¹³ インクルージョン：「包括」「含有」「一体性」などと訳される。多様な人々がそれぞれの個性を尊重されつつ、その特性を活かしつつ社会・組織の一員として属している状態を指す。



事業名	事業内容	担当課
育ちサポート推進事業	こどもが安心して成長できる、また、こどもを安心して育てられる環境整備の一環として、発達に関する相談窓口を開設します。 発達障がいを含むすべての障がいのある児童への早期からの一貫した支援を進め、特別な支援が必要なこどもの就学や就園に取り組みます。	子ども発達総合支援センター
ペアレント・トレーニング	保護者がこどもの行動を理解し、こどもの特性を踏まえた関わり方を学ぶことにより、子育てに対する不安軽減を図ります。	子ども発達総合支援センター
児童発達支援	日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適応したりするための訓練など個別の療育プログラムを個別支援計画に基づき行います。	障がい福祉課
放課後等デイサービス	学校授業終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な支援や余暇の提供などを個別支援計画に基づき行います。	障がい福祉課
保育所等訪問支援	訓練士等が保育園等を訪問し、障がいのある児童等が安定した集団生活を送れるように専門的な支援を行います。	障がい福祉課
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいのある児童の福祉の増進を図るため、その児童の保護者に手当を支給します。	障がい福祉課
障害児福祉手当	重度の障がいのため常時介護が必要な在宅の児童に手当を支給します。	障がい福祉課
日常生活用具給付事業	障がいのある児童が日常生活を営むうえで、自立した生活を容易にするために用具を給付します。	障がい福祉課
特別支援教育推進事業	特別な支援が必要な児童生徒等に対し、学校生活上の介助や学習活動のサポートを行う学校生活アシスタント※ ¹⁴ 、医療的ケアを行うメディカルサポートアシスタント※ ¹⁵ を配置し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行います。	学校支援課

※¹⁴ 学校生活アシスタント：市内の公立小中学校において、特別な支援を必要とする児童生徒の学習または生活上必要な支援を行う。

※¹⁵ メディカルサポートアシスタント：市内の公立小中学校において、特別支援学級に在籍する児童への医療的ケアや学習のサポートを行う。

事業名	事業内容	担当課
避難行動要支援者対策	避難行動要支援者を地域で支えられるよう名簿の作成・管理を行い、制度の周知啓発と仕組みづくりに取り組みます。	防災対策課

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待は、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。一方で、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障がい等の様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないようにしていく必要があります。

(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)

事業名	事業内容	担当課
こども家庭センター運営事業	妊娠・出産・育児に関する相談、不妊・不育症に関する相談、家庭児童相談、女性相談など様々な相談に対し、児童福祉と母子保健を担当する職員が連携・協力しながら一体的に「松阪版ネウボラ」を実施し切れ目ない支援を行います。また、少子化対策など、こどもと子育てを包括的に支援、応援します。	こども家庭センター
要保護児童対策事業	関係機関が連携を密にし、効果的な対応を図ることにより児童虐待の防止、早期発見及び早期対応並びに児童の健全な成長を図る取組を円滑に推進します。	こども家庭センター
家庭児童相談事業	家庭における児童の養育に係る諸問題(身体上・精神上の障がい・躰・非行・虐待など)の相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携をとりながら、適切な指導・助言を行い問題の解決を図ります。	こども家庭センター
親子関係形成支援事業	こどもとの関わり方や子育てに不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ※16等を通じて同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共感し、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	こども家庭センター
子育て世帯訪問支援事業	関係機関等からの情報収集等により養育の支援が必要と判断される家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事援助を実施します。	こども家庭センター

※16 ロールプレイ:現場や実際に近い疑似場面を想定し、その中で自分の役割を演じることで、スキルを身に付けるという学習方法。



事業名	事業内容	担当課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し保健師・看護師等専門職が訪問し、養育に関する指導・助言を行います。	こども家庭センター
児童養護施設退所者等支援給付金	児童養護施設退所者や、里親への委託が解除となる方が大学等への進学の際に、安定した生活を送れるよう給付金を支給します。	こども家庭センター

(7) こどもの自死対策、犯罪などからこどもを守る取組

小中高生の自死者数が増加傾向にあります。誰も自死に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自死対策を進める必要があります。

こども・若者の自死対策については、自死の要因分析や、SOSの出し方、心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育も必要です。

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっています。

さらに、こどもの生命・安全を脅かす状況があること等を踏まえ、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進めていくことも求められています。

(こども・若者の自死対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策等)

事業名	事業内容	担当課
地域自死対策強化事業	自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)を中心に自死予防対策として相談会や街頭啓発等に取り組むとともに、相談窓口を一覧表にして啓発を行います。 また、各団体と連携し、「雇用・生活・こころと法律の合同相談会」を年3回開催します。 自死遺族の方の相談があった場合は、自死遺族支援団体と情報共有し連携を図ります。	人権・多様性社会課
スクールカウンセラー配置事業(県教委)	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識と経験を有するスクールカウンセラーを小中学校に配置し、教育相談体制の充実・活性化を図ります。	学校支援課
教育相談事業	学校(園)や家庭での生活、心の問題等に関する教育相談、カウンセラー相談、教育支援センターにおける不登校の相談を行います。	子ども支援研究センター

事業名	事業内容	担当課
交通遺児入進学卒業祝金支給事業費	交通事故を起因として、両親あるいは父母のいずれかを失った児童に対し、小学校入学、中学校進学、中学校卒業時に祝金を支給します。	こども未来課
人権啓発事業（再掲）	さまざまな人権問題の1つとして、市の人権啓発強調月間（6月）や人権週間（12月）に合わせ、街頭啓発や講演会を実施します。	人権・多様性社会課
交通安全対策施設整備事業・交通事故防止安全対策事業	松阪市通学路交通安全プログラムなどにより通学路、未就学児が日常的に集団で移動する経路などの安全確保に向けた取組を行います。	建設保全課
安全・安心なまちづくりの推進	小学校区を対象に「地域ふれあいタウンウォッチング」を開催し、こどもの安全意識を高めるとともに、学校、地域と連携して地域安全力の向上を図ります。また、こどもをターゲットとした犯罪や声かけ等の不審行為を未然に防止するため、自主防犯パトロール団体との情報共有をより一層推進し、さらなる活動推進を図ります。	地域安全対策課
交通安全街頭指導	地域内の各小中学校の通学路において、松阪市交通指導員、地域、学校、関係団体が一体となって街頭指導を実施することで、こどもたちを交通事故から守り、交通安全意識の高揚を図ります。	地域安全対策課 学校支援課
交通安全教室	交通安全教育指導員「とまとーず」による、成長段階に応じた交通安全教室を実施し、こどもたちの交通ルールの遵守や交通マナーの向上を推進するとともに、交通安全意識の高揚を図ります。	地域安全対策課
非構造部材の耐震化対策	園児、児童生徒等の園、学校生活における安全・安心を守るため、非構造部材の耐震化対策等を行います。	教育総務課 こども未来課
防災訓練事業	総合防災訓練をはじめとし、地域で実施される防災訓練への支援、学校防災教育を実施し、災害時における被害が出ないことをめざします。	防災対策課
スクールソーシャルワーカー活用事業（県教委）	小中学校における福祉的なアプローチが必要な事案や深刻かつ複雑な事案に対し、関係機関との連携等について、指導助言を行います。	学校支援課



事業名	事業内容	担当課
青少年健全育成事業	行政と地区の健全育成会、青少年育成市民会議等が連携して、青少年育成のための講演会や、非行防止パトロール、悪書回収等の環境浄化活動等を実施します。また、併せて関係団体等が主催する活動に対して支援を行います。また、各地域に青少年健全育成を推進・指導する人材の確保と養成に努めます。	生涯学習課
不登校・いじめ等対策事業	すべての児童生徒が安心して教育が受けられるよう、学級満足度尺度調査(Q-U)を活用しての実態把握、にじいろサポーターの中学校区への配置、また、教育支援センターとの連携とともに、不登校児童生徒等への途切れない支援を行います。	学校支援課

5-2 ライフステージ別の取組

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるにとらえ、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実を図ります。

また、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにしていく必要があります。

(こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実)

事業名	事業内容	担当課
入院助産制度	誰もがこどもを安心して産めるように、経済的な理由により入院助産できない妊産婦に対し、入院助産に要する費用を一部援助します。	こども家庭センター
特定不妊治療費・不育症治療費助成金	不妊治療で保険診療と併用して実施した医療保険適用外の先進医療にかかる費用を一部助成します。また不育症治療で保険適用外の治療および検査費に対して一部助成します。	こども家庭センター
乳児家庭全戸訪問事業	乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握や助言を行い、養育環境などの支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることにより、こどもの健やかな育成を図ります。	こども家庭センター
養育支援訪問事業(再掲)	養育支援が特に必要な家庭に対し保健師・看護師等専門職が訪問し、養育に関する指導・助言を行います。	こども家庭センター
子育て世帯訪問支援事業(再掲)	関係機関等からの情報収集等により養育の支援が必要と判断される家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事援助を実施します。	こども家庭センター
まつさかすくすく応援パッケージ	妊娠届出時や出産後の面談を通じて、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、経済的支援(妊婦のための支援給付 たまごギフト 5 万円ひよこギフト 5 万円)を一体的に実施します。面談時に「松阪市子育てガイド&たまひよプラン」を手交し、制度やサービスについての説明を行うとともに必要な支援につなげます。	こども家庭センター



事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康相談（子育て・栄養・歯みがき相談）	保健師・管理栄養士・歯科衛生士により、面接や電話、オンラインによる個別相談を実施します。 妊産婦：母子健康手帳交付時・乳児家庭全戸訪問などの機会に妊婦やその家族からの相談を随時実施し、妊娠・出産・子育ての不安の解消に努めます。 乳幼児：乳幼児期の発育や発達・生活・育児に関する個別相談を行います。	こども家庭センター
幼児相談・ことばの相談	心理相談員・言語聴覚士により言語発達・精神発達・情緒面において、発達検査等により経過観察を必要とする幼児と保護者を対象として、個別相談を実施します。	こども家庭センター
産前産後サポート事業	妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、研修を受けたサポーターが家庭訪問し、不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）を行うことで孤立感や育児の不安、生活上の困りごと等を軽減すること（家事支援は除く）を目的として実施します。	こども家庭センター
多胎児支援	多胎児を妊娠中の妊婦、多胎児を育児中の母およびその家族の育児不安や育児負担を軽減することを目的に実施します。 孤立しやすく産前産後で育児等の負担が多い多胎妊産婦・家庭を支援するため、ふたご手帖の交付、多胎先輩ママ訪問、ふたごちゃんみつごちゃんサロン、多胎妊産婦等サポーター事業を実施することにより、子育てをしやすい環境を整えます。	こども家庭センター
産後ケア事業	出産後、体調不良や育児不安等で支援が必要にも関わらず、家族等から十分な育児・家事等の援助が受けられない産婦と新生児を対象に、宿泊または通所または訪問で委託産科医療機関等において産婦の健康管理・産後の生活のアドバイス、乳房のケア・授乳方法の指導、乳児（新生児）の沐浴・スキンケアなど育児方法の指導、育児相談や子育て情報の提供などのサービスを提供します。	こども家庭センター
母子健康手帳交付	妊娠の届け出に対し、母子健康手帳を交付します。妊娠・出産・こどもの成長を喜べるよう手帳の活用についての説明と諸制度を紹介します。	こども家庭センター
訪問指導（妊産婦・新生児・未熟児・乳幼児）	医療機関からの連絡や健診事後フォロー等で必要な方に、保健師・助産師・管理栄養士・看護師の家庭訪問による保健指導を実施します。	こども家庭センター
妊婦一般健康診査	母子健康手帳交付時に「妊婦一般健康診査依頼票」（母子保健のしおり内）を発行し、医療機関委託にて実	こども家庭センター



事業名	事業内容	担当課
	施します。異常の早期発見・早期対応に努め、適切な治療・保健指導につなげられるようにします。	
妊婦歯科健康診査	母子健康手帳交付時に「妊婦歯科健康診査依頼票」（母子保健のしおり内）を発行し、妊婦の歯科健康診査を実施することにより、妊婦と生まれてくるこどもの歯と口腔の健康保持増進に努めます。	こども家庭センター
産婦健康診査	母子健康手帳交付時に「産婦健康診査依頼票」（松阪市母子保健のしおり内）を発行し、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施し、産後うつや新生児への虐待予防等を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を充実させます。	こども家庭センター
新生児聴覚スクリーニング検査費用助成	新生児期の聴覚スクリーニング検査により異常の早期発見・早期対応に努め、適切な治療・保健指導につなげられます。医療機関で実施する新生児聴覚スクリーニング検査の費用の一部助成を行います。	こども家庭センター
乳児健康診査（1 か月・4 か月児・10 か月児）	母子健康手帳交付時に依頼票（母子保健のしおり内）を発行し、医療機関委託にて実施します。月齢に応じた発達・発育の確認と異常の早期発見・早期対応に努め、適切な治療・保健指導につなげられるようにします。	こども家庭センター
幼児健康診査（1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査）	対象児に個人通知を行い、年齢に応じた発達・発育の確認と異常の早期発見・対応に努め、適切な治療や生活に関する保健指導につなげられるようにします。3歳児健診では、視聴覚を含む健診内容とし、それぞれ身体・眼・耳について「精密健康診査受診券」（三重県下医療機関委託）を発行します。精神発達については、心理相談員による相談を実施します。	こども家庭センター
幼児健診事後フォロー教室	1歳6か月児・3歳児健診で、運動発達・言語発達等で、経過観察を要する幼児と保護者に集団の場を提供し、教室を通じて保護者が幼児へのかかわりを振り返り、家庭での実践につなげ、発達を促せるよう実施します。必要時に医療機関や療育機関につなげます。	こども家庭センター
健康教育（妊産婦）	妊娠期の健康管理に関する講話と実習・栄養指導・歯科指導などを通して、妊娠・出産・子育てに関する知識を提供し、妊婦とその家族同士の交流を深めます。また、新米ママ教室では、産婦の育児不安の軽減と交流を目的とし、初めての子育てを支援します。	こども家庭センター
健康教育（子育て・栄養・歯科）	乳幼児期～学童期の発達や発育とともに離乳食・幼児食教室、健康講座において栄養・歯の健康管理、その他生活に関する知識を得ることにより、子育ての悩みの解消を支援します。また、同じ子育て期を過ごす保護者同士の交流の場とします。また、土曜日に、はるる館内のスペースを使って親子が楽しく過ごせるよう「はるる遊ぶDAY」を実施します。	こども家庭センター



事業名	事業内容	担当課
松阪ナビ	松阪市公式アプリ「松阪ナビ」を通じて子育て情報のタイムリーな発信をしていきます。	こども家庭センター
フッ化物洗口事業	フッ化物洗口※17を保育園・幼稚園・認定こども園で集団実施することにより、むし歯予防と健康格差の縮小をめざし実施します。	健康づくり課
予防接種事業	予防接種法に基づき、乳幼児、児童への予防接種を委託医療機関において実施します。	健康づくり課
予防接種費用助成金	任意の予防接種や通常の定期接種外での予防接種に対して、費用の全部または一部を助成します。 ・おたふくかぜワクチン接種費用助成金 対象者：1歳以上就学前の幼児 ・麻疹及び風しんワクチン接種費用助成金 対象者：定期接種（MRワクチン）の機会を逃した生後24か月から年長児となるまでの幼児及び小学1年生に相当する年齢の児童 ・風しんワクチン接種費用助成金 対象者：妊娠を希望する女性で風しんの抗体価が低い方、または風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者で風しんの抗体価が低い方 ・予防接種県外接種費用助成金 対象者：里帰り出産や長期入院等により県外の医療機関でA類疾病の定期接種を受けた方 ・特別の理由による任意予防接種費用助成金 対象者：骨髄移植手術等の治療等により、既に完了した定期接種の効果が期待できないと判断された20歳未満の方	健康づくり課
病児・病後児保育事業	保育園などに通園中の児童が、病気または回復期で、集団保育を受けることが困難な場合、一時的に預かります。	こども未来課
病児・病後児保育 ICT 化	病児・病後児保育の予約を ICT 化することで、保護者負担の軽減を図るとともに運営者及び市の事務の効率化を図ります。	こども未来課

※17 フッ化物洗口：永久歯のむし歯予防を目的に一定の濃度のフッ化ナトリウムを含む溶液で1分間ぶくぶくうがいをする方法。

事業名	事業内容	担当課
ファミリーサポートセンター事業	病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ります。	こども家庭センター
こども誰でも通園実施事業	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件等を問わず時間単位で柔軟にこどもを預けられる制度です。全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化します。	こども未来課
延長保育事業	保護者の勤務形態、残業等、多様化する就労形態に対応するため保育時間の延長を行います。	こども未来課
休日保育事業	保護者の日曜、祝日等の勤務等により、児童に保育が必要な場合に対応するため、全保育園の希望者を対象に休日保育を行います。	こども未来課
一時預かり事業	家庭の緊急時に一時的に預かる事業を行います。	こども未来課
ショートステイ事業	保護者が疾病等により緊急一時的に保護を必要とする場合に児童を施設において一時的に養育・保護します。	こども家庭センター
幼稚園教育時間終了後の預かり保育	共働き家庭が増加する中で、保護者の子育て支援を行うため、幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」を行います。	こども未来課
保育サービスに係る情報提供	利用者が保育サービスの情報をタイムリーに入手できるように積極的な情報提供を行います。	こども未来課
幼保一体化への対応	子ども・子育て支援新制度に基づく幼保の一体化に対応します。	こども未来課
安全安心で、質の高い環境で育てるための施設環境整備の推進	こどもたちが過ごす幼稚園・保育園・認定こども園等の施設に必要な改築、改修、修繕等を行うことで、安全安心で快適な保育環境の確保を図ります。	こども未来課



事業名	事業内容	担当課
幼稚園・保育園・認定こども園の適正化による施設整備事業	少子高齢化による社会構造の変化に対応するため、幼稚園・保育園・認定こども園の適正化について再編し、新設、廃止、統合、施設の集約化等による施設整備を行います。	こども未来課
保育士修学支援事業	保育士養成施設を卒業後、「市内の認可保育園等において働きたい」という意欲を持った学生を対象に修学資金の貸付を行います。	こども未来課
保育士確保事業	私立保育園等が参加した就職ガイダンス、中高生を主な対象にした保育施設見学バスツアー等を実施します。	こども未来課
おむつ等の定額利用サービスの導入	おむつ・お尻拭き・手口ふき・紙エプロンの定額利用サービスを民間と協定を結び導入します。	こども未来課
0歳児・1歳児クラスのエプロン・手口ふき定額利用サービスの補助	公立保育園・認定こども園・小規模保育事業施設の0歳児・1歳児クラスへエプロン・手口ふき定額利用サービスの利用料の一部を負担することにより、保護者・保育士の負担軽減と衛生面の課題解決を図ります。 同様に、定額利用サービスを導入する私立保育園に補助を行います。	こども未来課
支援対象児童等見守り強化事業	市内の、既存の支援制度で支援出来ていない支援ニーズの高い子育て世帯に対し、食料品の提供と見守り支援を行います。	こども家庭センター
健康教育事業	保護者自身、乳幼児期・学齢期から、健康的な食習慣やからだを動かす習慣を身につけられるよう、元気な身体をつくるための普及・啓発を実施します。	健康づくり課

(2) 学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者や社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティ※18を形成していく時期でもあります。

(質の高い公教育・居場所づくり、小児医療体制、心身の健康等、いじめ防止・不登校のこどもへの支援)

事業名	事業内容	担当課
スクール・サポート・スタッフ、学習指導員配置事業	スクール・サポート・スタッフについては、市内全小中学校に配置し、教員の事務作業等を担い、教員の負担軽減を図っています。学習指導員については、小学校3校、中学校2校に配置し、児童生徒によりきめ細かな対応を行い学習の理解と定着や、教員の負担軽減を図っています。	学校教育課
教育ビジョン推進事業(再掲)	松阪市教育ビジョンの基本理念に基づき、学校・家庭・地域が連携協力しながら、松阪市教育ビジョンの実現に向け、学習指導要領に基づいた特色ある教育活動を小中学校で展開し、「持続可能な社会の創り手」の育成を図ります。	学校支援課
学校教育活動支援員活用事業	中学校に部活動指導員を配置し、学校現場の教育体制の充実と教員の負担軽減を図るとともに、学校と地域社会の連携を推進します。	学校教育課
スポーツ少年団補助金	こどもたちの地域社会におけるスポーツ活動を通じて、低年齢からの体力づくり、スポーツの底辺拡大及び心身の健全な育成を図ります。	スポーツ課
総合型地域スポーツクラブ推進事業補助金	こどもから高齢者まで多世代を対象に、誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するため、日常的にスポーツを行う機会を提供するクラブを支援します。	スポーツ課
スポーツ少年大会等補助金	三重県下で開催される各種スポーツ少年大会への参加支援を行い、スポーツ技能の向上と心身の健全育成及び相互の親睦を図ります。	スポーツ課
スポーツのチカラプロジェクト推進事業	スポーツが持つさまざまなチカラを市民の皆さまに伝えることで、スポーツと運動したまちづくりを推進します。	スポーツ課

※18 アイデンティティ: 自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。主体性。自己同一性。「自分らしさ」とも訳すことができる。



事業名	事業内容	担当課
みえ松阪マラソン事業	全国各地から約 1 万人に及ぶランナーやその家族を招き入れ、地域の団体、企業をはじめ多くのボランティアの参加によりおもてなしや沿道での応援など、市民や地域が一つになって大会を盛り上げ、交流人口の増加や観光客の誘客などスポーツと連動したまちづくりを進めます。	スポーツ課
・体育施設整備事業 ・阪内川スポーツ公園施設整備事業 ・中部台運動公園施設整備事業 ・海洋センター施設整備事業	市民ニーズに応え、市民一人ひとりが安全で安心してスポーツ活動を実践できるよう松阪市スポーツ施設長寿命化計画に基づき施設の整備を行います。	スポーツ課
「食育」推進事業(再掲)	給食内容の充実を図り、食に関するイベントの実施や給食だより等の配布を通じて、保護者や地域と連携した食育の推進に努めます。	こども未来課 学校教育課 給食管理課 健康づくり課
地域生活支援事業(再掲)	屋外で単独での移動が困難な障がいのある児童に対する「移動支援」、日常的に介護している家族の一時的な休息の確保のため、施設等で障がいのある児童を預かる「日中一時支援」、自宅で入浴ができない障がいのある児童に「訪問入浴サービス」を提供します。	障がい福祉課
特別児童扶養手当(再掲)	精神または身体に障がいのある児童の福祉の増進を図るため、その児童の保護者に手当を支給します。	障がい福祉課
障害児福祉手当(再掲)	重度の障がいのため常時介護が必要な在宅の児童に手当を支給します。	障がい福祉課
小学校長期休業子どもの居場所づくり事業	小学校に就学している昼間保護者のいない家庭の児童で、長期休業期のみ利用を希望する児童に対し、適切な遊び場を与えてその健全な育成を図ります。	生涯学習課
児童育成支援拠点事業	養育環境に課題を抱える、家庭環境に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に対して支援を包括的に提供します。	こども家庭センター
放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、こどもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、学習活動や様々な体験・交流活動の場を与え、こどもたちの健全な育成を図ります。	生涯学習課

事業名	事業内容	担当課
放課後児童クラブ活動事業	小学校に就学している昼間保護者のいない家庭の児童で、放課後や長期休業期に、適切な遊び場を与えてその健全な育成を図ります。	生涯学習課
放課後児童支援員等研修事業	放課後児童クラブに勤務する職員の資質向上と各地域における児童健全育成活動を推進します。	生涯学習課
こども医療費助成	0歳から18歳年度末までのこどもに対して、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に保護者の所得に関係なく、医療費の内、健康保険適用分の自己負担額全額を助成します。また、未就学児を対象に医療機関窓口での自己負担を軽減（保護者の所得に応じて無料もしくは1受診1,000円までの支払い）します。	保険年金課
休日夜間応急診療所管理運営事業（再掲）	小児救急医療体制の推進を図ることを目的とし、こどもの急な病気やケガに対しての一次救急医療施設として毎日夜間及び日曜日・祝日等に応急診療を行い、安心して健やかに暮らせるまちづくりを推進します。	健康づくり課
児童・生徒の健康診断事業	健康診断を行い、児童・生徒の健康の保持増進を図ります。	学校教育課
フッ化物洗口事業（再掲）	フッ化物洗口を小・中学校で集団実施することにより、むし歯予防と健康格差の縮小をめざし実施します。	健康づくり課
中学生ピロリ菌検査事業	胃がんや慢性胃炎、胃・十二指腸潰瘍の主な原因であるピロリ菌を早期発見・早期治療に結びつけることでピロリ菌による胃の病気のリスクを減らすことを目的に中学生に実施し、次世代感染を予防します。	健康づくり課
消費生活関連事業費	消費者教育の一環として、市内高校に啓発物品を配布します。	商工政策課
健康教育事業（再掲）	ライフステージにあった運動推進やタバコ、アルコール問題などの健康教育を実施します。	健康づくり課
不登校・いじめ等対策事業（再掲）	すべての児童生徒が安心して教育が受けられるよう、学級満足度尺度調査（Q-U）を活用しての実態把握、にじいろサポーターの中学校区への配置、また、教育支援センターとの連携とともに、不登校児童生徒等への途切れない支援を行います。	学校支援課
不登校生徒進学支援金給付事業	通信制高等学校と連携している通信教育連携協力施設（市内に限る）に進学する生徒に対し、当該通信教育連携協力施設に要する授業料の一部を給付することにより、不登校生徒の学び直しや、全てのこどもたちの社会的自立の実現をめざします。	教育総務課

(3) 青年期

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々なライフイベント※¹⁹が重なる時期でもあります。自らの価値観や生き方を確立しようとするが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがあります。

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められます。

(青年期の若者が、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重される)

事業名	事業内容	担当課
南三重地域若者地元定着推進事業	松阪市以南の16市町で構成する南三重地域就労対策協議会を実施主体として、若者のUターン就職による地元就職及び定着などの一体的な就労対策を実施しています。	商工政策課
雇用対策事業費	松阪市、多気郡3町、各商工会議所で構成する松阪地域雇用対策協議会を主体として、新規学卒者の方やU・Iターン就職希望者向けに企業案内の冊子を作成しています。	商工政策課
若者チャレンジ松阪創造事業費	次世代を担う若者の声を市政に反映させるため、「まつさか若者クラブ」を設置し、松阪に興味や愛着を持ってもらい、若者の想いを市政運営に取り入れていくことをめざします。	経営企画課
中小企業奨学金返還支援補助金	松阪市内の中小企業の中で従業員の奨学金の返還支援・代理返還を実施する企業を対象に、奨学金の返還補助を行います。	商工政策課

※¹⁹ ライフイベント：就職や結婚、出産・育児、住宅の購入など、人生で起こりうるさまざまな出来事。

5-3 子育て当事者への支援に関する取組

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにします。

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施します。

(子育てや教育に関する経済的負担の軽減)

事業名	事業内容	担当課
児童手当	児童の養育に係る経済的負担を軽減し、次代の社会を担うこどもの成長及び資質の向上を図るため、18 歳到達後最初の年度末までの児童を監護し、かつ、児童と一定の生計関係にある父または母等に手当を支給します。	こども未来課
こども医療費助成(再掲)	0歳から18歳年度末までのこどもに対して、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に保護者の所得に関係なく、医療費の内、健康保険適用分の自己負担額全額を助成します。また、未就学児を対象に医療機関窓口での自己負担を軽減(保護者の所得に応じて無料もしくは1受診 1,000 円までの支払い)します。	保険年金課
地域公共交通	未就学児は全てのコミュニティバスで運賃無料です。小学生は、鈴の音バス・飯高地区コミュニティ交通・廃止代替バス(阿坂小野線・宇気郷線)で、運賃半額で利用できます。	商工政策課
第3子以降学校給食無償化事業	多子世帯の経済的負担を軽減し、生計関係にある保護者が扶養する 18 歳到達後最初の年度末までのこどもを第1子として、第3子以降の児童生徒(市設置の学校)を対象に学校給食費を支援します。	給食管理課
学校等給食物価高騰に伴う子育て支援交付金	物価高騰による臨時的な施策として、給食食材の高騰分相当を支援することで、給食費の値上げを抑制し、保護者の経済的な負担を軽減します。	給食管理課
三世帯同居・近居支援補助金	市外から転入し、世代間で助け合いながら子育てする三世帯の同居または近居を始める世帯に対して住宅の新築及びリフォーム等に係る費用の一部を支援します。	こども未来課



(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

(地域のニーズに応じた様々な子育て支援、健康応援、相談や情報提供)

事業名	事業内容	担当課
ファミリーサポートセンター事業(再掲)	依頼会員と提供会員との連絡・調整の実施等により、地域における育児の相互援助活動を推進します。	こども家庭センター
高年齢者就業機会確保事業(松阪市シルバー人材センター)	ちびっこはうす運営(豊かな子育て経験を活かして『ばあばママ』(保育士資格者とサポーター)がみなさまの育児のお手伝いをします。)	商工政策課
子育て支援センター事業	地域全体で子育てを支援する基盤形成の推進を図るため、未就園の親子の育児不安等についての相談や子育て支援事業を実施します。	こども未来課
健康教育事業(再掲)	講座や動画配信により、保護者の健康づくりの取り組み(運動・食生活など)の普及・啓発を実施します。	健康づくり課
一時預かり事業(再掲)	家庭の緊急時に一時的に預かる事業を行います。	こども未来課
ショートステイ事業(再掲)	保護者が疾病等により緊急一時的に保護を必要とする場合に児童を施設において一時的に養育・保護します。	こども家庭センター

(3) 共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

また、仕事と子育てを両立できる環境づくりを働きかけていきます。

(共働き・共育て、長時間労働の是正や働き方改革)

事業名	事業内容	担当課
育児休業取得の推進	育児休業取得を推進するため、特に男性が育児に参加できる環境づくりも含め、事業所に対しての啓発を関係機関と連携して行います。	商工政策課
労働時間の短縮	女性と男性の労働者が職業生活と家庭生活及び地域活動にともに参加することができるよう、事業所に対して労働時間短縮、ノー残業デー・ノー残業ウィークの導入などの啓発を関係機関と連携して実施します。	商工政策課
企業支援くるみん認定取得奨励金	市内に本社または本社機能のある事業者が、働くことと子育てを両立する環境整備に取り組む事業者の証である「くるみん認定」を厚生労働大臣から受けた場合、奨励金を交付します。	企業誘致連携課
子育て応援事業者認定・表彰事業費	積極的にこどもや子育てにやさしい取組をしている事業所を認定し、子育てを応援する事業所を増やすとともに、認定を受けた事業所の取組事例を広く紹介することにより、事業所による子育て支援への意欲を高め「子育てしやすいまち」の実現に寄与します。	こども家庭センター
少子化対策事業	夫婦で子育てを楽しむため、父親の方を対象に家事や育児に関する知識とスキルの獲得をめざす、家事・育児講座(まつさかスマイルパパ講座)を開催します。	こども家庭センター
子育て講演会等	子育て中の保護者に情報提供するため、子育て講演会・子育てフェスティバル等を開催します。	こども未来課
女性起業家等のつながり交流創出事業	女性の起業を支援するため、事業成長に課題を抱える創業間もない女性起業家を確実にフォローできる体制の構築を図ります。	商工政策課
赤ちゃんの駅認定事業	「おむつ替え」や「授乳」ができる施設・店舗を『赤ちゃんの駅』として登録し、子連れで入れるトイレの情報やその他の子育て支援サービスとあわせて、情報発信を行う。	こども家庭センター



(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。

(ひとり親家庭支援)

事業名	事業内容	担当課
児童扶養手当	母子家庭または父子家庭等の生活の安定と自立を促進し児童の福祉を増進するため、手当を支給します。	こども未来課
自立支援教育訓練給付金(再掲)	ひとり親家庭の親が対象となる教育訓練講座を受講し修了した際、経費の一部を助成し、能力開発の支援を行います。	こども未来課
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親の生活の安定につながる資格の取得を支援するため、専門学校等の受講期間のうち一定期間について、高等職業訓練促進給付金を支給し、生活費の負担軽減を図ります。	こども未来課
ファミリーサポートセンター利用支援補助金	ひとり親世帯等がまつさかファミリーサポートセンターの援助活動を利用した際、利用料の一部を補助することにより、仕事と育児の両立や子育ての負担軽減を目的に支援します。	こども未来課
母子父子寡婦福祉資金貸付	経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を図るため、就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金などの貸付を行います。	こども未来課
養育費の取り決めに関する公正証書等作成促進補助金	ひとり親家庭の養育費の履行確保等を図ることを目的に養育費の取り決めに要する経費のうち債務名義の取得に係る費用を補助します。	こども未来課
母子寡婦福祉会活動補助金	母子・父子及び寡婦家庭の経済的自立を支援し、生活の安定及び児童の健全育成を図るため、研修会等に要する経費の一部を補助します。	こども未来課
養育費保証契約促進補助金	債務名義を取得しているひとり親家庭を対象に保証会社との養育費保証契約の締結にかかる費用の一部を補助します。	こども未来課
一人親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対して、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の維持と増進を図ることを目的に、医療費の内、健康保険適用分の自己負担額全額を助成します。また、未就学児を対象に医療機関窓口での自己負担を無料にします。	保険年金課

事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭支援事業	離婚を考える父母やひとり親家庭の親などを対象に、こどもを養育する家庭の生活等について考える機会を提供する親支援講座の開設やひとり親家庭に対する支援等の情報を LINE (ライン) アカウント※20にて発信します。	こども家庭センター

(5) 社会参画や意見表明の機会の充実

あらゆるこども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組みます。

(こどもの意見聴取のための仕組みの整備)

事業名	事業内容	担当課
家庭児童相談事業	こどもの不安や悩みを丁寧に聴き取り、受け止めることで、安心して思いや考えを言える関係を築きます。その上で、こども自身が主体的・積極的に意思を表明できるようにし、こどもの意思を尊重しながら、課題の解決に向けて支援を行います。	こども家庭センター

(6) 多様な声を施策に反映させる工夫

全てのこども・若者が自らの意見をもち、それを表明することができるという認識の下、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をします。

(7) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備

こどもや若者の社会参画の機会を充実するとともに、若者団体等の主体的な活動を促進するための取組の在り方について検討します。

地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点として、地域にある多様な居場所、社会教育施設、こどもの意見表明支援やこどもの社会参画機会の提供を行う民間団体との連携を強化します。

※20 LINE (ライン) アカウント: LINE に登録する際に必要な名前と電話番号を入力する個人情報のこと。



第4章 子ども・子育て支援サービス

Ⅰ 子ども・子育て支援サービスの全体像

本市のすべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域で力を合わせ、子ども・子育て支援に取り組むために、平成27年3月に「第1期松阪市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）を策定しました。

そして、女性の社会進出や教育・保育の無償化に伴う低年齢時からの保育需要の高まり、世帯規模の縮小や地域のつながりの希薄化による子育てに不安を持つ保護者の増加、こどもの減少など、子育てをめぐる環境の変化に対応していくとともに、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づき教育・保育事業の量と質及び子育て支援施策の充実を目的とし、「第2期松阪市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、これまで子育て支援を進めてきました。

この計画は、今回で3期目にあたり、制度の基本である「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支えるもので、量の面では、必要とするすべての家庭が利用できる支援をめざしています。質の面では、こどもたちがより豊かに育つ支援をめざしています。

第4章の子ども・子育て支援サービスは、行政が保護者等に提供するサービスとして、子ども・子育て支援給付における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行うものです。

2 子ども・子育て支援の意義

計画を推進するにあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の子ども・子育て支援の意義を踏まえ、「こどもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含め、すべてのこどもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりのこどものすこやかな育ちを等しく保障することをめざします。

- 「こどもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考え方を基本とする。
- 障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含め、すべてのこどもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりのこどものすこやかな育ちを等しく保障することをめざす。
- 核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭やこどもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じる事ができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、こどものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、こどもの健全な発達を保障することが必要。
- こどもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

※子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

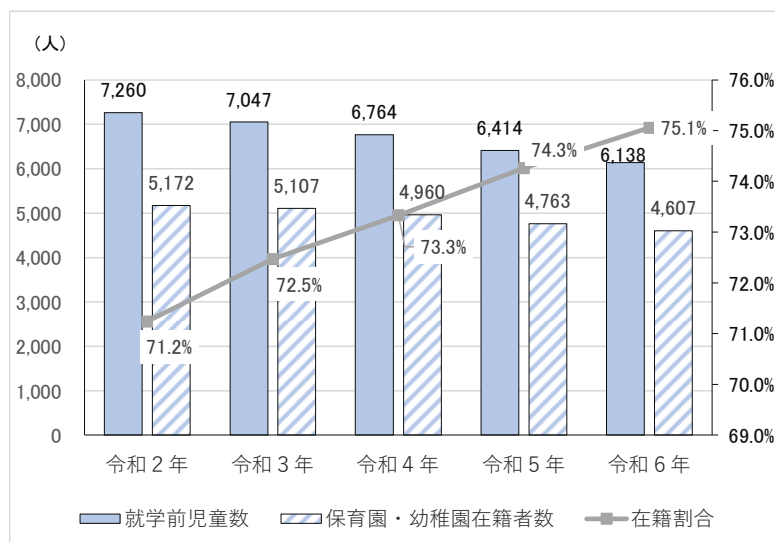
3 保育園・幼稚園における現状

(1) 保育・教育サービスの状況

① 保育園・幼稚園の在籍者数

本市の保育園・幼稚園の在籍者数の推移をみると、年々減少しています。一方、在籍割合は増加傾向で推移しています

【保育園・幼稚園の在籍者数】



保育園＝公立、私立、小規模、こども園2・3号、広域受託含める

幼稚園＝公立、私立、こども園1号

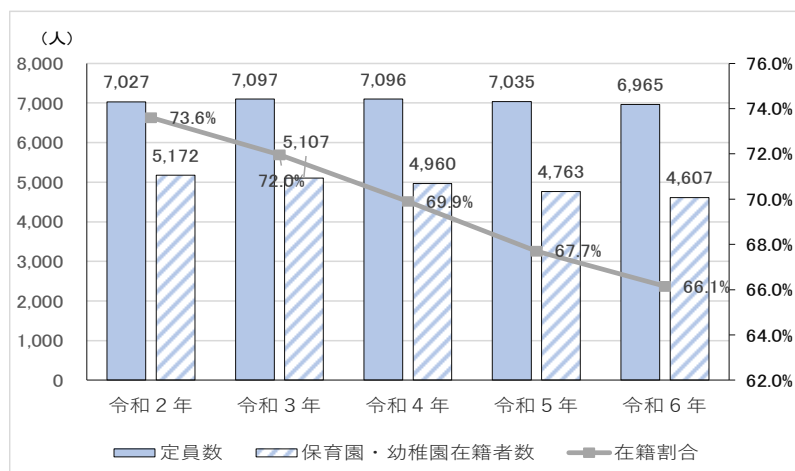
就学前児童数 学校教育課より提供

(令和6年5月1日現在)

② 保育園・幼稚園定員数と在籍者数

本市の保育園・幼稚園の定員数と在籍者数の推移をみると、定員数は令和3年をピークにやや減少、在籍者数も減少傾向にあります。在籍割合については、減少傾向で推移しており、令和6年では66.1%となっています。

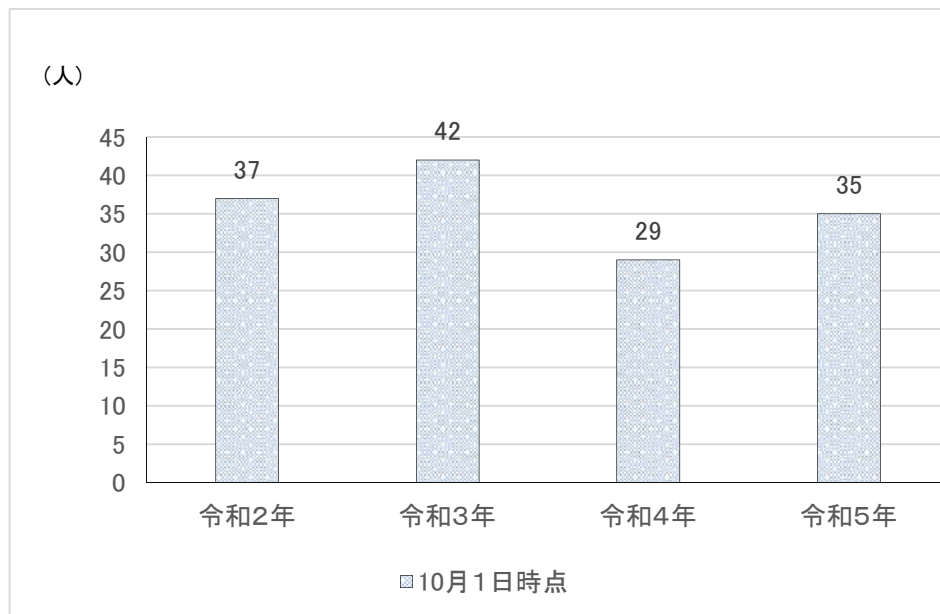
【保育園・幼稚園定員数と在籍者数】



◆待機児童数

本市の待機児童数の推移をみると、各年の4月1日時点では0人となっていますが、10月1日時点では増加しており、令和5年では35人の待機児童がいます。

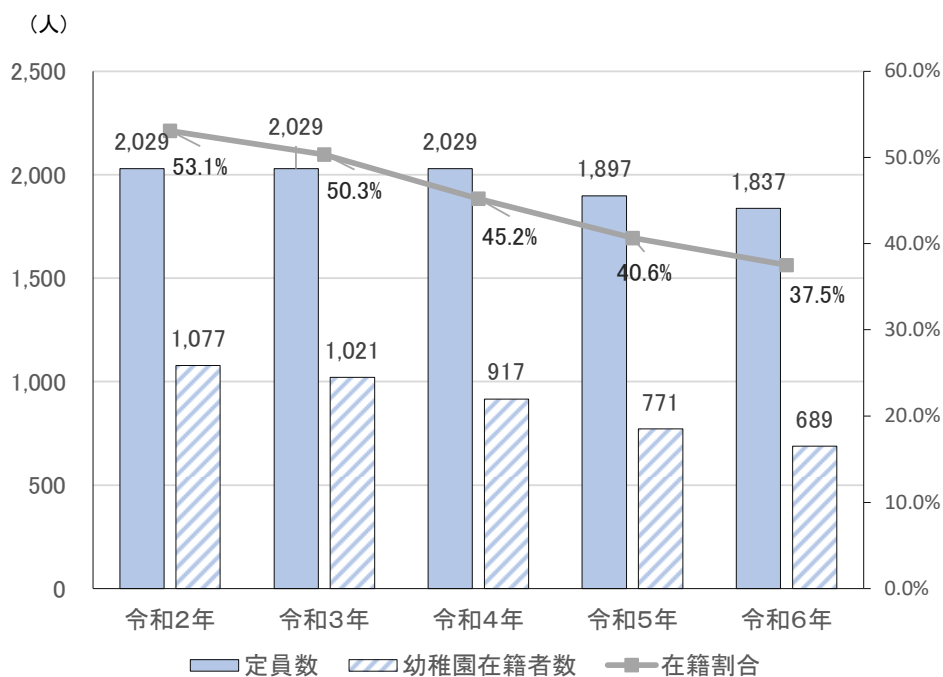
【待機児童数】



③幼稚園の定員数と在籍者数

本市の幼稚園の定員数と在籍者数の推移をみると、在籍者数は減少傾向となっています。在籍割合は減少傾向で推移し、令和6年では37.5%となっています。

【幼稚園の定員数と在籍者数】

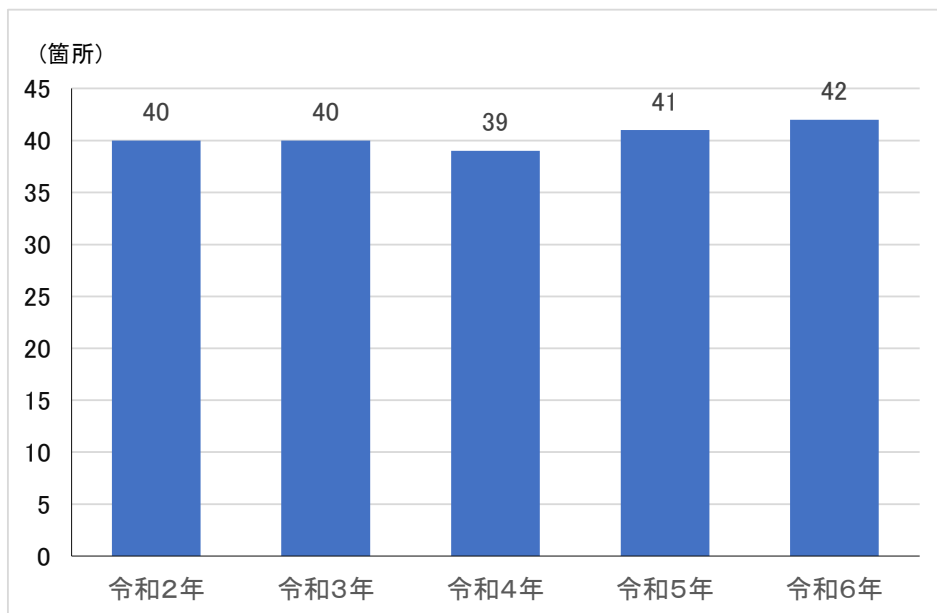


4 放課後児童クラブにおける現状

(1) 保育・教育サービスの状況

令和6年度の本市の放課後児童クラブの数は42クラブとなっており、令和2年度と比較すると2クラブ増加しています。

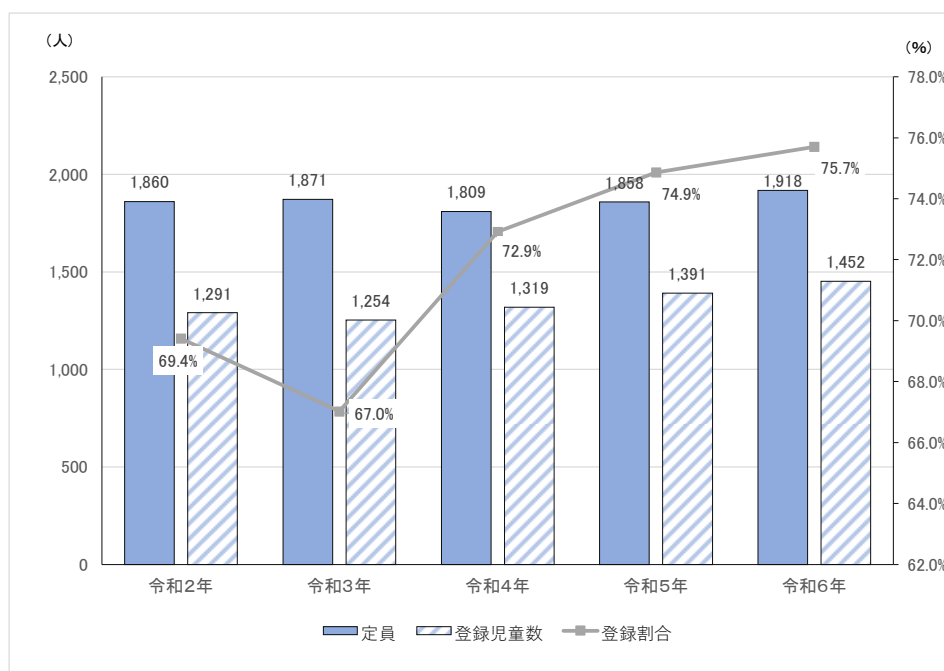
【クラブの数】



(2) 定員数と登録児童数の推移

本市の放課後児童クラブにおける定員数及び登録児童数は年々増加しており、令和6年度の登録割合は75.7%となっています。

【定員数と登録児童数の推移】



(3) 学年別の内訳

【学年別登録児童数(令和6年4月1日現在)】

クラブ名	定員数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	在籍割合
第一よいほキッズクラブ	32	5	1	4	4	1	0	15	46.9%
第二キッズ	31	10	8	3	4	1	0	26	83.9%
サン・ガーデン	39	11	13	16	7	3	2	52	133.3%
だいよんのびのびクラブ	46	17	19	0	9	0	0	45	97.8%
だいよんのびのびクラブそらぐみ	30	0	0	27	2	0	2	31	103.3%
第五ときわっ子	41	35	0	0	3	0	1	39	95.1%
第五ときわっ子Jr.	46	0	28	17	0	0	0	45	97.8%
さいわいこどもクラブ	40	31	0	9	0	0	0	40	100.0%
さいわい第二こどもクラブ	37	0	28	12	0	0	0	40	108.1%
松江放課後倶楽部(2クラブ)	63	22	9	20	8	9	1	69	109.5%
おかげさん家	79	2	5	3	4	2	5	21	26.6%
みなとこどもクラブ	36	4	7	4	4	2	2	23	63.9%
ひがししろベ楽童	51	5	3	6	5	6	2	27	52.9%
にししろベきっずくらぶ	60	7	7	2	1	1	0	18	30.0%
あさみきっずくらぶ	66	8	8	2	6	1	3	28	42.4%
はたどのきっずくらぶ	39	6	3	1	4	2	1	17	43.6%
ていすい子どもハウス	58	13	15	7	3	0	0	38	65.5%
こいしろキッズクラブ	34	5	4	1	1	3	2	16	47.1%
花岡キッズハウス	59	17	16	7	7	9	4	60	101.7%
まつおキッズクラブ	55	14	4	10	5	3	1	37	67.3%
いせでらっこクラブ	32	8	10	6	5	2	0	31	96.9%
いざわっこくらぶ	32	10	8	13	1	0	0	32	100.0%
azaka kids	29	3	5	4	0	3	1	16	55.2%
南どんぐりっ子クラブ	50	2	2	2	4	0	2	12	24.0%
ひかりっこ広場	55	14	5	15	8	7	6	55	100.0%
とくわアフタークラブ	34	8	14	7	3	4	0	36	105.9%
第2とくわアフタークラブ	53	8	9	10	3	4	2	36	67.9%
豊地こどもクラブ	41	12	15	16	6	8	6	63	153.7%
わかすぎこどもクラブ	53	0	0	23	12	0	0	35	66.0%
すぎのここどもクラブ	44	0	0	23	12	0	0	35	79.5%
なかがわこどもクラブ(2クラブ)	129	54	45	0	0	0	0	99	76.7%
豊田キッズクラブ	24	3	8	6	2	0	0	19	79.2%
中原キッズクラブ	48	7	5	4	6	7	1	30	62.5%
天白キッズクラブ	69	0	26	15	10	4	1	56	81.2%
第2天白キッズクラブ	43	24	0	13	5	0	0	42	97.7%
かささぎキッズクラブ	51	5	3	4	2	1	3	18	35.3%
小野江元気っ子クラブ	64	16	10	5	4	4	0	39	60.9%
よねっこ	40	8	14	4	5	1	0	32	80.0%
飯南放課後児童クラブ 「いいねっこ」	36	11	9	10	6	2	2	40	111.1%
スマイルキッズ	48	3	12	5	6	8	5	39	81.3%



5 子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果と分析

(1) 調査目的

「第3期松阪市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）」を策定するにあたり基礎資料とするため、市民の方の教育・保育・子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望等を把握するアンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象

就学前児童（0～5歳 1,500人）の保護者

就学児童（小学生 1,500人）の保護者

(3) 調査期間

令和5年12月～令和6年1月31日

(4) 調査方法

郵送による配布・回収及びWeb回収

(5) 回収結果

就学前児童	配布数	有効回答数	有効回答率
	1,500	951 (紙回答 483 Web 回答 468)	63.4%
就学児童	配布数	有効回答数	有効回答率
	1,500	1,038 (紙回答 511 Web 回答 527)	69.2%

(6) 数値等の基本的な取扱いについて

回答は各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

複数回答が可能な設問では、1人の回答者から2つ以上の回答がある場合があります。したがって、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。

文中、グラフ中の選択肢の文言は作図等の都合により一部簡略化している場合があります。

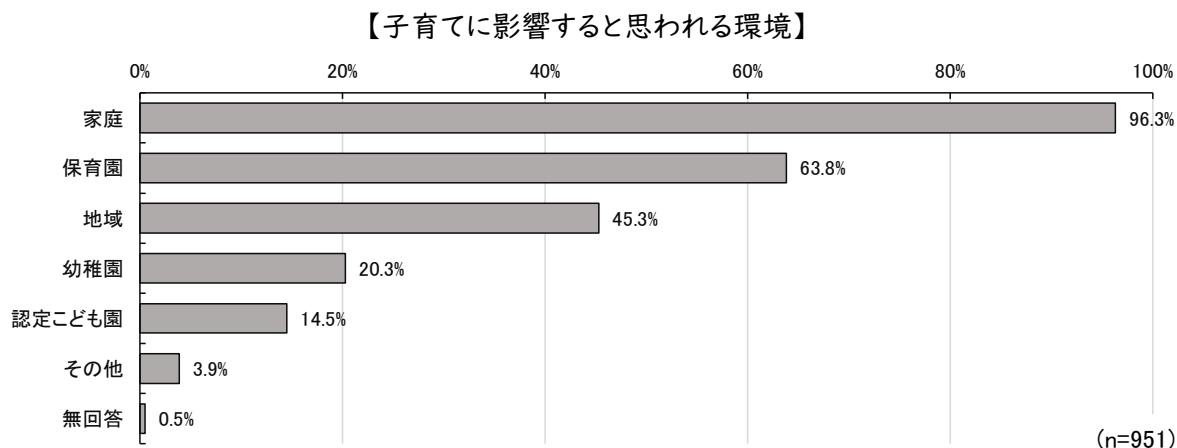
単純集計及びクロス集計等を分析する際、有効回答数が10未満の選択肢については、分析から除外しています。



(7) 就学前調査

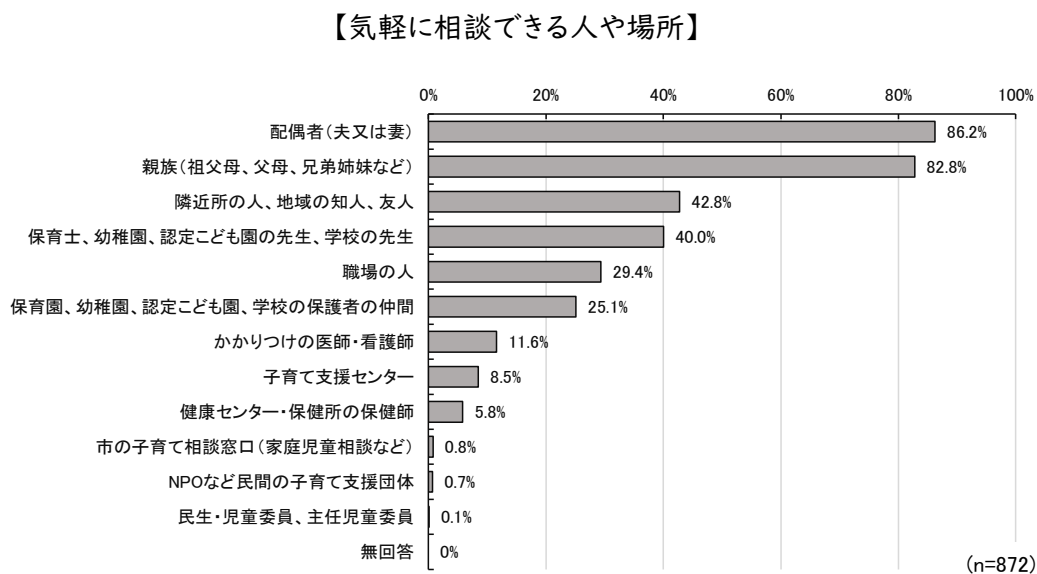
①子育て(教育を含む)に、もっとも影響すると思われる環境

お子さんの子育てに影響すると思われる環境については、「家庭」が96.3%と最も高く、次いで「保育園」(63.8%)、「地域」(45.3%)、「幼稚園」(20.3%)等の順となっています。



②子育て(教育を含む)をする上で気軽に相談できる先

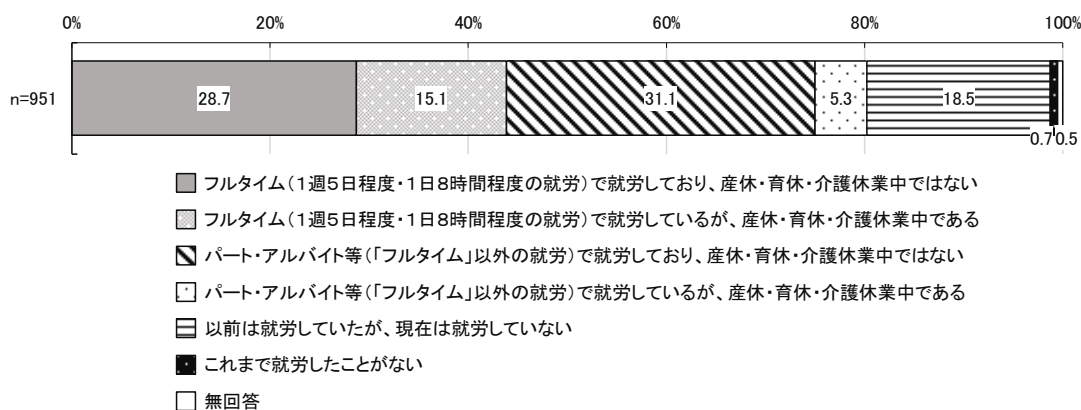
気軽に相談できる人や場所については、「配偶者(夫または妻)」が86.2%と最も高く、次いで「親族(祖父母、父母、兄弟姉妹など)」(82.8%)、「隣近所の人、地域の知人、友人」(42.8%)、「保育士、幼稚園、認定こども園の先生、学校の先生」(40.0%)等の順となっています。



③「母親」の現在の就労状況

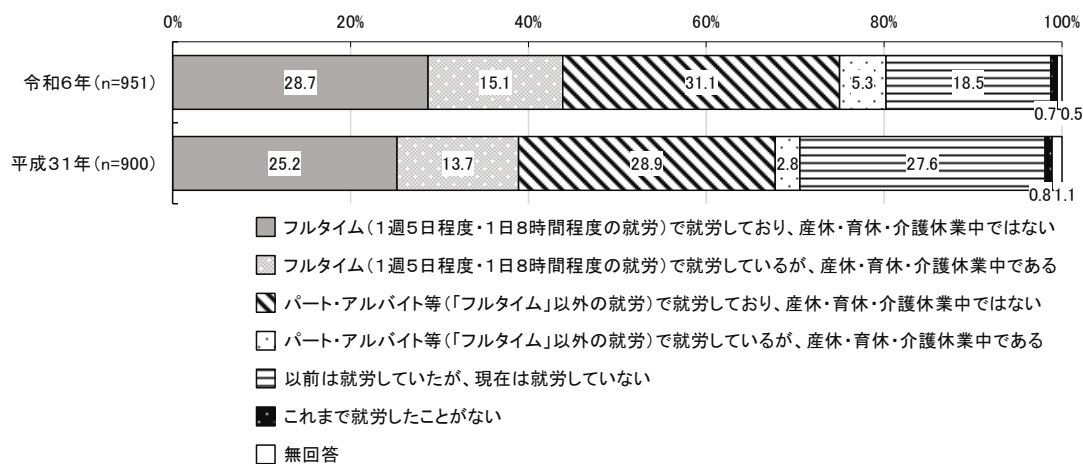
母親の就労状況については、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が31.1%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（28.7%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（18.5%）等の順となっています。

【「母親」の就労状況】



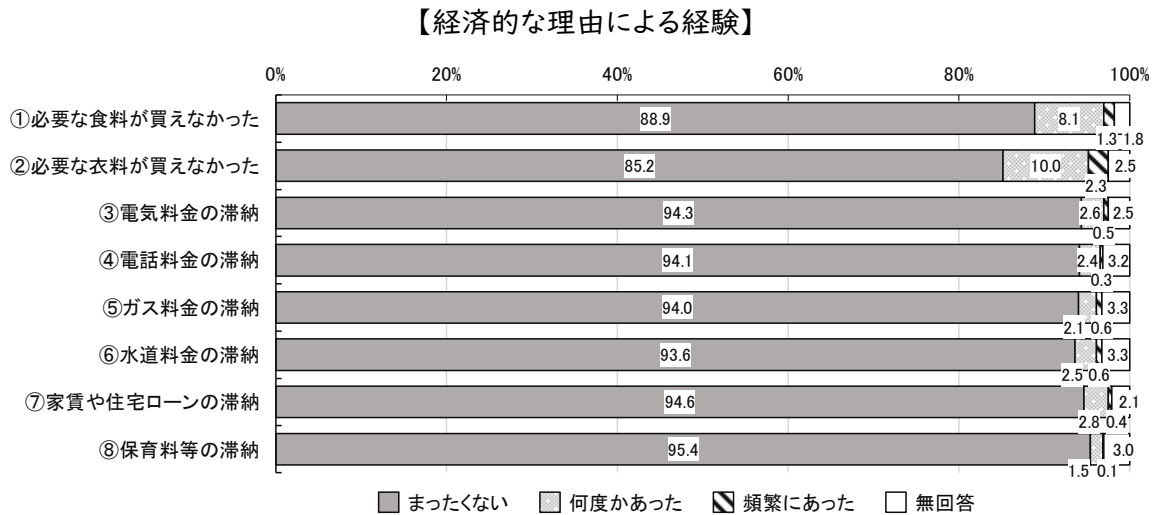
前回調査と比較すると、令和6年調査では、「フルタイム」の割合が4.9ポイント高く、「就労していない」が9.1ポイント低くなっています。

【前回比較】



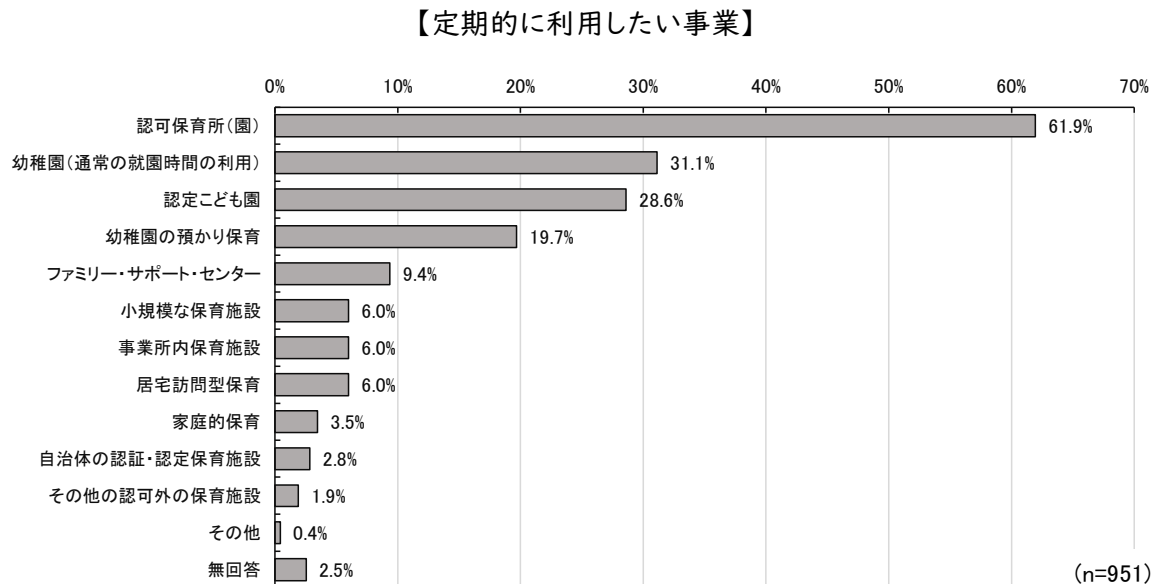
④経済的な理由による次のような経験

経済的な理由による経験については、「何度かあった」では、②必要な衣料が買えなかったが10.0%と最も高く、次いで①必要な食料が買えなかった(8.1%)、⑦家賃や住宅ローンの滞納(2.8%)等の順となっています。



⑤定期的に利用したいと考える事業

定期的に利用したいと考える事業については、「認可保育所(園)」が61.9%と最も高く、次いで「幼稚園(通常の就園時間の利用)」(31.1%)、「認定こども園」(28.6%)等の順となっています。

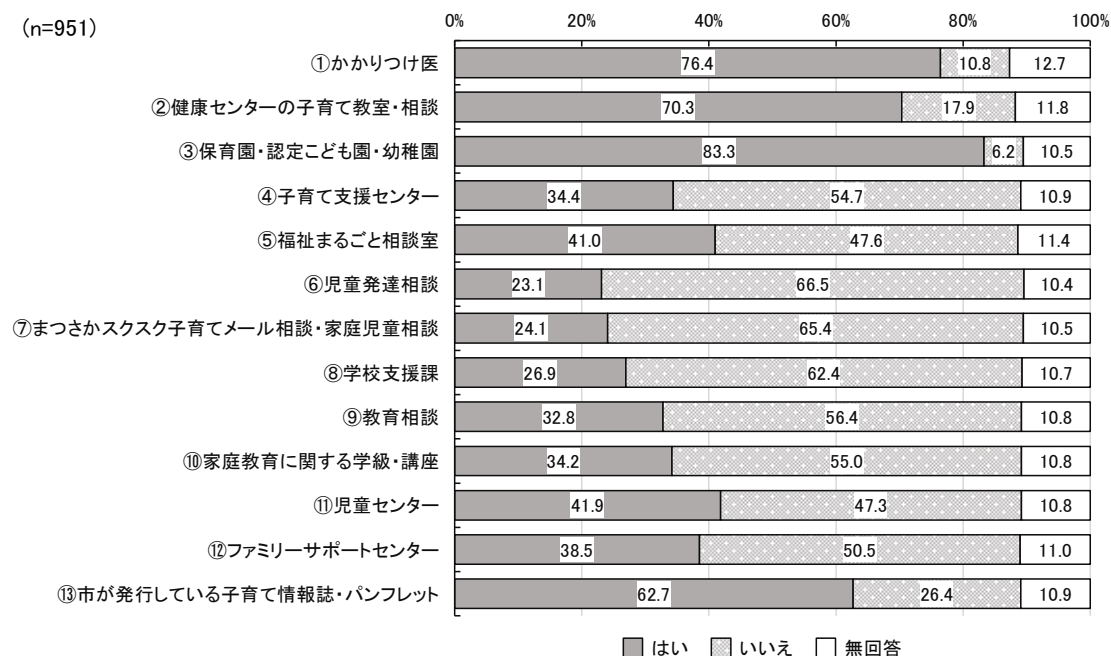




⑥市の機関または関係する機関の相談窓口等の利用希望度（今後利用したい）

利用希望度については、「③保育園・認定こども園・幼稚園」が83.3%で最も高く、次いで「①かかりつけ医」（76.4%）、「②健康センターの子育て教室・相談」（70.3%）の順となっています。

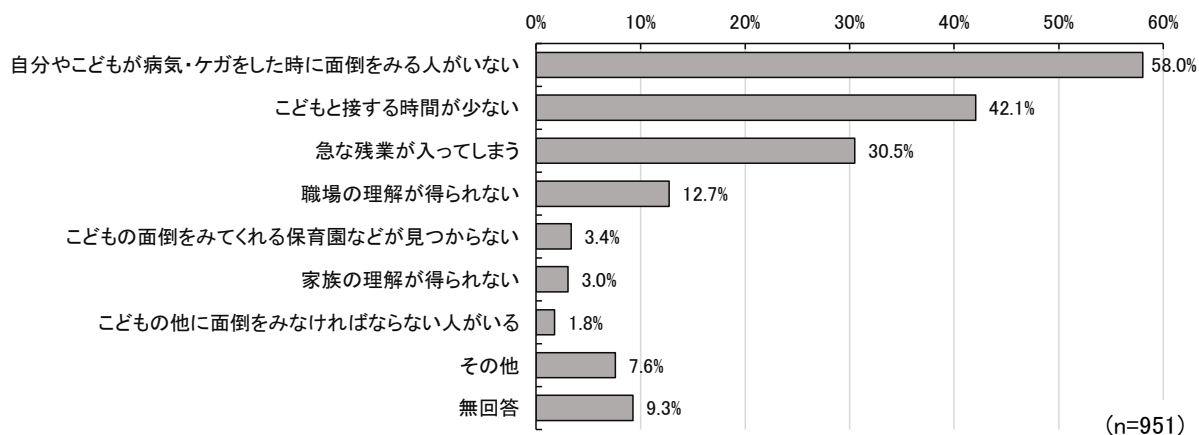
【利用希望度】



⑦仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること

仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについては、「自分や子どもが病気・ケガをした時に面倒をみる人がいない」が58.0%と最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」（42.1%）、「急な残業が入ってしまう」（30.5%）等の順となっています。

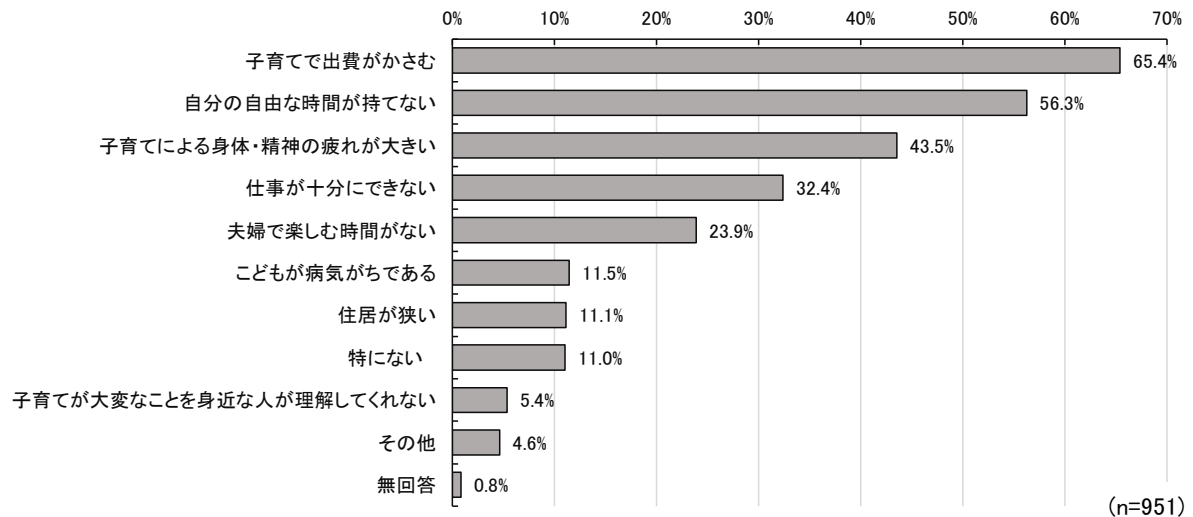
【仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること】



⑧子育ての不安と悩みについて

子育てをする上で不安に思っていることについては、「子育てで出費がかさむ」が65.4%と最も高く、次いで「自分の自由な時間が持てない」(56.3%)、「子育てによる身体・精神の疲れが大きい」(43.5%)等の順となっています。

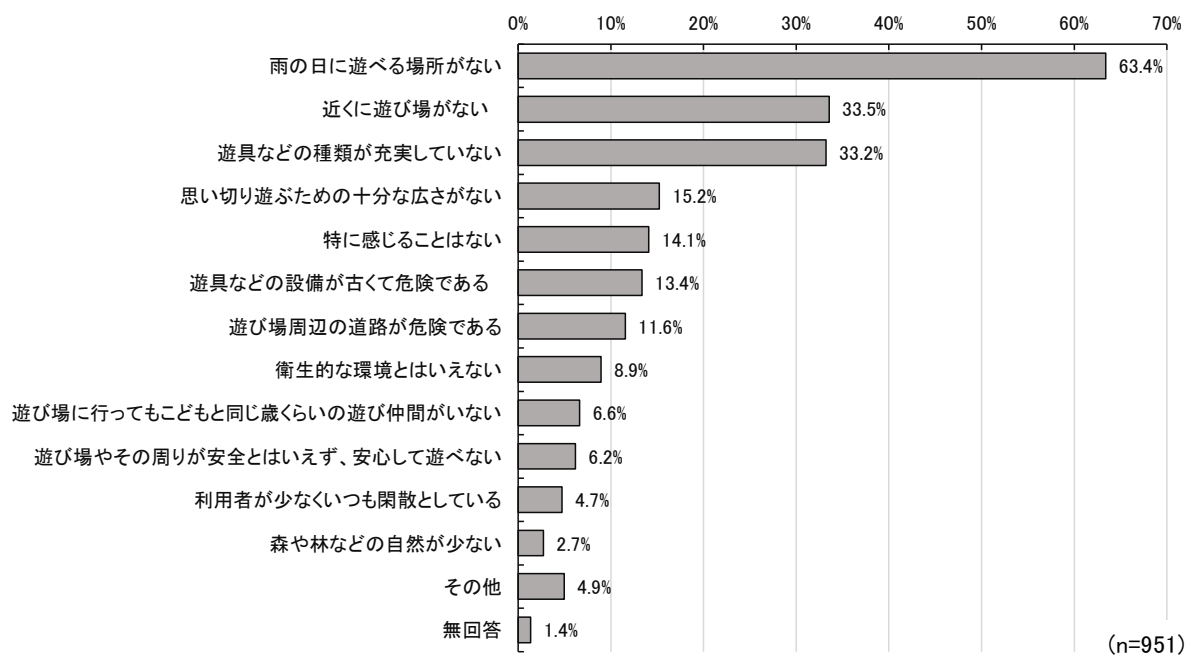
【子育ての不安と悩み】



⑨近くの遊び場について

近くの遊び場については、「雨の日に遊べる場所がない」という意見が63.4%で最も高く、次いで「近くに遊び場がない」(33.5%)、「遊具などの種類が充実していない」(33.2%)等の順となっています。

【家の近くのこどもの遊び場について】

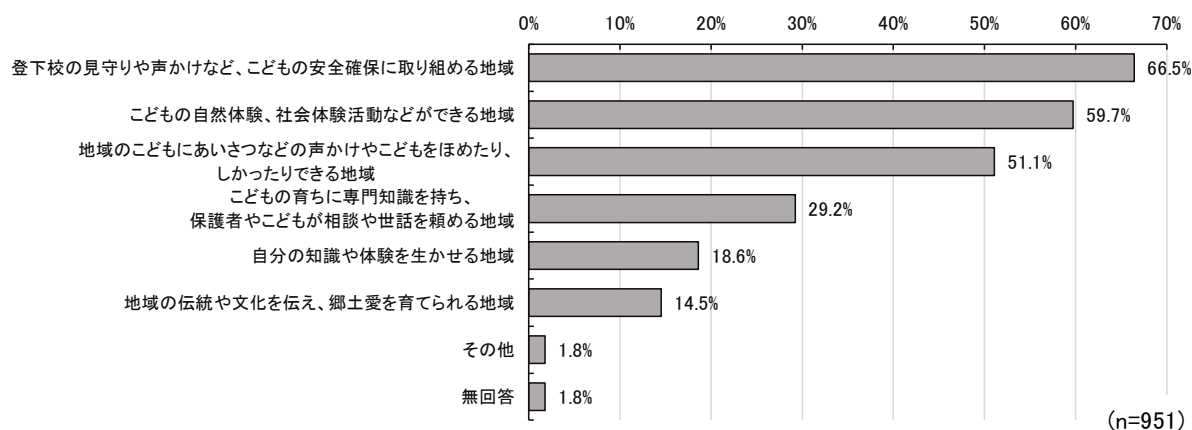




⑩こどもの育ちを支援する地域

こどもの育ちを支援するため、どのような地域が必要だと思うかについては、「登下校の見守りや声かけなど、こどもの安全確保に取り組める地域」が66.5%と最も高く、次いで「こどもの自然体験、社会体験活動などができる地域」(59.7%)、「地域のこどもにあいさつなどの声かけやこどもをほめたり、しっかりとできる地域」(51.1%)等の順となっています。

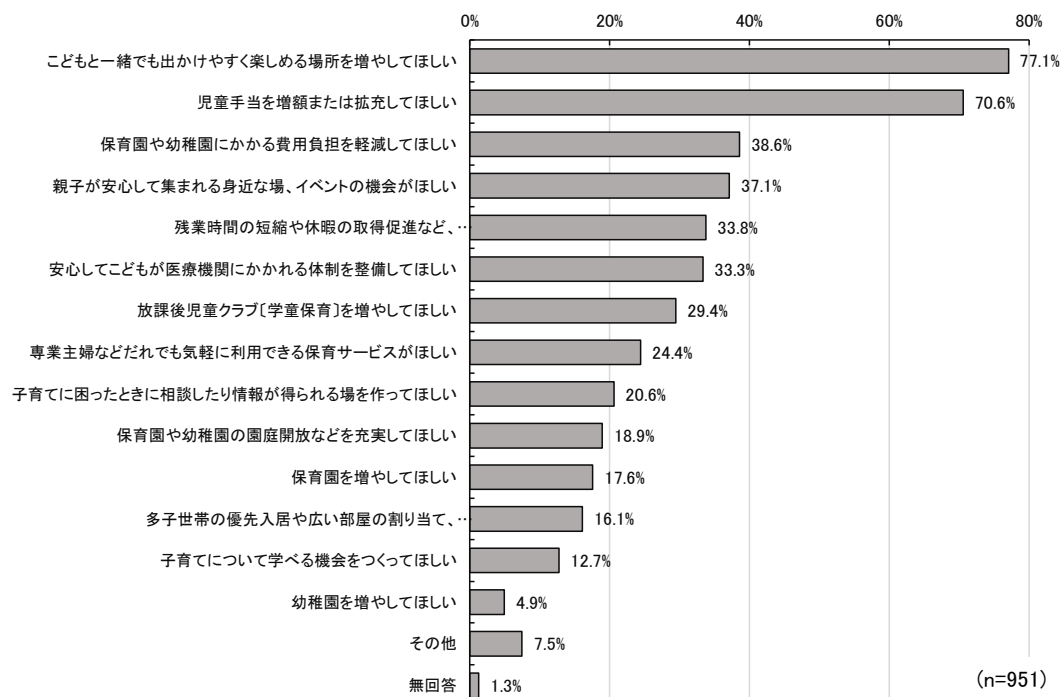
【こどもの育ちを支援するため、どのような地域が必要か】



⑪市に対して図ってほしい子育て支援

市に対して図ってほしい子育て支援については、「こどもと一緒にでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が77.1%と最も高く、次いで「児童手当を増額または拡充してほしい」(70.6%)、「保育園や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」(38.6%)等の順となっています。

【市に対して図ってほしい子育て支援】

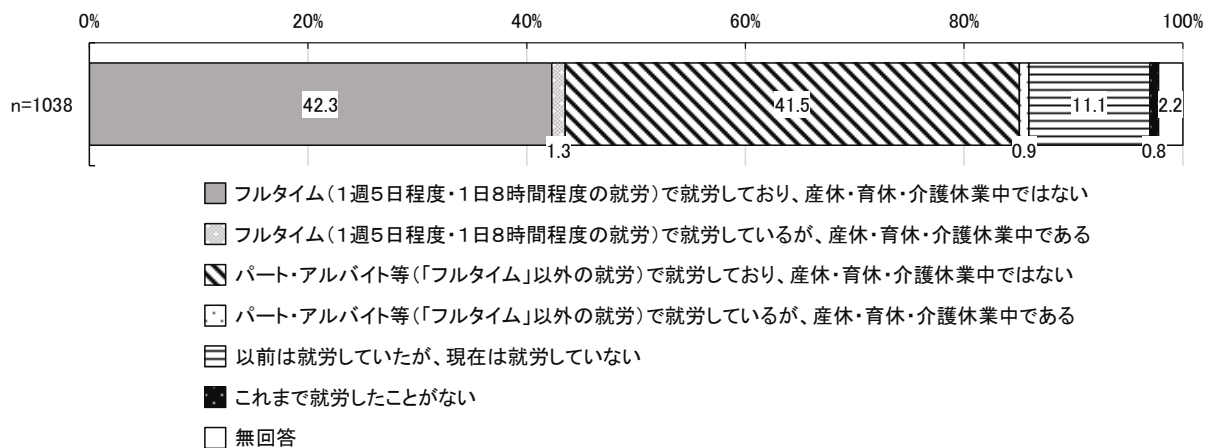


(8) 就学児童調査

①母親の就労状況

母親の就労状況については、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が42.3%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(41.5%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(11.1%)等の順となっています。

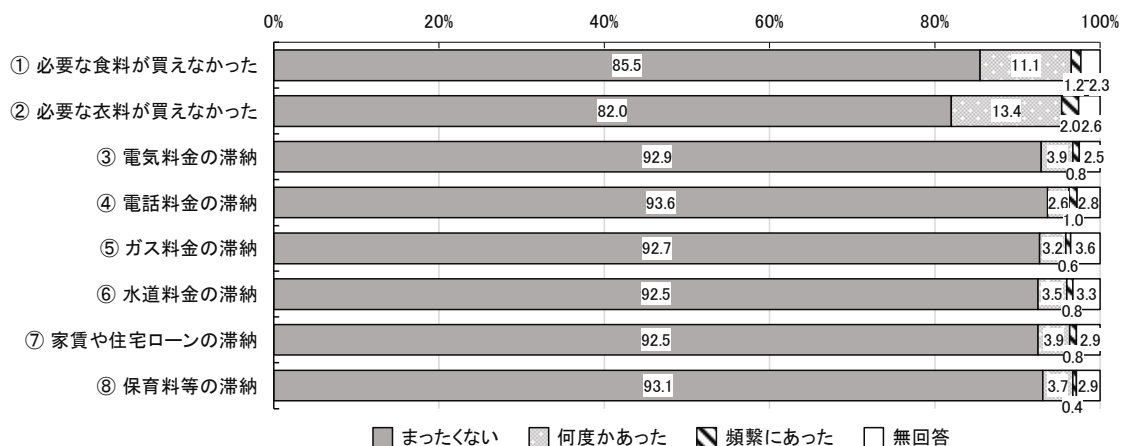
【「母親」の就労状況】



②経済的な理由による経験

経済的な理由による経験については、「何度かあった」では、②必要な衣料が買えなかったが13.4%と最も高く、次いで①必要な食料が買えなかった(11.1%)等の順となっています。

【経済的な理由による経験】

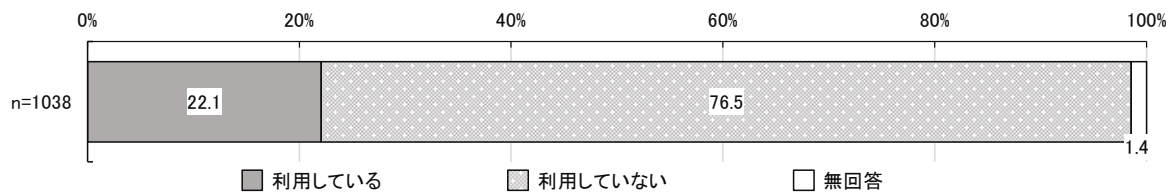




③放課後児童クラブ〔学童保育〕の利用状況

放課後児童クラブ〔学童保育〕の利用状況については、「利用していない」が76.5%、「利用している」が22.1%となっています。

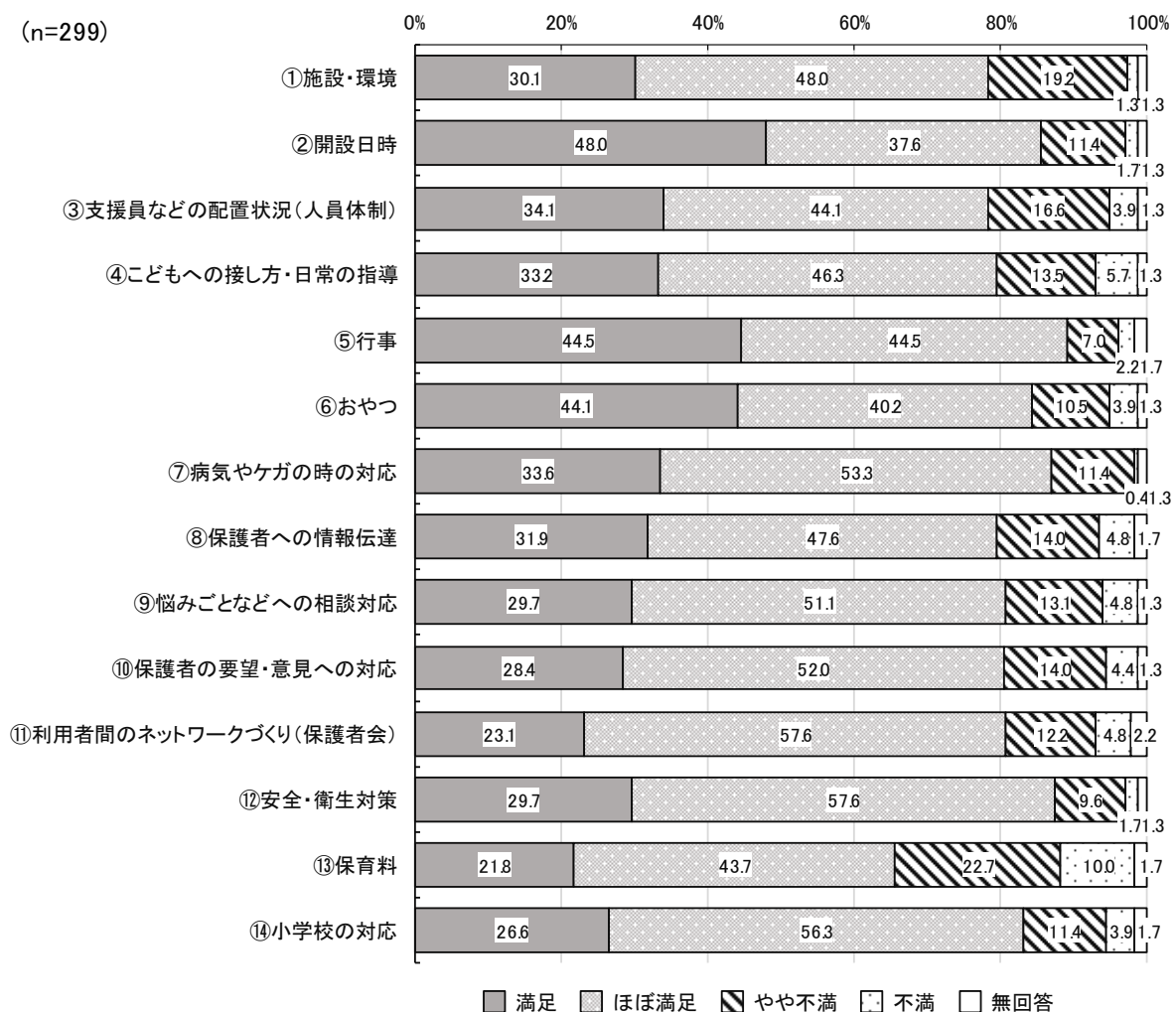
【放課後児童クラブ〔学童保育〕の利用状況】



④放課後児童クラブ〔学童保育〕の満足度

放課後児童クラブ〔学童保育〕の満足度については、「満足」と「ほぼ満足」をあわせた『満足』でみると、②開設日時、⑤行事、⑦病気やケガの時の対応、⑫安全・衛生対策、⑭小学校の対応の順に割合が高くなっています。

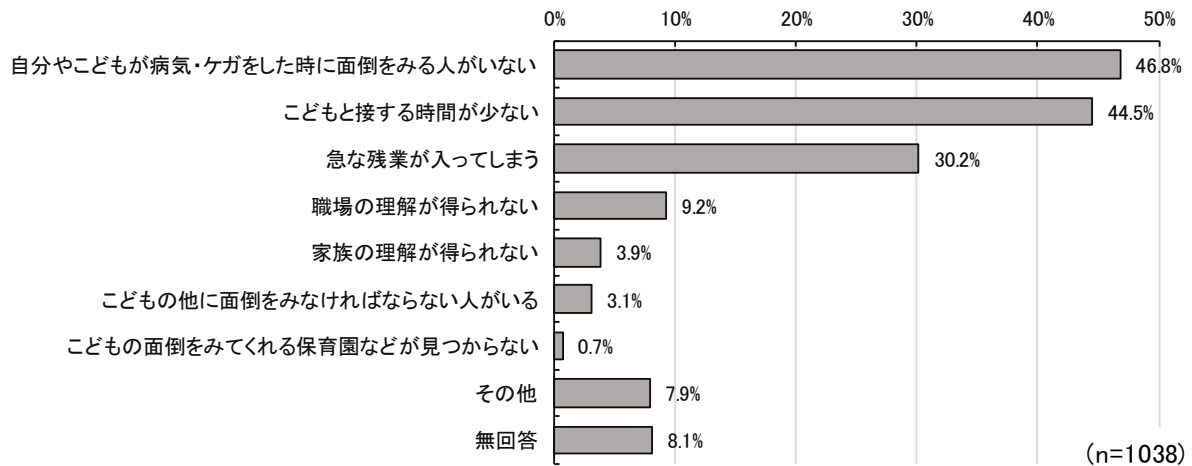
【放課後児童クラブ〔学童保育〕の満足度】



⑤仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること

仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについては、「自分やこどもが病気・ケガをした時に面倒をみる人がいない」が 46.8%と最も高く、次いで「こどもと接する時間が少ない」(44.5%)、「急な残業が入ってしまう」(30.2%)等の順となっています。

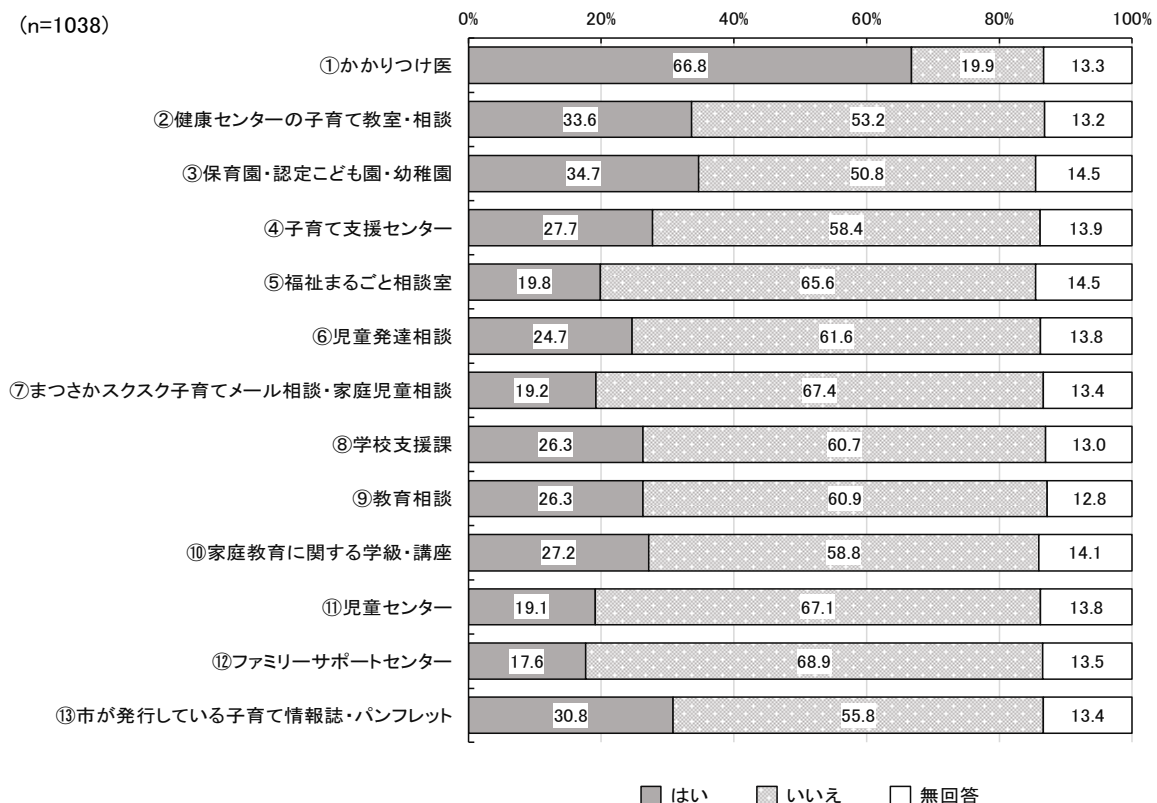
【仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること】



⑥利用希望度(今後利用したい)

利用希望度については、「①かかりつけ医」が 66.8%で最も高く、次いで「③保育園・認定こども園・幼稚園」(34.7%)、「②健康センターの子育て教室・相談」(33.6%)の順となっています。

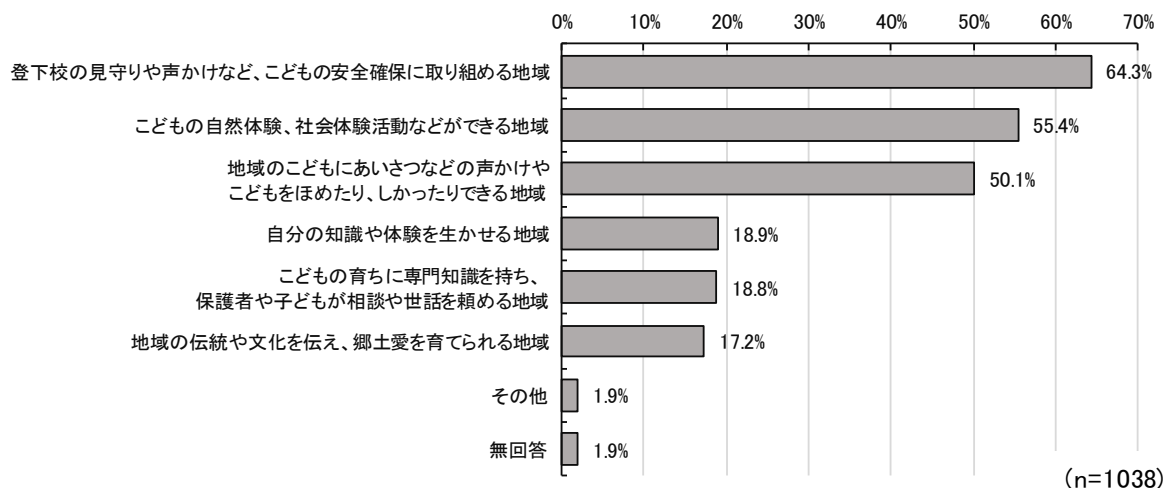
【利用希望度】



⑦こどもの育ちを支援するため、どのような地域が必要だと思うか

こどもの育ちを支援するため、どのような地域が必要だと思うかについては、「登下校の見守りや声かけなど、こどもの安全確保に取り組める地域」が 64.3%と最も高く、次いで「こどもの自然体験、社会体験活動などができる地域」(55.4%)、「地域のこどもにあいさつなどの声かけやこどもをほめたり、しかったりできる地域」(50.1%)等の順となっています。

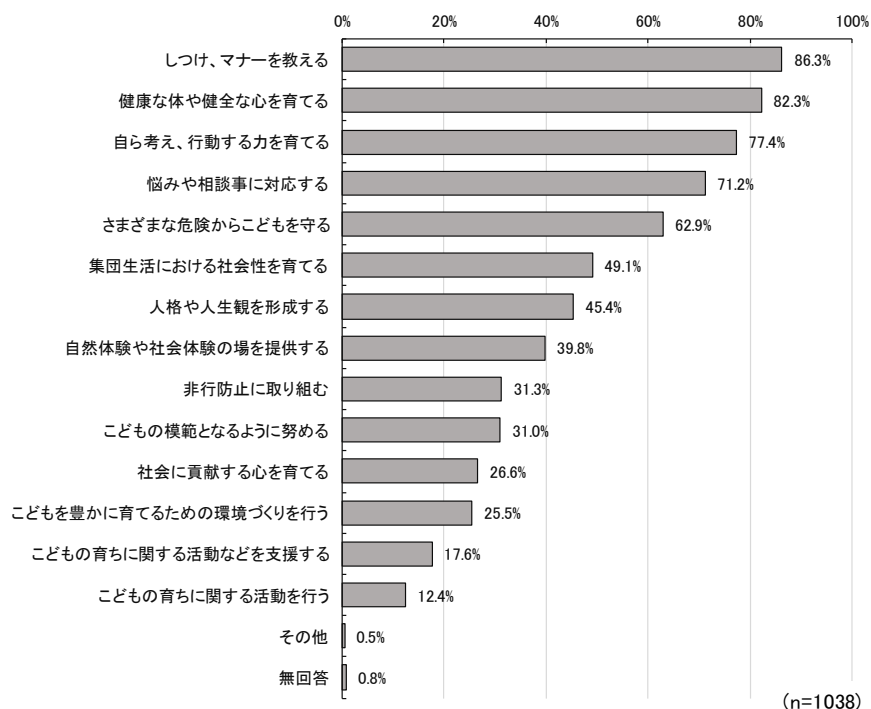
【こどもの育ちを支援するため、どのような地域が必要か】



⑧こどもの教育について、親の関わりとして大切なこと

こどもの教育について、親の関わりとして大切なことについては、「しつけ、マナーを教える」が 86.3%と最も高く、次いで「健康な体や健全な心を育てる」(82.3%)、「自ら考え、行動する力を育てる」(77.4%)等の順となっています。

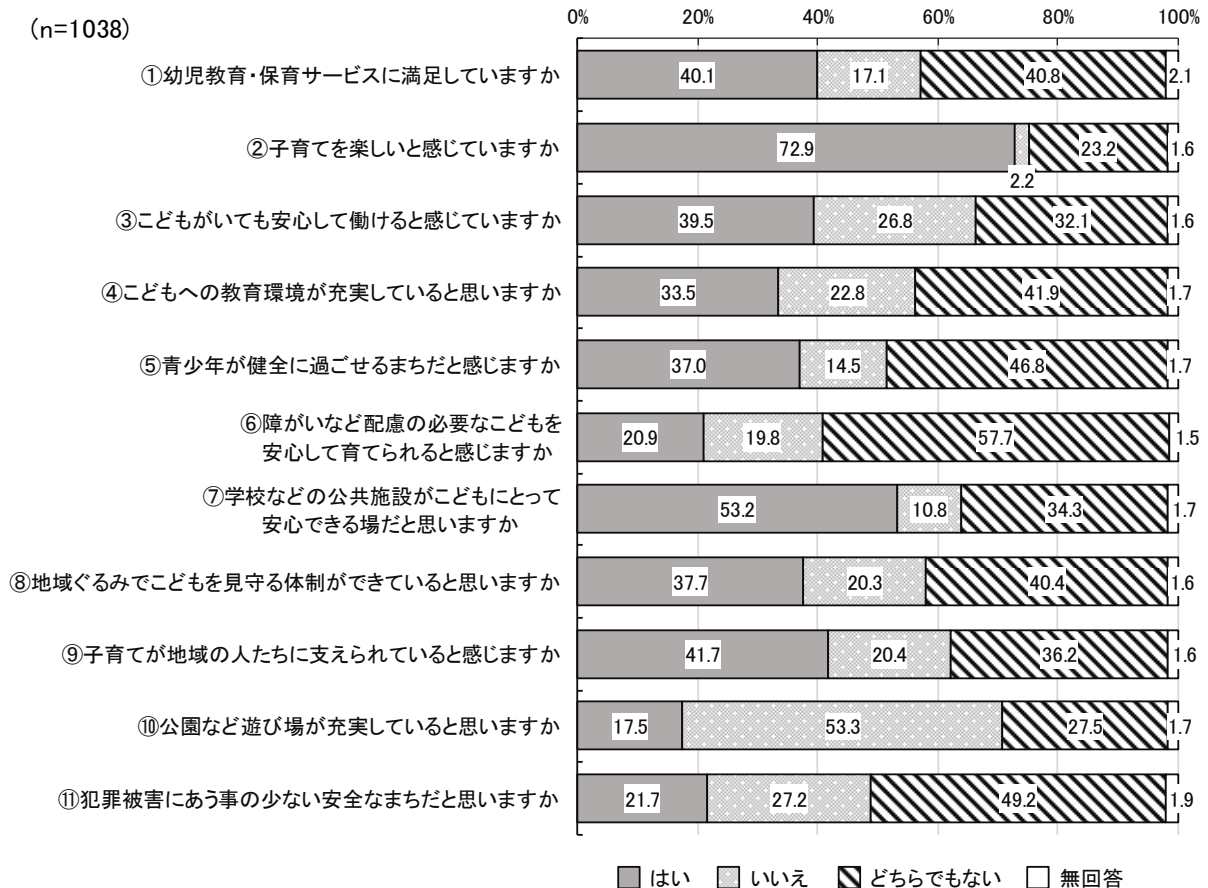
【こどもの教育について、親の関わりとして大切なこと】



⑨松阪市における以下のような分野についてどのように感じていますか

子育て全般について、「②子育てを楽しんでいると感じていますか」「⑦学校などの公共施設が子どもにとって安心できる場だと思えますか」では「はい(満足している)」の割合が高く、特に「②子育てを楽しんでいると感じていますか」では7割を超えて高くなっています。また、「⑩公園など遊び場が充実していると思えますか」では「いいえ(満足していない)」の割合が高くなっています。

【子育て全般について】





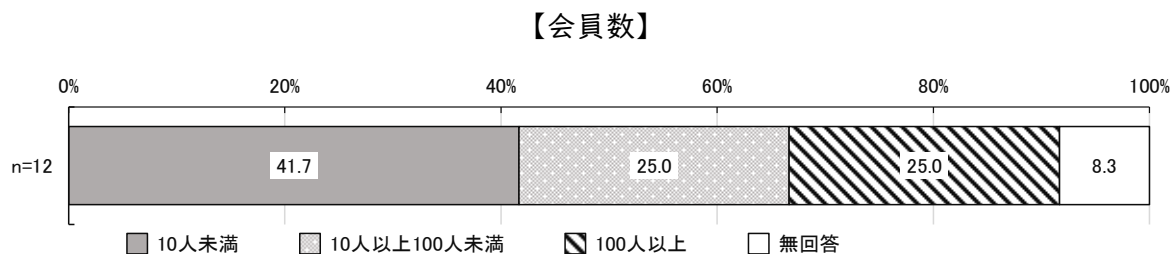
(9) 関係団体アンケート

本調査は、「第3期松阪市子ども・子育て支援事業計画」を策定するに当たり、日頃より市内でご活躍をされておられる各種団体の皆様からご意見やご提案をいただき、基礎資料とすることを目的として実施しました。

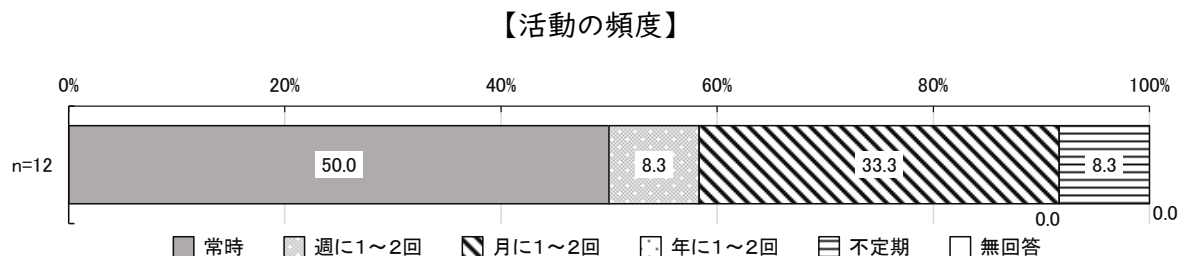
調査対象は、市内のこどもに関係する団体等の方、調査方法は、郵送による調査票の配布・回収
調査時期は、令和6年7月で、12の団体から回答がありました。

① 団体等の活動内容

会員数については、「10人未満」が41.7%と最も高く、次いで「10人以上100人未満」「100人以上」（同率25.0%）の順となっています。



活動の頻度については、「常時」が50.0%と最も高く、次いで「月に1～2回」（33.3%）、「週に1～2回」「不定期」（同率8.3%）の順となっています。



■活動内容
ミュージックケア（定期開催）
子育てに役立つ企画講座（不定期開催）
ニーズに応じてイベントや講座を企画開催
「顔の見える関係」を大切にしたいと思っており、オンラインや SNS を中心にして、互いの育児について情報交換したり、発信したりする取組を、無理ない範囲で楽しみながら続けている。
家庭からの食料品や家庭菜園からの野菜などを寄付してもらい、仕分けして、登録してある困窮家庭に届ける活動
子ども食堂の実施
自然観察会、農業塾、スポーツイベント、懇談会

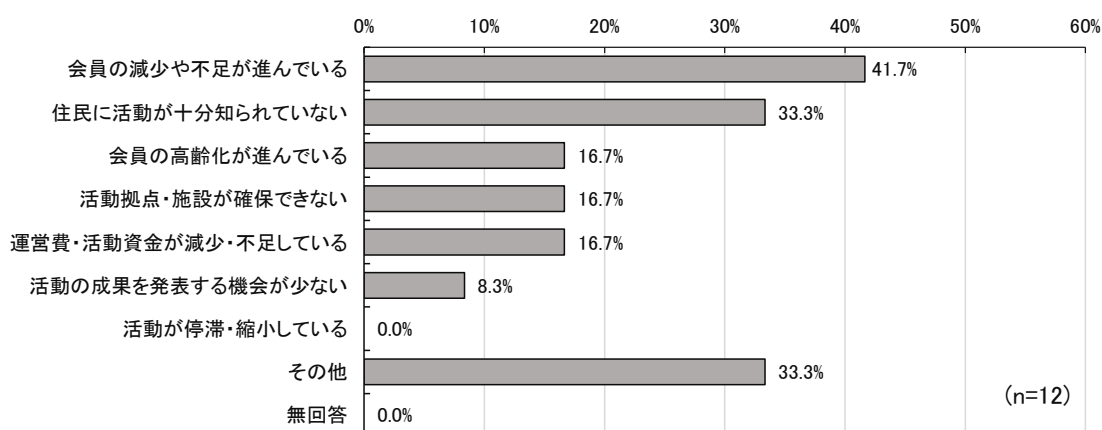


■活動内容
障がいのある児童やその親、障がいのある人に、福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う。
イベント、行事への協力・参加（年 10 回程度）
施設・環境整備に関する相談・協力（随時）
学校・地域との連携に関する相談・協力
障がい児者の障害福祉サービス利用のための計画書作成、基本相談など
主に不登校中学生、不登校経験者（通信制高校に通う生徒）の学習支援
一人ひとりの障がい特性に応じた療育
チャイルドラインなどの子ども支援活動
ファミリーサポートセンター事業などの子育て支援活動
地域とつながるネットワーク活動
児童の養育と指導

②団体等の現状と課題

現在困っていることや悩んでいることについては、「会員の減少や不足が進んでいる」が41.7%と最も高く、次いで「住民に活動が十分知られていない」（33.3%）、「会員の高齢化が進んでいる」「活動拠点・施設が確保できない」「運営費・活動資金が減少・不足している」（同率16.7%）などの順となっています。

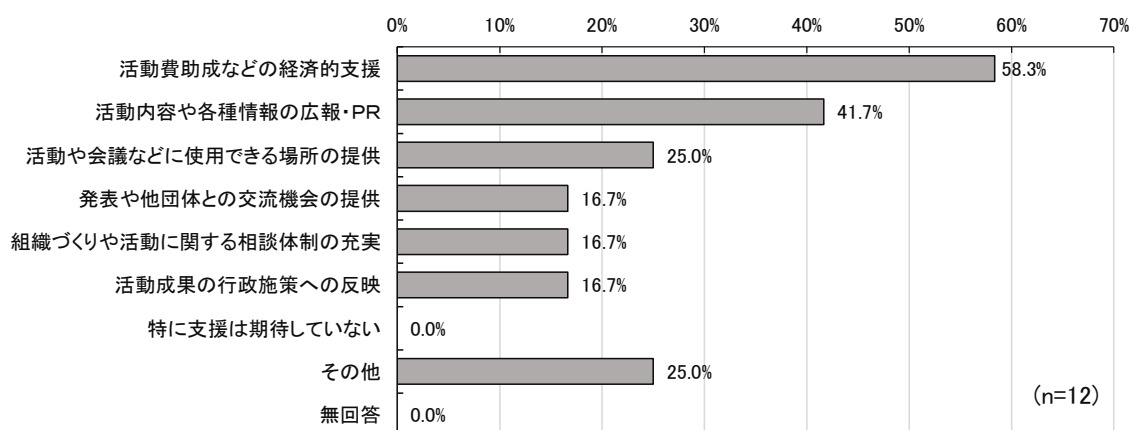
【現在困っていることや悩んでいること】



③松阪市にどのような支援を期待しますか

行政（松阪市）に期待する支援については、「活動費助成などの経済的支援」が 58.3%と最も高く、次いで「活動内容や各種情報の広報・PR」（41.7%）、「活動や会議などに使用できる場所の提供」（25.0%）、「発表や他団体との交流機会の提供」「組織づくりや活動に関する相談体制の充実」「活動成果の行政施策への反映」（同率 16.7%）などの順となっています。

【行政（松阪市）に期待する支援】



④普段接している利用者等の声をどのように受け止めているか

■利用者等の声
不登校、父親の不出勤、親子ともどもの発達不安、夫婦関係、経済的な悩み、親子コミュニケーション、思春期の対応など多くの悩みや相談をお聞きしています。内容によって専門分野の方にお繋ぎしていますが、まさに同じ子育て中なので共感しながら相談に乗っています。
自分達のグループは、「共助」に近い取組、顔の見える関係の中で互いの育児を支え合うことを大切にしています。そのため、互いの育児の状況や悩みを深く、真剣に話し合ったり、励まし合ったりすることができました。
最近、高校生ボランティアに献立・買い物・レシピも自らやってもらえるように提案してみました。もっと積極的に関わることによって、ボランティアとは何かを考えることも増えると思うからです。さらに広げて、いつか参加者にもボランティアに参加してもらえるような食堂にしたいです。こどもたちはお手伝いを呼びかけることに対して肯定的なので、大人の方が「タダなら利用する」のような態度の方がいますが、こどもたちの姿勢をみて意識を高めてもらえたら良いと思います。
こどもが、将来、意思決定ができるよう、意思形成支援を常に考えながら支援しています。意思形成の過程を関係機関と情報共有し、子どもの成長発達の保障に努めています。
関わっている学童は、学校や地域の方の理解と協力をいただいて、保護者会運営の良さが生かしているのではないかと考えていますが、やはり、利用者（保護者）の意識は次第に変化してきているように感じています。開所当時は、自分たちでつくりあげていくという意識が強くありましたが、制度や支援が充実してきた中で、保護者会活動など、少しでも運営に関わることを負担に感じる人が多くなっているように思います。保護者会活動は、支援員との交流や、会員、子どもたちの親睦に重点を置いて活動していますが、将来的に、保護者会への加入・出席自体を義務的な

■利用者等の声

ものとして負担に感じる人がでてくるのではないかと心配しています。

アウトリーチ型の仕事ですので家庭環境を確認し、関係者と情報共有して連携します。

園や学校での発達特性への理解と支援。特にグレーゾーンのお子さんへの対応などについて保護者より相談がある。内容に応じて話を聞くが相談できる場所の情報や支援の充実。

本園では月に1回、職員と児童が話す機会を設け、アンケート形式で今の気持ちを聞いている。高校生会議・中学生会議など、本園で生活している同年代の児童との交流やその中で出た意見をすいあげている。現在は小舎制であり、各グループ（家には6人くらいの児童が生活）月に1回から2か月に1回、学校の長期休み前など、グループでの子どもから意見、要望を聞く機会を設けている。以上、児童から出た意見を上司に相談、本園での会議で話し合い、学園としてできる範囲を児童に下ろしている。



6 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 評価の方法

本評価は「第3期子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度～）策定の基礎資料とするために「第2期子ども・子育て支援事業計画」の4つの基本目標ごと、それぞれに位置付けられている施策について、施策ごとに、「AからEの達成度」（定量的評価）、「次期計画に向けて、考えられる課題や必要な取組」（定性的評価）を組み合わせる評価しており、そして、施策の方向を「拡充」「維持」「効率化・統合」「休・廃止」「完了」「新規」について、評価基準日を令和7年3月31日（令和6年度終了）時点として、担当課で評価を行ったものです。

※令和6年度からの新規事業等については、評価は行っていません。

(2) 評価の対象

【4つの基本目標】	【施策の方向】
基本目標1 家庭における子育て・親育ちへの支援	(1)多様で弾力的な保育サービスの充実 (2)子育てに関する相談・支援体制の充実 (3)子育てしやすい就労環境づくり (4)特に支援を必要とする児童等への対策
基本目標2 こどもの健やかな成長支援	(1)母と子の健康づくりの支援 (2)こどもの医療対策の充実 (3)子育て家庭への経済的支援の推進
基本目標3 こどもの生きる力の育成	(1)こどもの豊かな個性を育む教育の推進 (2)こどものための相談・支援体制の整備 (3)次代の親の育成
基本目標4 こどもが元気で伸びのび育つ 地域づくり	(1)地域の子育て支援体制の充実 (2)子育てしやすい生活環境づくり (3)こどもの安全の確保

※「定量的評価」とは評価結果をデータ化して分析する定量分析では、現状をある程度客観的に把握・評価することが可能です。一方、「定性的評価」は考えられる課題や必要な取組等の質的データを用いる定性分析では、ある施策や事業についての背景や課題となることを導き出すことが可能です。これまで、第1期と第2期の子ども・子育て支援事業計画では、この方法を組み合わせる評価を行い、施策・事業の次期計画における方向性を導きだしてきました。

今回のこども計画では、数値目標も示していますので、数値による定量評価が可能です。さらに、計画に示している事業ごとに毎年度終了時に総点検を行い、課題を洗いだし、次年度からの事業実施に活用することもできます。

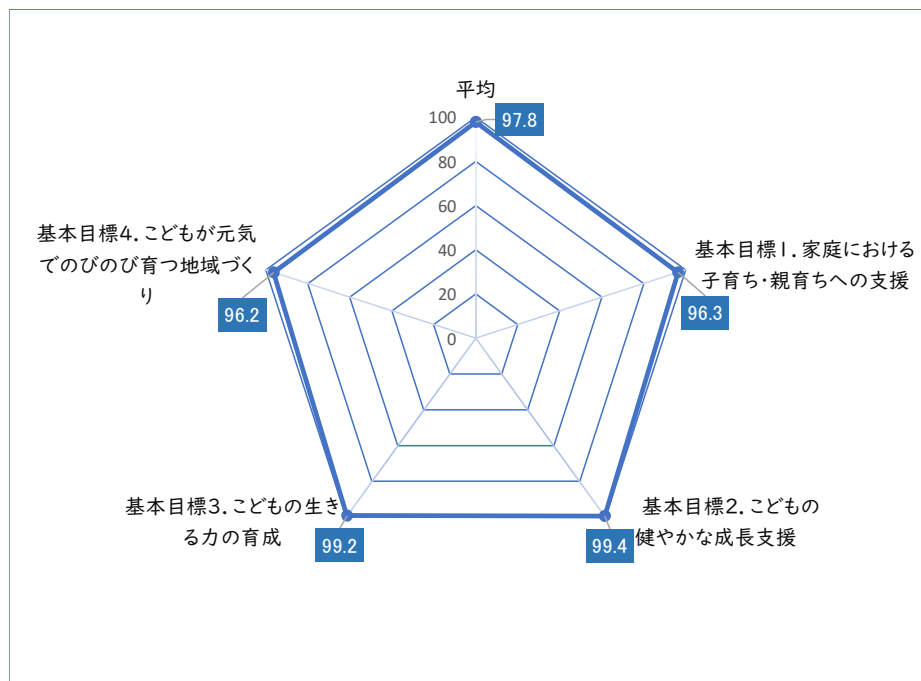
従って、「定量的評価」と「定性的評価」の両方のメリットを取り入れて、こども計画の評価を行い、それを子ども・子育て会議で検討し評価結果がより客観的となるように努めていきます。

(3) 分野ごとの評価結果

下記の評価の基準で、施策ごとの採点（A：100、B：80、C：60、D：40、E：20 に配点）を行い、集計した結果、計画全体の評価点は 97.8 となっています。

また、基本目標ごとの評価点は、「基本目標1. 家庭における子育て・親育ちへの支援」が 96.3、「基本目標2. こどもの健やかな成長支援」が 99.4、「基本目標3. こどもの生きる力の育成」が 99.2、「基本目標4. こどもが元気で、のびのび育つ地域づくり」が 96.2 となっています。

【基本目標ごとの評価点】



※点数化は、あくまで結果を見える化しようとする試みであり、絶対的なものではありません。

■ 評価の基準

達成度	評価内容	達成状況
A	計画に掲げた施策を達成した。	80～100%
B	計画に掲げた施策を概ね達成した。	60～80%程度
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 (半分程度実施した)	40～60%程度
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 (施策に着手し、動き始めることはできた)	20～40%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。 (施策に着手することができなかった)	20%未満



(4) 今後の方向

施策及び事業ごとの今後の方向では、「拡充」が 4、「維持」が 115、「効率化・統合」が 3、「休・廃止」が 1、「完了」が 2、「新規」が 10 となっています(再掲含む)。

基本目標 \ 施策の方向	拡充	維持	効率化・ 統合	休・廃止	完了	新規
基本目標1. 家庭における子育て・親育ちへの支援	0	39	0	0	0	5
基本目標2. こどもの健やかな成長支援	3	30	0	0	0	4
基本目標3. こどもの生きる力の育成	0	22	3	1	0	0
基本目標4. こどもが元気でのびのび育つ地域づくり	1	24	0	0	2	1
合計	4	115	3	1	2	10

※この評価は、第2期子ども・子育て支援事業計画の評価であり、それによって把握された事業の背景や課題は、こども計画の各施策・事業の立案に反映しています。

7 将来人口の推計

令和7年以降は、コーホート変化率法による推計値を記載しています。

令和7年以降の0～11歳児人口の合計は、減少傾向で推移していくと予測されており、令和2年と令和11年を比較すると4,163人の減少が見込まれます。

また、総人口に占める11歳以下のこどもの人口の割合についても令和2年の5.3%から令和11年には4.3%になると見込まれます。

推計値					
全体	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
総数	154,932	153,311	151,664	149,986	148,284
0歳	918	900	883	869	852
1歳	847	924	906	889	875
2歳	945	838	914	896	880
3歳	986	939	833	908	890
4歳	1,061	989	942	835	911
5歳	1,042	1,057	985	938	832
小計	5,799	5,647	5,463	5,335	5,240
6歳	1,202	1,039	1,054	982	935
7歳	1,128	1,208	1,044	1,059	986
8歳	1,261	1,128	1,208	1,044	1,059
9歳	1,295	1,260	1,127	1,207	1,043
10歳	1,246	1,295	1,260	1,127	1,207
11歳	1,273	1,246	1,295	1,260	1,126
小計	7,405	7,176	6,988	6,679	6,356
12～15歳	5,809	5,594	5,404	5,217	5,093
16～20歳	7,196	7,180	7,175	7,213	7,083
21～40歳	29,535	28,969	28,345	27,743	27,253
41～64歳	50,738	50,381	50,029	49,579	49,047
65歳～	48,450	48,364	48,260	48,220	48,212
計	154,932	153,311	151,664	149,986	148,284

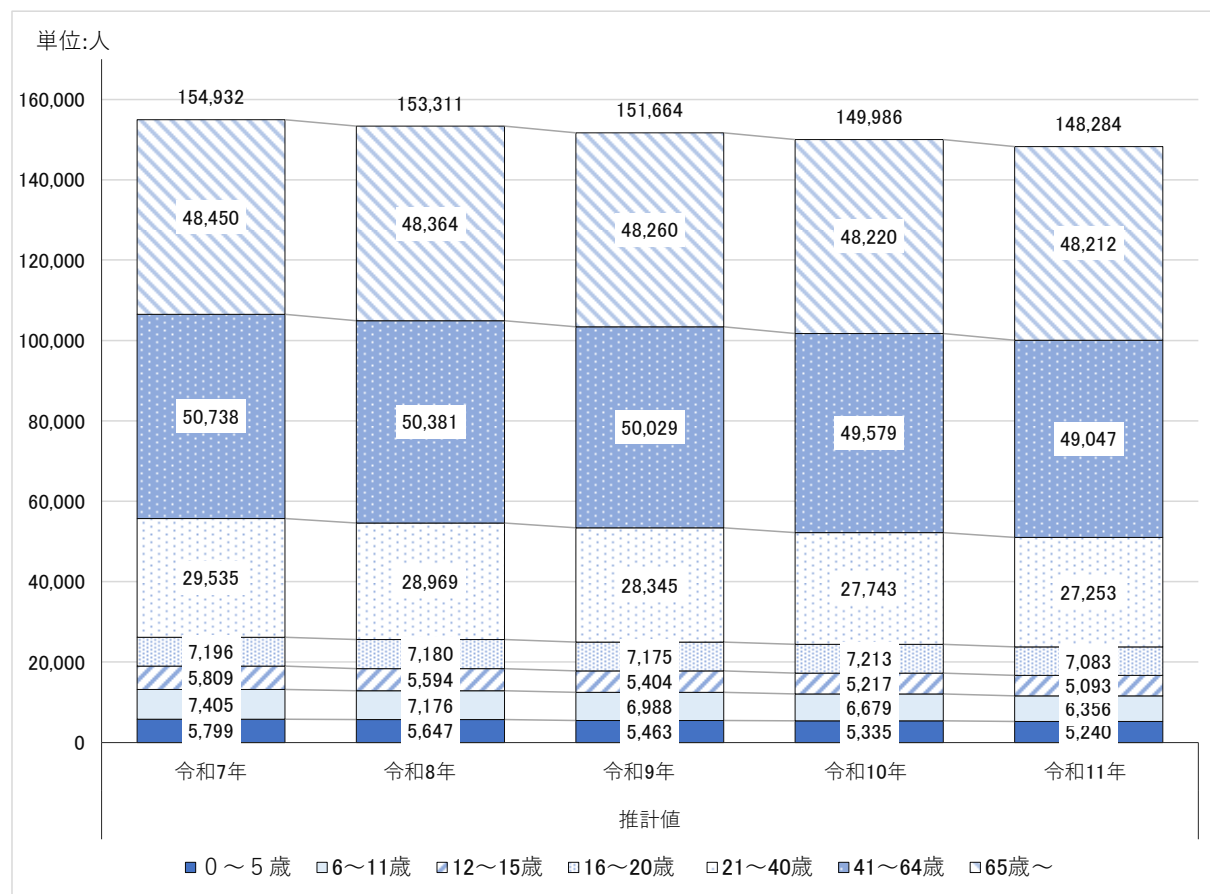
※コーホート変化率法

「コーホート変化率法」とは、各コーホート(この場合1歳階級男女別人口)について、過去における実績人口の動勢から「変化率(令和2年から令和6年の各年・各年齢の変化率を求めその平均値を採用)」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

また、0歳人口の求め方については、20歳から44歳の女性人口と0歳人口の比(女性こども比(令和2年から令和6年の各年の比率を求めその平均値を採用))により求めます。



【推計人口】



8 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件等地域の実情に応じて総合的に勘案し、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本市では、市内の中学校区を単位に需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を設定します。また、「地域子ども・子育て支援事業」は、全市を一区域とします。

9 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、今後のこどもの数の増減を踏まえて、地域のきめ細かい教育・保育ニーズに対応していくには広域での調整を図っていくことが求められることから、本市では、教育・保育事業については中学校区単位、地域子ども・子育て支援事業については市内全域を圏域としてとらえ、教育・保育提供区域の基本とします。

子ども・子育て支援サービスの見込み量について、教育・保育提供区域の計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」は、市に居住するこどもの「幼稚園」「保育園」「認定こども園」「認可外保育施設」等の「第2期計画期間の利用状況」と「子どもの人口の推移」を踏まえて設定します。

設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育提供区域に、「教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園）による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

■教育・保育施設及び事業

【区域設定：中学校区】

教育・保育施設及び地域型保育事業	対象児童年齢
1号認定（認定こども園及び幼稚園）＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2号認定（認定こども園及び保育園）＜共働き家庭＞	3～5歳
3号認定（認定こども園及び保育園＋地域型保育事業）＜共働き家庭＞	0～2歳



第5章 教育・保育の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本市では、先述のように市全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

Ⅰ 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援サービスの見込み量について、教育・保育提供区域の計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」は、市に居住するこどもの「幼稚園」、「保育園」、「認定こども園」、「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定しています。

設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育提供区域に、「教育・保育施設（幼稚園、保育園、認定こども園）による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定しています。

用 語	説 明
特定教育・保育施設	特定教育・保育施設とは、施設型給付（施設の運営等に係る費用の補助）を受けるために市町村から「確認」が行われた認定こども園や幼稚園、保育園のこと。
地域型保育	多様な施設や事業者を市が新たに認可をする保育事業。主に待機児童の多い0歳児から2歳児が対象となり、少人数の単位で保育を行う。保育環境や運営、給食の提供など一定の基準を満たす事業所を認可する。
小規模保育	国の認可事業として位置付けられ、小規模保育事業として認可されることで、補助金や財政支援を受けられる仕組みが整う。これにより、職員の確保がし易くなるだけでなく、多様な主体が、多様なスペースを活用して、質の高い保育が提供できる。
認可外保育施設	認可保育施設と認可外保育施設の大きな違いは補助金の有無。認可外保育施設は補助金が出ない分、保育料を高く設定しなければならないが、認可保育施設より経費を抑えつつ保護者のニーズに沿った運営をしやすいというメリットもある。
企業主導型保育施設の地域枠	企業の事業に合わせた保育を実現する企業主導型保育であるが、実は地域枠を設定して従業員以外の子どもを受け入れることも可能。従業員のこどもに保育を充足するため保育施設を運営するとはいえ、こどもの数は変動する可能性が十分にある。利用者が少なくなれば採算をとることは難しいため企業主導型保育では地域枠を活用して受け入れるという方策がある。

■市全体

(単位:人)

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1号認定	特定教育・保育施設	見込量合計①	648	588	533	492	451
		確保方策②	648	588	533	492	451
		過不足②-①	0	0	0	0	0
2号認定	特定教育・保育施設	見込量合計①	2,484	2,477	2,469	2,464	2,455
		確保方策②	2,458	2,451	2,443	2,438	2,429
	幼稚園+預かり保育	確保方策②	26	26	26	26	26
	計		2,484	2,477	2,469	2,464	2,455
	過不足②-①		0	0	0	0	0
3号認定 (0歳)	特定教育・保育施設	見込量合計①	121	116	109	103	98
		確保方策②	114	109	102	96	91
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	4	4	4	4
	認可外保育施設		確保方策②	1	1	1	1
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	2	2	2	2
	計		121	116	109	103	98
	保育利用率(%)		13.2	12.9	12.3	11.9	11.5
	過不足②-①		0	0	0	0	0
3号認定 (1・2歳)	特定教育・保育施設	見込量合計①	1,280	1,268	1,254	1,245	1,232
		確保方策②	1,245	1,233	1,218	1,209	1,196
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	22	22	22	22
	認可外保育施設		確保方策②	13	13	13	13
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	6	6	6	6
	計		1,286	1,274	1,259	1,250	1,237
	保育利用率(%)		71.8	72.3	69.2	70.0	70.5
	過不足②-①		6	6	5	5	5

※「保育利用率」とは、満3歳未満のこどもの数全体に占める、保育認定を受けた満3歳未満のこども(3号認定)の認定こども園、保育所、地域型保育事業の利用定員数の割合。



(1・2歳内訳)

3号認定 (1歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	574	569	562	558	554
			確保方策②	559	554	547	543	535
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	9	9	9	9	9
	認可外保育施設		確保方策②	5	5	5	5	5
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	1	1	1	1	1
	計			574	569	562	558	550
	保育利用率(%)			67.8	61.6	62.0	62.8	62.9
	過不足②-①			0	0	0	0	▲4
3号認定 (2歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	706	699	692	687	678
			確保方策②	686	679	671	666	661
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	13	13	13	13	13
	認可外保育施設		確保方策②	8	8	8	8	8
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	5	5	5	5	5
	計			712	705	697	692	687
	保育利用率(%)			75.3	84.1	76.3	77.2	78.1
	過不足②-①			6	6	5	5	9

(1) 嬉野中学校区

(単位:人)

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1号認定	特定教育・保育施設	見込量合計①	87	72	59	49	40
		確保方策②	87	72	59	49	40
		過不足②-①	0	0	0	0	0
2号認定	特定教育・保育施設	見込量合計①	268	266	263	261	258
		確保方策②	268	266	263	261	258
	幼稚園+預かり保育		0	0	0	0	0
	計		268	266	263	261	258
	過不足②-①		0	0	0	0	0
3号認定 (0歳)	特定教育・保育施設	見込量合計①	9	9	9	9	9
		確保方策②	8	8	8	8	8

	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0	0
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	1	1	1	1	1
	計			9	9	9	9	9
	過不足②-①			0	0	0	0	0
3号認定 (1・2歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	124	117	109	101	93
			確保方策②	108	101	93	85	77
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	11	11	11	11	11
	認可外保育施設		確保方策②	3	3	3	3	3
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	2	2	2	2	2
	計			124	117	109	101	93
	過不足②-①			0	0	0	0	0

(1・2歳内訳)

3号認定 (1歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	58	55	51	47	44
			確保方策②	51	48	44	40	36
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	5	5	5	5	5
	認可外保育施設		確保方策②	1	1	1	1	1
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	1	1	1	1	1
	計			58	55	51	47	43
	過不足②-①			0	0	0	0	▲1
3号認定 (2歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	66	62	58	54	49
			確保方策②	57	53	49	45	41
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	6	6	6	6	6
	認可外保育施設		確保方策②	2	2	2	2	2
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	1	1	1	1	1
	計			66	62	58	54	50
	過不足②-①			0	0	0	0	1



(2) 三雲中学校区

(単位:人)

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1号認定	特定教育・保育施設	見込量合計①	49	41	34	32	30
		確保方策②	49	41	34	32	30
		過不足②-①	0	0	0	0	0
2号認定	特定教育・保育施設	見込量合計①	331	329	327	325	323
		確保方策②	330	328	326	324	322
	幼稚園+預かり保育	確保方策②	1	1	1	1	1
	計		331	329	327	325	323
	過不足②-①		0	0	0	0	0
3号認定 (0歳)	特定教育・保育施設	見込量合計①	17	16	15	13	12
		確保方策②	17	16	15	13	12
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0
	計		17	16	15	13	12
	過不足②-①		0	0	0	0	0
3号認定 (1・2歳)	特定教育・保育施設	見込量合計①	181	179	177	175	173
		確保方策②	181	179	177	175	173
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0
	計		181	179	177	175	173
	過不足②-①		0	0	0	0	0

(1・2歳内訳)

3号認定 (1歳)	特定教育・保育施設	見込量合計①	85	84	83	82	81
		確保方策②	85	84	83	82	81
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0

	企業主導型保育施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			85	84	83	82	81
	過不足②-①			0	0	0	0	0
3号認定 (2歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	96	95	94	93	92
			確保方策②	96	95	94	93	92
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			96	95	94	93	92
	過不足②-①			0	0	0	0	0

(3) 鎌田中学校区

(単位:人)

				令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1号認定	特定教育・保育施設		見込量合計①	150	143	135	129	122
			確保方策②	150	143	135	129	122
			過不足②-①	0	0	0	0	0
2号認定	特定教育・保育施設		見込量合計①	144	145	146	147	147
			確保方策②	134	135	136	137	137
	幼稚園+預かり保育		確保方策②	10	10	10	10	10
	計			144	145	146	147	147
	過不足②-①			0	0	0	0	0
3号認定 (0歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	6	6	5	5	5
			確保方策②	6	6	5	5	5
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			6	6	5	5	5
	過不足②-①			0	0	0	0	0
3号認定	特定教育・保育施設		見込量合計①	89	91	92	94	96



(1・2歳)			確保方策②	95	97	97	99	101
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0	0
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			95	97	97	99	101
	過不足②-①			6	6	5	5	5

(1・2歳内訳)

3号認定 (1歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	40	41	41	42	43
			確保方策②	43	44	44	45	45
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0	0
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			43	44	44	45	45
	過不足②-①			3	3	3	3	2
3号認定 (2歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	49	50	51	52	53
			確保方策②	52	53	53	54	56
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0	0
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			52	53	53	54	56
	過不足②-①			3	3	2	2	3

(4) 東部中学校区

(単位:人)

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1号認定	特定教育・保育施設	見込量合計①	33	28	24	21	18
		確保方策②	33	28	24	21	18
		過不足②-①	0	0	0	0	0
2号認定	特定教育・保育施設	見込量合計①	93	95	96	98	100
		確保方策②	92	94	95	97	99
	幼稚園+預かり保育	確保方策②	1	1	1	1	1
	計		93	95	96	98	100
	過不足②-①		0	0	0	0	0
3号認定 (0歳)	特定教育・保育施設	見込量合計①	4	4	4	3	3
		確保方策②	4	4	4	3	3
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0
	計		4	4	4	3	3
	過不足②-①		0	0	0	0	0
3号認定 (1・2歳)	特定教育・保育施設	見込量合計①	40	39	38	37	36
		確保方策②	39	38	37	36	35
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	1	1	1	1
	計		40	39	38	37	36
	過不足②-①		0	0	0	0	0

(1・2歳内訳)

3号認定 (1歳)	特定教育・保育施設	見込量合計①	15	15	14	14	14
		確保方策②	15	14	14	14	13
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0



	企業主導型保育施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			15	14	14	14	13
	過不足②-①			0	▲1	0	0	▲1
3号認定 (2歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	25	24	24	23	22
			確保方策②	24	24	23	22	22
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		確保方策②	1	1	1	1	1
	計			25	25	24	23	23
	過不足②-①			0	1	0	0	1

(5) 久保中学校区

(単位:人)

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
1号認定	特定教育・保育施設		見込量合計①	132	122	113	105	97
			確保方策②	132	122	113	105	97
			過不足②－①	0	0	0	0	0
2号認定	特定教育・保育施設		見込量合計①	585	581	578	574	570
			確保方策②	579	575	572	568	564
	幼稚園＋預かり保育		確保方策②	6	6	6	6	6
	計		585	581	578	574	570	
	過不足②－①		0	0	0	0	0	
3号認定 (0歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	27	25	23	21	19
			確保方策②	22	20	18	16	14
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	3	3	3	3	3
	認可外保育施設		確保方策②	1	1	1	1	1
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	1	1	1	1	1
	計		27	25	23	21	19	
	過不足②－①		0	0	0	0	0	
3号認定	特定教育・保育施設	見込量合計①	281	273	264	256	248	

(1・2歳)			確保方策②	269	261	252	244	236
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	7	7	7	7	7
	認可外保育施設		確保方策②	4	4	4	4	4
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	1	1	1	1	1
	計			281	273	264	256	248
	過不足②-①			0	0	0	0	0

(1・2歳内訳)

3号認定 (1歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	121	117	114	110	107
			確保方策②	116	112	108	105	101
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	3	3	3	3	3
	認可外保育施設		確保方策②	2	2	2	2	2
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			121	117	113	110	106
	過不足②-①			0	0	▲1	0	▲1
3号認定 (2歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	160	156	150	146	141
			確保方策②	153	149	144	139	135
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	4	4	4	4	4
	認可外保育施設		確保方策②	2	2	2	2	2
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	1	1	1	1	1
	計			160	156	151	146	142
	過不足②-①			0	0	1	0	1

(6) 殿町中学校区

(単位:人)

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1号認定	特定教育・保育施設	見込量合計①	0	0	0	0	0
		確保方策②	0	0	0	0	0
		過不足②-①	0	0	0	0	0
2号認定	特定教育・保育施設	見込量合計①	160	154	148	143	137
		確保方策②	155	149	143	138	132
	幼稚園+預かり保育	確保方策②	5	5	5	5	5
	計		160	154	148	143	137
	過不足②-①		0	0	0	0	0
3号認定 (0歳)	特定教育・保育施設	見込量合計①	2	2	2	2	2
		確保方策②	2	2	2	2	2
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0
	計		2	2	2	2	2
	過不足②-①		0	0	0	0	0
3号認定 (1・2歳)	特定教育・保育施設	見込量合計①	68	66	64	63	61
		確保方策②	63	61	59	58	56
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	3	3	3	3
	認可外保育施設		確保方策②	1	1	1	1
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	1	1	1	1
	計		68	66	64	63	61
	過不足②-①		0	0	0	0	0

(1・2歳内訳)

3号認定 (1歳)	特定教育・保育施設	見込量合計①	29	28	27	26	26
		確保方策②	26	26	25	24	24
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	1	1	1	1
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0

	企業主導型保育施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			27	27	26	25	25
	過不足②-①			▲2	▲1	▲1	▲1	▲1
3号認定 (2歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	39	38	37	37	35
			確保方策②	37	35	34	34	32
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	2	2	2	2	2
	認可外保育施設		確保方策②	1	1	1	1	1
	企業主導型保育施設の地域枠		確保方策②	1	1	1	1	1
	計			41	39	38	38	36
	過不足②-①			2	1	1	1	1

(7) 西中学校区

(単位:人)

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
1号認定	特定教育・保育施設		見込量合計①	81	74	67	61	55
			確保方策②	81	74	67	61	55
			過不足②－①	0	0	0	0	0
2号認定	特定教育・保育施設		見込量合計①	183	185	187	189	191
			確保方策②	181	183	185	187	189
	幼稚園＋預かり保育		確保方策②	2	2	2	2	2
	計			183	185	187	189	191
	過不足②－①			0	0	0	0	0
3号認定 (0歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	22	22	22	23	23
			確保方策②	22	22	22	23	23
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0	0
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			22	22	22	23	23
	過不足②－①			0	0	0	0	0
3号認定	特定教育・保育施設	見込量合計①	105	105	105	106	106	



(1・2歳)			確保方策②	102	102	102	103	103
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	2	2	2	2	2
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	1	1	1	1	1
	計			105	105	105	106	106
	過不足②-①			0	0	0	0	0

(1・2歳内訳)

3号認定 (1歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	50	50	50	51	51
			確保方策②	49	49	49	49	49
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	1	1	1	1	1
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			50	50	50	50	50
	過不足②-①			0	0	0	▲1	▲1
3号認定 (2歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	55	55	55	55	55
			確保方策②	53	53	53	54	54
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	1	1	1	1	1
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	1	1	1	1	1
	計			55	55	55	56	56
	過不足②-①			0	0	0	1	1

(8) 中部中学校区

(単位:人)

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1号認定	特定教育・保育施設	見込量合計①	92	84	77	71	65
		確保方策②	92	84	77	71	65
		過不足②-①	0	0	0	0	0
2号認定	特定教育・保育施設	見込量合計①	597	603	609	616	622
		確保方策②	596	602	608	615	621
	幼稚園+預かり保育	確保方策②	1	1	1	1	1
	計		597	603	609	616	622
	過不足②-①		0	0	0	0	0
3号認定 (0歳)	特定教育・保育施設	見込量合計①	27	25	22	20	18
		確保方策②	26	24	21	19	17
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	1	1	1	1
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0
	計		27	25	22	20	18
	過不足②-①		0	0	0	0	0
3号認定 (1・2歳)	特定教育・保育施設	見込量合計①	343	350	357	365	372
		確保方策②	339	346	353	361	368
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	1	1	1	1
	認可外保育施設		確保方策②	3	3	3	3
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0
	計		343	350	357	365	372
	過不足②-①		0	0	0	0	0

(1・2歳内訳)

3号認定 (1歳)	特定教育・保育施設	見込量合計①	158	161	164	168	171
		確保方策②	156	159	162	166	169
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	1	1	1	1



	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			157	160	163	167	170
	過不足②-①			▲1	▲1	▲1	▲1	▲1
3号認定 (2歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	185	189	193	197	201
			確保方策②	183	187	191	195	199
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	1	1	1	1	1
	認可外保育施設		確保方策②	2	2	2	2	2
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			186	190	194	198	202
	過不足②-①			1	1	1	1	1

(9) 大江(多気)中学校区

(単位:人)

				令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1号認定	特定教育・保育施設		見込量合計①	12	12	12	12	12
			確保方策②	12	12	12	12	12
			過不足②-①	0	0	0	0	0
2号認定	特定教育・保育施設		見込量合計①	39	40	40	41	41
			確保方策②	39	40	40	41	41
	幼稚園+預かり保育		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			39	40	40	41	41
	過不足②-①			0	0	0	0	0
3号認定 (0歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	1	1	1	1	1
			確保方策②	1	1	1	1	1
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0	0
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			1	1	1	1	1
	過不足②-①			0	0	0	0	0
3号認定	特定教育・保育施設		見込量合計①	14	13	13	13	13

(1・2歳)			確保方策②	14	13	13	13	13
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0	0
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			14	13	13	13	13
	過不足②-①			0	0	0	0	0

(1・2歳内訳)

3号認定 (1歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	4	4	4	4	4
			確保方策②	4	4	4	4	4
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0	0
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			4	4	4	4	4
	過不足②-①			0	0	0	0	0
3号認定 (2歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	10	9	9	9	9
			確保方策②	10	9	9	9	9
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0	0
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			10	9	9	9	9
	過不足②-①			0	0	0	0	0



(10) 飯南中学校区

(単位:人)

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1号認定	特定教育・保育施設	見込量合計①	10	10	10	10	10
		確保方策②	10	10	10	10	10
		過不足②-①	0	0	0	0	0
2号認定	特定教育・保育施設	見込量合計①	55	51	48	45	42
		確保方策②	55	51	48	45	42
	幼稚園+預かり保育	確保方策②	0	0	0	0	0
	計		55	51	48	45	42
	過不足②-①		0	0	0	0	0
3号認定 (0歳)	特定教育・保育施設	見込量合計①	2	2	2	2	2
		確保方策②	2	2	2	2	2
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0
	計		2	2	2	2	2
	過不足②-①		0	0	0	0	0
3号認定 (1・2歳)	特定教育・保育施設	見込量合計①	28	28	28	28	27
		確保方策②	28	28	28	28	27
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0
	計		28	28	28	28	27
	過不足②-①		0	0	0	0	0

(1・2歳内訳)

3号認定 (1歳)	特定教育・保育施設	見込量合計①	11	11	11	11	10
		確保方策②	11	11	11	11	10
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0

	企業主導型保育施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			11	11	11	11	10
	過不足②-①			0	0	0	0	0
3号認定 (2歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	17	17	17	17	17
			確保方策②	17	17	17	17	17
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			17	17	17	17	17
	過不足②-①			0	0	0	0	0

(11) 飯高中学校区

(単位:人)

				令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1号認定	特定教育・保育施設		見込量合計①	2	2	2	2	2
			確保方策②	2	2	2	2	2
			過不足②-①	0	0	0	0	0
2号認定	特定教育・保育施設		見込量合計①	29	28	27	25	24
			確保方策②	29	28	27	25	24
	幼稚園+預かり保育		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			29	28	27	25	24
	過不足②-①			0	0	0	0	0
3号認定 (0歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	4	4	4	4	4
			確保方策②	4	4	4	4	4
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			4	4	4	4	4
	過不足②-①			0	0	0	0	0

3号認定	特定教育・保育施設	見込量合計①	7	7	7	7	7
------	-----------	--------	---	---	---	---	---



(1・2歳)			確保方策②	7	7	7	7	7
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0	0
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			7	7	7	7	7
	過不足②-①			0	0	0	0	0

(1・2歳内訳)

3号認定 (1歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	3	3	3	3	3
			確保方策②	3	3	3	3	3
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0	0
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			3	3	3	3	3
	過不足②-①			0	0	0	0	0
3号認定 (2歳)	特定教育・保育施設		見込量合計①	4	4	4	4	4
			確保方策②	4	4	4	4	4
	地域型 保育	小規模 保育	確保方策②	0	0	0	0	0
	認可外保育施設		確保方策②	0	0	0	0	0
	企業主導型保育 施設の地域枠		確保方策②	0	0	0	0	0
	計			4	4	4	4	4
	過不足②-①			0	0	0	0	0

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

地域子ども・子育て支援制度については、下表のとおりです。

■地域子ども・子育て支援事業の一覧

【区域設定：市内全域】

対 象 事 業		対 象 年 齢 等
①	利用者支援事業	妊産婦・こども・子育て家庭
②	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	就学前児童(0～5歳)及びその保護者
③	一時預かり事業	就学前児童(0～5歳)及びその保護者
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児と保護者
⑤	養育支援訪問事業	養育の支援が特に必要な家庭
⑥	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳 1～6年生
⑦	子育て短期支援事業(ショートステイ)	0～17 歳
⑧	延長(時間外)保育事業	0～5歳
⑨	病児・病後児保育事業	0～5歳 1～3年生
⑩	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	1～6年生
⑪	妊婦健康診査事業	妊婦・胎児
⑫	妊婦等包括相談支援事業【新規】	妊婦・子育て家庭
⑬	産後ケア事業【新規】	産婦・乳児
⑭	実費徴収に係る補足給付事業	「副食材料費」補助
⑮	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	量的拡大
⑯	子育て世帯訪問支援事業【新規】	0～17 歳
⑰	児童育成支援拠点事業【新規】	0～17 歳
⑱	親子関係形成支援事業【新規】	0～17 歳
⑲	こども誰でも通園制度【新規】	0歳 6 か月～3歳未満



教育・保育提供区域に、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」「推計人口」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域に設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに「地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦がニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の必要な支援を選択して円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・共同の体制づくり等を行います。

基本型では、市内の子育て支援センター2か所で子育て家庭に寄り添った相談・支援を行います。

特定型では、こども未来課の保育コンシェルジュが、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における幼稚園・保育園などの施設や各種保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行います。

こども家庭センター型では、母子保健と児童福祉の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康保持及び健康増進に関する包括的な支援として、妊娠届出時の保健師等専門職による面談で妊娠中から継続して子育ての応援及び支援をします。また、全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
基本型	見込量合計①	2	2	2	2	2
	確保方策②	2	2	2	2	2
特定型	見込量合計①	1	1	1	1	1
	確保方策②	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	見込量合計①	1	1	1	1	1
	確保方策②	1	1	1	1	1
過不足②-①		0	0	0	0	0

※こども家庭センター型には、母子保健機能と児童福祉機能を有する施設 1 か所、および母子保健機能を有する施設 1 か所を含む。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

延利用者数／単位:人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
地域子育て支援 拠点事業 (人)	見込量合計①	20,195	20,767	21,354	21,958	22,580
	確保方策②	20,195	20,767	21,354	21,958	22,580
過不足②-①		0	0	0	0	0
施設数		13	13	13	13	13

(3) 一時預かり事業

幼稚園において、通常の教育時間の前後（教育時間の延長）や長期休業期間中などに保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施します。私立幼稚園（2園）、公立幼稚園（6園）、公立認定こども園（4園）で実施している「預かり保育」については、ニーズを把握しながら、点検・評価していきます。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
幼稚園における預か り保育（人日/年）	見込量合計①	33,912	35,569	37,306	39,127	41,038
	確保方策②	33,912	35,569	37,306	39,127	41,038
過不足②-①		0	0	0	0	0
施設数		1	1	1	1	1
幼稚園以外の預かり 保育（人日/年）	見込量合計①	1,280	2,200	2,796	3,554	4,518
	確保方策②	1,280	2,200	2,796	3,554	4,518
過不足②-①		0	0	0	0	0
施設数		2	2	2	2	2



(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
乳児家庭全戸訪問 事業 (年・延訪問人数)	見込量合計①	1,000	990	980	970	960
	確保方策②	1,000	990	980	970	960
過不足②-①		0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・看護師等専門職が訪問し、養育に関する指導・助言を行います。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
専門的相談支援 (年・延人数)	見込量合計①	700	700	700	700	700
	確保方策②	700	700	700	700	700
過不足②-①		0	0	0	0	0

(6) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償でこどもを預かるなど相互援助活動組織で、依頼会員は小学校6年生までのこどもを持つ保護者です。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用状況 (年・延人数)	見込量合計①	850	850	850	850	850
	確保方策②	850	850	850	850	850
過不足②-①		0	0	0	0	0
施設数		1	1	1	1	1

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病や仕事等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、または、緊急一時的に母子を保護することが必要な時に、児童養護施設その他の施設において保護を行う事業です。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
子育て短期支援事業 （ショートステイ） （年・延人数）	見込量合計①	129	129	129	129	129
	確保方策②	129	129	129	129	129
過不足②-①		0	0	0	0	0
施設数		8	8	8	8	8

(8) 延長保育事業

認可保育園において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
延長保育事業 （月・延人数）	見込量合計①	427	426	425	425	424
	確保方策②	427	426	425	425	424
過不足②-①		0	0	0	0	0
施設数		17	17	17	17	17

(9) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象とし病院や保育園等で保育を行う事業です。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
病児・病後児保育 事業 （年延人数）	見込量合計①	806	913	1,034	1,170	1,326
	確保方策②	806	913	1,034	1,170	1,326
過不足②-①		0	0	0	0	0
施設数		2	2	2	2	2
ファミリー・サポート・センター		12	12	12	12	12



(10) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

月延人数／単位：人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
低学年	見込量合計①	1,164	1,205	1,250	1,294	1,341
高学年	見込量合計①	335	339	345	350	355
計	見込量合計①	1,499	1,544	1,595	1,644	1,696
	確保方策②	1,496	1,549	1,586	1,634	1,682
	過不足②-①	▲3	5	▲9	▲10	▲14
登録児童数		1,496	1,549	1,586	1,634	1,682
施設数(か所)		43	43	43	43	43

(11) 妊婦一般健康診査

母子保健法に基づき、妊婦の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導・支援を行い、安全な分娩と健康な児の出産につなげることを目的として健康診査を行う事業です。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
受診回数 (実人数)	見込量合計①	1,050	1,040	1,030	1,020	1,010
	確保方策②	1,050	1,040	1,030	1,020	1,010
過不足②-①		0	0	0	0	0

(12) 妊婦等包括相談支援事業

伴走型の相談支援であり、妊娠期から出産・子育てまでのニーズに応じた支援を行います。経済的支援も含まれています。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
妊婦等包括 相談支援	見込量合計①					
	妊娠届出数	1,050	1,040	1,030	1,020	1,010
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	3,150	3,120	3,090	3,060	3,030
	確保方策②					
		1,050	1,040	1,030	1,020	1,010
		3	3	3	3	3
		3,150	3,120	3,090	3,060	3,030
過不足②-①		0	0	0	0	0

(13) 産後ケア事業

育児不安がある産婦や育児支援を必要とする母子など、産後も安心して子育てができるように支援体制を整え、退院直後から産後1年未満の母子に対し、専門職による心身のケアや育児のサポートなど、医療機関や助産所に委託して実施する事業。宿泊型、通所型、訪問型など3つのサービス形態があり、委託先施設に宿泊や通所をしたり、助産師の家庭訪問を受けたりすることで、育児手技や産後の体調を整えることを目的としている事業です。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
産後ケア (人日)	見込量合計①	336	378	420	462	504
	確保方策②	336	378	420	462	504
過不足②-①		0	0	0	0	0

(14) 実費徴収に係る補足給付事業

特定教育・保育施設の利用者負担額については、市の条例や規則により保護者の所得等に応じて決定されますが、施設によっては、日用品や文房具など必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用などの実費徴収を行う場合があります。そういった実費分について、低所得で生計が困難であるものを対象に、公費による補助を行う事業です。

また、幼児教育・保育の無償化に伴い、すべての幼稚園において低所得で生計が困難であるものや小学3年生までの兄弟が2人以上いる児童の場合、副食材料費分について補助を行うための事業です。

(15) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育園、地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談、助言のほかに、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行います。

(16) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
子育て世帯訪問 支援事業 (人日)	見込量合計①	130	130	130	130	130
	確保方策②	216	216	216	216	216
過不足②-①		86	86	86	86	86

※この業務の支援対象は、次に掲げるような状態にある家庭を対象としています。

ア 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

イ 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

ウ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦がいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

エ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が特に支援が必要と認めた家庭(ヤングケアラー 等)

以上のような事象は、個別に必要と考えられる事象には、市保健・福祉部門、関係機関等の連携で必要に応じて対応してきています。今後においても、地域の民生委員・児童委員や近隣世帯との連携を図り、その把握に努めるとともに、関係機関による組織的な対応を図ります。

(17) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童育成支援拠点 事業 (人)	見込量合計①	10	10	10	10	10
	確保方策②	10	10	10	10	10
過不足②-①		0	0	0	0	0

※この業務の支援対象は、次に掲げるような状態にある家庭を対象としています。

ア 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期の児童及びその家庭

イ 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、学校に居場所のない主に学齢期の児童及びその家庭

ウ その他、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期の児童及びその家庭

支援拠点は、児童養護施設、児童館、児童家庭支援センター等の子育て関連施設や、その他市が子どもの居場所支援を行う場所になりますが、児童養護施設等とも連携し、必要な場合の対応を協議します。

(18) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
親子関係形成支援 事業 (人)	見込量合計①	20	20	20	20	20
	確保方策②	20	20	20	20	20
過不足②-①		0	0	0	0	0

※この業務の支援対象は、次に掲げるような状態にある家庭を対象としています。

○ 親子の関係性やこどもとの関わり方等に不安を抱えている 18 歳未満のこどもを養育する家庭で、次のいずれかに該当する家庭の保護者及び児童とする。

ア 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

イ 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

ウ 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市が当該支援を必要と認めた家庭

個別に必要な事象には、市保健・福祉部門、関係機関等の連携で必要に応じて対応してきています。今後においても、地域の民生委員・児童委員や近隣世帯、学校等関係機関との連携を図り、その把握に努めるとともに、関係機関による組織的な対応を図ります。

(19) こども誰でも通園制度

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、就労要件等を問わず多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するための事業です。松阪市では令和 8 年度からの本格実施を前に令和 6 年度より試行的に実施しています。

【松阪市のこども誰でも通園】

対 象 者 0歳6か月から満3歳未満

実施場所 三雲北こども園内誰でも通園ルーム

利用時間 こども一人当たり月10時間が上限

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
こども誰でも 通園制度 (人日)	(0歳児)	見込量合計①	2	2	2	2	2
		確保方策②	12	12	12	12	12
		過不足②-①	10	10	10	10	10
	(1歳児)	見込量合計①	1	1	1	1	1
		確保方策②	6	6	6	6	6
		過不足②-①	5	5	5	5	5
	(2歳児)	見込量合計	1	1	1	1	1
		確保方策	6	6	6	6	6
		過不足②-①	5	5	5	5	5





第6章 計画の推進

1 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供

認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟にこどもを受け入れられる施設であることを周知するとともに、将来的な児童人口の減少を見据え、幼稚園及び保育園から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。

また、認定こども園、幼稚園及び保育園の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携を図ります。

2 教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 教育・保育の質の向上

生涯にわたる人間形成の基盤となる乳幼児期において、適切な保育や教育を受けることができるように、幼稚園・保育園・認定こども園等において、一人ひとりのこどもの発達に必要な経験を見通した教育・保育の内容と環境の充実に努めます。

(2) 幼稚園教諭・保育士等の資質の向上

幼稚園教諭、保育士、保育教諭の合同研修を行うなど、情報や共通の課題を共有するとともに、幼稚園・保育園・認定こども園等それぞれの教育・保育の特徴を把握しつつ、職務能力の向上を図る取組を推進します。

(3) 就学前教育・保育から小学校教育への円滑な接続の推進

小学校での学習や生活を円滑に行えるよう、就学前教育・保育と小学校教育の滑らかで確実な接続を図り、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校が互いに教育の方向性を共有して、育ちと学びの連続性を見通した教育内容の充実に努めていきます。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等を利用する方が無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。本市では公正かつ適正な支給の確保とともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、円滑な給付を実施します。

4 計画の推進体制

(1) 庁内・関係機関の連携強化

本計画において取り組む施策は多岐にわたっており、庁内の関係各課が主体的に推進していくことが重要です。各課の連絡や調整を密にしながら、全庁的な取組を進めます。

また、法律等に基づく制度や事業その他の広域的な対応を必要とする事柄について、関係機関との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を図ります。

(2) 多様な主体との連携による推進

こども・若者とすべての子育て家庭を支援する施策を推進するためには、行政だけでなく、様々な分野における関わりが必要となります。家庭や地域をはじめ、NPO、ボランティア、教育・保育施設の事業者、民間企業、団体等との連携・協働により社会全体で取組を進めます。

(3) 情報提供・周知

市内の多様なサービス等の情報を、広報やホームページ「子育て応援サイト」、松阪ナビなどの媒体を通じて周知を図り、地域社会全体での子育て支援の機運醸成を図ります。また、本計画における進捗状況等は結果をホームページで公開し、より効果的な支援につなげていきます。

(4) 広域的な連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や三重県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

5 計画の進行管理

毎年度、計画の実施状況については、取組に関する成果・課題等を取りまとめ、「松阪市子ども・子育て会議」に報告します。なかでも、地域子ども・子育て支援事業の19事業に関する実施状況については、実績の推移や施策に関する調査などにより、点検・評価してその進行管理を行います。

なお、本計画の最終年度である令和11年度には、同会議において総括的な評価等に基づき計画の見直しを実施します。



資料編

Ⅰ 松阪市子ども・子育て会議委員名簿(令和5年度・令和6年度)

委員氏名	役職	選出区分	備考
山口 昌澄	高田短期大学 子ども学科教授	学識経験者	会長 令和6年3月31日まで
青木 信子			会長 令和7年3月31日まで
森 小百合	市民公募委員	市民公募委員	
鈴木 寛子	松阪市PTA連合会会長	小中学校保護者代表	令和6年3月31日まで
	松阪市PTA連合会事務局長	PTA連合会代表	令和7年3月31日まで
水谷 大地	松阪市PTA連合会会長	小中学校保護者代表	令和7年3月31日まで
加藤 亜由美	若葉保育園保護者会会長	保育園保護者代表	
鈴木 エリ子	花岡キッズハウス指導員	放課後児童クラブ 支援員代表	令和6年6月30日まで
中西 和久	ひがしくろべ楽童・支える会 会長		令和7年3月31日まで
大橋 信	おおはし小児科院長	小児科医代表	
鈴木 邦夫	株式会社三十三銀行 松阪市役所出張所長	企業代表	令和6年3月31日まで
齋藤 都			令和7年3月31日まで
塩谷 明美	松阪子どもNPOセンター 理事長	市民活動団体代表	
高島 清子	若葉保育園副園長	私立保育園代表	
木許 千賀	梅村幼稚園園長	私立幼稚園代表	
濱田 壽々子	中央地区民生委員児童委員 協議会主任児童委員	民生委員児童委員代表	
鈴木 道代	松阪市社会福祉協議会 地域生活支援課長	福祉団体代表	副会長

委員氏名	役職	選出区分	備考
西村 知晃	三教組松阪多気支部書記長	労働者代表	令和6年3月31日まで
橋本 淳平			令和7年3月31日まで
加藤 健二郎	松阪市立阿坂小学校長	小中学校代表	
刀根 由加里	松阪市立鎌田幼稚園 PTA代表	公立幼稚園保護者代表	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
岡田 彩	松阪市立三雲南こども園 保護者会会長	公立こども園保護者代表	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
辻木 慎吾	幼稚園・保育園・こども園代表	公立幼稚園代表	令和6年3月31日まで
金児 美季	松阪市立鎌田幼稚園園長		令和7年3月31日まで
稲垣 恵理	松阪市立三雲南こども園園長	公立こども園代表	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
竹内 令子	幼稚園・保育園・こども園代表	公立保育園代表	令和6年3月31日まで
中村 友美	松阪市立三郷保育園園長		令和7年3月31日まで

(順不同)



2 策定経過

開催日	審議内容等
令和5年7月13日	第32回 松阪市子ども・子育て会議 ・第2期松阪市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
令和5年12月7日	第33回 松阪市子ども・子育て会議 ・第3期松阪市子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査の実施について
令和5年12月～ 令和6年1月31日	松阪市子育て支援に関するアンケート調査実施 就学前児童と就学児童の保護者
令和6年7月	子育て支援に関するアンケート【団体等ヒアリング・アンケート】調査実施(12団体)
令和6年7月11日	第34回 松阪市子ども・子育て会議 ・第2期松阪市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第3期松阪市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・子育て支援に関するアンケート調査結果報告について
令和6年9月26日	第35回 松阪市子ども・子育て会議 ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策について ・子育て支援に関するアンケート【団体等ヒアリング・アンケート】調査結果の報告 ・松阪市こども計画(仮称)の策定について提案 ・小中学生用アンケート(案)、こども・若者アンケート(案)について
令和6年10月11日～ 11月8日	小学生・中学生アンケート調査実施 対象:市内小学6年生・中学3年生
令和6年10月25日～ 11月20日	こども・若者アンケート調査実施 対象:市内特別支援学校、高校に通う生徒、大学生他
令和7年1月30日	第36回 松阪市子ども・子育て会議 ・松阪市こども計画(案)について協議
令和7年2月13日	環境福祉委員会協議会 ・松阪市こども計画(案)について報告
令和7年2月14日～ 3月7日	松阪市こども計画(案)についてのパブリックコメントを実施 ・松阪市ホームページ等を通じて市民から意見・提案等を募集 結果 1人・1団体 16件
令和7年3月13日	第37回 松阪市子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの報告について ・松阪市こども計画(最終案)の検討と承認

3 松阪市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 24 日条例第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、松阪市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次の事項を所掌するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 松阪市子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 松阪市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する事。
- (5) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。ただし、より専門的な調査審議を行う必要があると認められるときは、臨時に委員を置くことができる。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 公募の市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。



(関係者の出席等)

第 7 条 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第 8 条 第 2 条に規定する所掌事務についてより専門的な調査審議を行う必要があるときは、子ども・子育て会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員及び臨時に置く委員をもって組織する。

(報酬及び費用弁償)

第 9 条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年松阪市条例第 53 号)の定めるところにより支給する。

(秘密の保持)

第 10 条 委員及び専門部会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(庶務)

第 11 条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども局において処理する。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第 6 条第 1 項の規定に関わらず、市長が招集する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日条例第 4 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 7 月 12 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 22 日条例第 4 号抄)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

4 用語解説(50音順)

あ行

【アイデンティティ】(P57)

自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。主体性。自己同一性。「自分らしさ」とも訳すことができる。

【インクルーシブ教育システム】(P45)

一人ひとりに応じた指導や支援(特別支援教育)に加え、障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み。

【インクルージョン】(P45)

「包括」「含有」「一体性」などと訳される。多様な人々がそれぞれの個性を尊重されつつ、その特性を活かしつつ社会・組織の一員として属している状態を指す。

【ウェルビーイング】(P1)

身体的、精神的、社会的に満たされている状態を指す言葉。心身が健康であるだけでなく、社会的にも良好であることを意味し、「幸福」と訳されることもある。世界保健機関(WHO)憲章でこの言葉が使われたことから、注目されている。

か行

【学校生活アシスタント】(P46)

市内の公立小中学校において、特別な支援を必要とする児童生徒の学習または生活上必要な支援を行う。

【コミュニティ・スクール】(P35)

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

さ行

【自己肯定感】(P32)

「ありのままの自分を肯定する、好意的に受け止めることができる感覚」のこと。

【ジェンダーギャップ】(P43)

男女の違いにより生じるさまざまな格差のこと。



【スクールカウンセラー】(P34)

臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童や生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う。不登校やいじめ、親子関係、学習関連などさまざまな問題や心の悩みを抱えた児童・生徒に寄り添い、専門的な知識やスキルを駆使して心のケアや早期の立ち直りを促す仕事。

【スクールソーシャルワーカー】(P34)

児童・生徒が生活のなかで抱えているさまざまな問題の解決を図る専門職。児童・生徒が抱える問題には、不登校、いじめ、暴力行為、虐待などがある。

【性的マイノリティ】(P43)

レズビアンやゲイといった性的少数者を表す言葉。代表的な性的マイノリティの頭文字をとって「LGBTQ」と表現することもある。

は 行

【貧困の連鎖】(P44)

貧困の連鎖：単に現在の生活が苦しいというだけでなく、貧困が世代を超えて受け継がれていく（連鎖する）こと。

【フッ化物洗口】(P54)

永久歯のむし歯予防を目的に一定の濃度のフッ化ナトリウムを含む溶液で 1 分間ぶくぶくうがいをする方法。

ま 行

【メディカルサポートアシスタント】(P46)

市内の公立小中学校において、特別支援学級に在籍する児童への医療的ケアや学習のサポートを行う。

や 行

【ヤングケアラー】(P17)

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

【ユニバーサルデザイン】(P35)

ユニバーサルとは、「すべてに共通の」、「普遍的な」という意味で、「ユニバーサルデザイン」を日本語に言いかえると、「すべての人のためのデザイン」「みんなにやさしいデザイン」という意味になる。

ら 行

【ライフイベント】(P60)

就職や結婚、出産・育児、住宅の購入など、人生で起こりうるさまざまな出来事。

【ライフステージ】(P37)

人生の変化を節目で区切った、それぞれの段階(ステージ)のこと。

【ロールプレイ】(P47)

現場や実際に近い疑似場面を想定し、その中で自分の役割を演じることで、スキルを身に付けるという学習方法。

L

【LINE(ライン)アカウント】(P65)

LINEに登録する際に必要な名前と電話番号を入力する個人情報のこと。



松阪市こども計画

すべてのこどもが夢と希望を持ち こどもの笑顔が輝くまち

発行日 2025 年(令和 7 年)3 月

発行元 松阪市

〒515-0078 松阪市春日町一丁目 19 番地 (健康センターはるる内)

松阪市健康福祉部こども局こども家庭センター

TEL 0598-20-8087 FAX 0598-26-0201

E-mail kod.katei.c@city.matsusaka.mie.jp

松阪市 HP <https://www.city.matsusaka.mie.jp>



※この計画書はユニバーサルデザインフォント(UD フォント)を使用しています